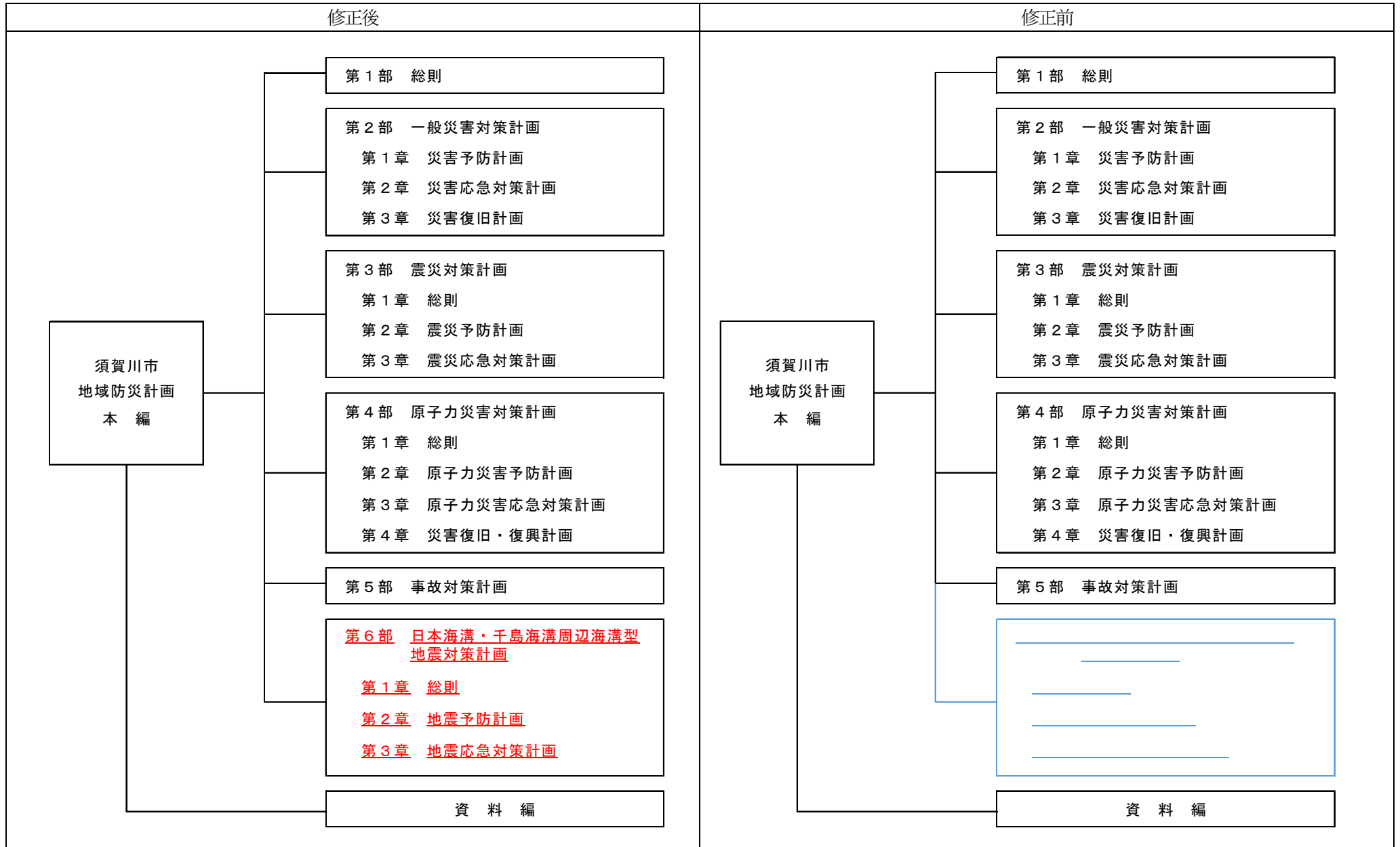


須賀川市地域防災計画
第1部 総則



須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後	修正前
<p>第3 計画の基本方針</p> <p>本計画の策定、推進において、以下の事項を基本とする。 <u>なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を踏まえながら取り組む。</u></p> <p><関係法令等の遵守> 災害対策基本法、その他関係法令を遵守するとともに、国・県の防災に関する計画との整合を図るものとする。</p> <p><防災・減災事業の推進> 風水害、地震災害の被害の防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、治山、治水等の防災・減災事業の推進を図る。</p> <p><施設・設備・資機材等の整備> 市及び防災関係機関は、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設・設備・資機材の整備を図る。</p> <p><ライフライン施設の強化> 上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が被害を受けると、応急対策の実施、市民の生活に多大な影響を及ぼすため、事業者は施設の安全の強化を図る。</p> <p><防災関係機関相互の協力体制の強化> 災害時の防災機関の活動が的確、総合的かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関相互の応援協力体制の確立を図る。</p> <p><地域の防災力の強化> 大規模な災害が発生した場合、防災関係機関が実施する応急活動には限界があり、地域における市民の積極的な活動が非常に重要となるため、</p>	<p>第3 計画の修正</p> <p>災害予防計画、災害応急対策計画をはじめ災害に関連する計画は、市、県、国、防災関係機関が一体的に行うべきものであるため、県、国、防災関係機関の計画の改訂、関係法令の改正、市の組織の改正、社会情勢の変化等にあわせ、本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。</p> <p>第4 計画の周知徹底</p> <p>市及び防災関係機関は、防災・減災教育、防災訓練、防災・減災に関する広報の実施等により職員及び市民に対し、本計画の周知徹底に努める。</p> <p>第5 計画の基本方針</p> <p>本計画の策定、推進において、以下の事項を基本とする。</p> <hr/> <p><関係法令等の遵守> 災害対策基本法、その他関係法令を遵守するとともに、国・県の防災に関する計画との整合を図るものとする。</p> <p><防災・減災事業の推進> 風水害、地震災害の被害の防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、治山、治水等の防災・減災事業の推進を図る。</p> <p><施設・設備・資機材等の整備> 市及び防災関係機関は、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設・設備・資機材の整備を図る。</p>

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後	修正前
<p>自主防災組織の組織化、地域コミュニティの強化を図る。</p> <p><市民の防災に関する意識の高揚> 「自らの身の安全は自らが守る」を基本に市民自らが災害に対する手段を備えるよう、市民の防災に関する意識の高揚を図る。</p> <p><発災直前及び発災後の活動目標> 活動区分ごとの基本的な活動目標について、災害の態様、状況に応じて検討して定める。</p> <p><要配慮者への対応> 急速な高齢化、国際化に伴い高齢者、外国人、観光客等が増大しており、要配慮者も増大しているため、これらの要配慮者に対して十分配慮した計画の策定を図る。</p>	<p><ライフライン施設の強化> 上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が被害を受けると、応急対策の実施、市民の生活に多大な影響を及ぼすため、事業者は施設の安全の強化を図る。</p> <p><防災関係機関相互の協力体制の強化> 災害時の防災機関の活動が的確、総合的かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関相互の応援協力体制の確立を図る。</p> <p><地域の防災力の強化> 大規模な災害が発生した場合、防災関係機関が実施する応急活動には限界があり、地域における市民の積極的な活動が非常に重要となるため、自主防災組織の組織化、地域コミュニティの強化を図る。</p>
<p><u>SDG s (Sustainable Development Goals)</u> <u>平成 27 (2015) 年 9 月に国連総会で採択された、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を、総合的な取り組みとして推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す、国際社会の共通目標です。</u></p> <div data-bbox="786 906 1093 1066" style="text-align: center;"> <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> </div> <p>第4 計画の修正</p> <p>災害予防計画、災害応急対策計画をはじめ災害に関連する計画は、市、県、国、防災関係機関が一体的に行うべきものであるため、県、国、防災関係機関の計画の改訂、関係法令の改正、市の組織の改正、社会情勢の変化等にあわせ、本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修</p>	<p><市民の防災に関する意識の高揚> 「自らの身の安全は自らが守る」を基本に市民自らが災害に対する手段を備えるよう、市民の防災に関する意識の高揚を図る。</p> <p><発災直前及び発災後の活動目標> 活動区分ごとの基本的な活動目標について、災害の態様、状況に応じて検討して定める。</p> <p><要配慮者への対応> 急速な高齢化、国際化に伴い高齢者、外国人、観光客等が増大しており、要配慮者も増大しているため、これらの要配慮者に対して十分配慮した計画の策定を図る。</p>

須賀川市地域防災計画
第 1 部 総則

修正後	修正前
<p>正する。</p> <p>第 5 計画の周知徹底</p> <p>市及び防災関係機関は、防災・減災教育、防災訓練、防災・減災に関する広報の実施等により職員及び市民に対し、本計画の周知徹底に努める。</p> <p>第 2 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第 2 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>3) 東北地方整備局 (郡山国道事務所・福島河川国道事務所郡山出張所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 ・直轄公共土木施設の整備と防災管理 ・洪水予警報等の発表及び伝達 ・水防活動の支援 	<div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> <p>第 2 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第 2 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>3) 東北地方整備局 (_____ 福島河川国道事務所郡山出張所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 ・直轄公共土木施設の整備と防災管理 ・洪水予警報等の発表及び伝達 ・水防活動の支援

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後	修正前
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通行規制及び輸送の確保 ・被災直轄公共土木施設の復旧 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通行規制及び輸送の確保 ・被災直轄公共土木施設の復旧 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
(略)	(略)
<p>4 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地・郡山駐屯地）</p>	<p>4 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地_____）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力
<p>5 指定公共機関</p>	<p>5 指定公共機関</p>
(略)	(略)
<p>7) 日本通運（株）（郡山支店<u>県南ロジスティクス事業所</u>）</p>	<p>7) 日本通運（株）（郡山支店<u>須賀川営業所</u>）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
(略)	(略)
<p>6 指定地方公共機関</p>	<p>6 指定地方公共機関</p>
(略)	(略)
<p>5) 医療関係機関（<u>（一社）</u>須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会）</p>	<p>5) 医療関係機関（_____須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・医療助産等救護活動の実施 ・救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 ・防疫その他保健衛生活動の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療助産等救護活動の実施 ・救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 ・防疫その他保健衛生活動の協力
(略)	(略)

須賀川市地域防災計画
第 1 部 総則

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>9) <u>(福)</u> 須賀川市社会福祉協議会</p> <p>・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>9) <u> </u> 須賀川市社会福祉協議会</p> <p>・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力</p> <p>(略)</p>
<h3>第3節 須賀川市の概況</h3> <h4>第1 位置及び面積</h4> <p>本市は、福島県のほぼ中央に<u> </u>位置<u> </u>し、東西に37.9km、南北に16.5kmの広がりを持ち、面積は279.43km²、北は郡山市、南東は石川郡、南西は岩瀬郡に隣接している。</p> <h4>第2 地勢</h4> <p>本市は、東西に扁平な形状をなしており、<u>西に那須連峰、東に阿武隈高地</u>の山々が連なり、その間の中央部に平坦地が広がっている。中央部を南から北に向かって流れる阿武隈川、西部の山岳地帯から中央部の平坦地に向かって流れ、合流しながら阿武隈川に注ぎ込む釈迦堂川、滑川等があり、その流れに沿って肥沃な農耕地が広がっている。</p> <p>(略)</p>	<h3>第3節 須賀川市の概況</h3> <h4>第1 位置及び面積</h4> <p>本市は、福島県のほぼ中央、<u>東経140度22分、北緯37度17分</u> 位置 <u>(市役所)</u> し、東西に37.9km、南北に16.5kmの広がりを持ち、面積は279.43km²、北は郡山市、南東は石川郡、南西は岩瀬郡に隣接している。</p> <h4>第2 地勢</h4> <p>本市は、東西に扁平な形状をなしており、<u>東に阿武隈山地、西に奥羽山系</u>の山々が連なり、その間の中央部に平坦地が広がっている。中央部を南から北に向かって流れる阿武隈川、西部の山岳地帯から中央部の平坦地に向かって流れ、合流しながら阿武隈川に注ぎ込む釈迦堂川、滑川等があり、その流れに沿って肥沃な農耕地が広がっている。</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後	修正前
<p>第4 活断層</p> <p>県内には、<u>主に</u>活断層であることが確実なもの（確実度Ⅰ）<u>から成る断層帯</u>として、「会津盆地西縁断層帯」、<u>「会津盆地東縁断層帯」</u>、「福島盆地西縁断層帯」、「双葉断層」<u>の4つ</u>がある。</p> <p>本市周辺としては、栃木県に位置するが活断層であることが確実なもの（確実度Ⅰ）とされている「関谷断層」、活断層と推定されるもの（確実度Ⅱ）として、「江花一虫笠断層」、「川桁山断層」がある。</p> <p>第5 人口</p> <p>本市は、平成17<u>（2005）</u>年4月1日に須賀川市、長沼町、岩瀬村が合併し、人口8万人の市となったが、平成22<u>（2010）</u>年の国勢調査においては、人口79,267人、25,792世帯、3.07人/世帯、平成27<u>（2015）</u>年の国勢調査においては、人口77,441人、26,345世帯、2.94人/世帯、<u>令和2（2020）年の国勢調査においては、人口74,992人、27,127世帯、2.76人/世帯</u>となっている。総世帯数が増加傾向にある一方、一世帯当たりの人員は減少しており、<u>世帯の少人数化</u>が進んでいる。</p> <p>第6 産業</p> <p><u>令和2（2020）</u>年における本市の就業構造は、第1次産業<u>8.0%</u>、第2次産業<u>31.5%</u>、第3次産業<u>60.5%</u>と就業者の半数以上が第3次産業に就業し、第1次産業就業者が減少、第3次産業が増加傾向にある。</p> <p>農業においては、米、きゅうり、りんごといった特産品をはじめ、野菜、果物等の栽培が中心となっている。工業は、電気、金属、食料、情報、窯業が中心となっており、須賀川テクニカルリサーチガーデン内に用地を整備し、地域雇用と産業振興を推進している。商業は、県中地域第2都市として、県道須賀川二本松線沿いに商業集積されてきたが、近年は国</p>	<p>第4 活断層</p> <p>県内には、<u>活断層</u>であることが確実なもの（確実度Ⅰ）<u>として</u>、「会津盆地西縁断層帯」<u>、「福島盆地西縁断層帯」</u>、「双葉断層」、<u>「大内一倉村断層」</u>の4つの<u>活断層</u>がある。</p> <p>本市周辺としては、栃木県に位置するが活断層であることが確実なもの（確実度Ⅰ）とされている「関谷断層」、活断層と推定されるもの（確実度Ⅱ）として、「江花一虫笠断層」、「川桁山断層」がある。</p> <p>第5 人口</p> <p>本市は、平成17<u>年</u>4月1日に須賀川市、長沼町、岩瀬村が合併し、人口8万人の市となったが、平成22<u>年</u>の国勢調査においては、人口79,267人、25,792世帯、3.07人/世帯、平成27<u>年</u>の国勢調査においては、人口77,441人、26,345世帯、2.94人/世帯<u>となっている</u>。総世帯数が増加傾向にある一方、一世帯当たりの人員は減少しており、<u>核家族化</u>が進んでいる。</p> <p>第6 産業</p> <p><u>平成27年</u>における本市の就業構造は、第1次産業<u>9.4%</u>、第2次産業<u>31.9%</u>、第3次産業<u>58.7%</u>と就業者の半数が第3次産業に就業し、第1次産業就業者が減少、第3次産業が増加傾向にある。</p> <p>農業においては、米、きゅうり、りんごといった特産品をはじめ、野菜、果物等の栽培が中心となっている。工業は、電気、金属、食料、情報、窯業が中心となっており、須賀川テクニカルリサーチガーデン内に用地を整備し、地域雇用と産業振興を推進している。商業は、県中地域第2都市として、県道須賀川二本松線沿いに商業集積されてきたが、近年は国</p>

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後	修正前																								
<p>道4号、市道1-20号線（東部環状線）沿いに郊外型の商業施設が立地している。</p> <p>観光は、阿武隈山系の豊かな自然資源があり、国指定名勝「須賀川の牡丹園」や、釈迦堂川花火大会、長沼まつり、更に「松明あかし」には、毎年たくさんの観光客が訪れている。</p>	<p>道4号、市道1-20号線（東部環状線）沿いに郊外型の商業施設が立地している。</p> <p>観光は、阿武隈山系の豊かな自然資源があり、国指定名勝「須賀川の牡丹園」や、釈迦堂川花火大会、長沼まつり、更に「松明あかし」には、毎年たくさんの観光客が訪れている。</p>																								
<p>【資料1-6】産業別就業人口</p>	<p>【資料1-6】産業別就業人口</p>																								
<p>第7 土地利用</p>	<p>第7 土地利用</p>																								
<p>本市は、東西に長く、国道4号を軸とする中央部地域に市街地が形成され、それぞれ東西に優良な農業地が広がり、さらにそれらの東西に阿武隈山系、奥羽山系の良好な自然環境を有する地域が広がっている。</p> <p>令和4(2022)年の地目別の土地利用は、山林が35.7%と最も多く、田の22.0%、畑の9.3%と続き、宅地は6.4%となっている。</p>	<p>本市は、東西に長く、国道4号を軸とする中央部地域に市街地が形成され、それぞれ東西に優良な農業地が広がり、さらにそれらの東西に阿武隈山系、奥羽山系の良好な自然環境を有する地域が広がっている。</p> <p>平成31年の地目別の土地利用は、山林が35.9%と最も多く、田の22.1%、畑の9.4%と続き、宅地は6.4%となっている。</p>																								
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																								
<p>第4節 災害履歴</p>	<p>第4節 災害履歴</p>																								
<p>第1 地震災害</p>	<p>第1 地震災害</p>																								
<p>昭和元年以降の福島県に被害を及ぼした主な地震は次のとおりである。</p>	<p>昭和元年以降の福島県に被害を及ぼした主な地震は次のとおりである。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月</th> <th>名称(震央地名)</th> <th>震度等</th> <th>被害場所・被害内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和2(1927)年 8月6日</td> <td>(宮城県沖)</td> <td>M6.7 震度5 福島 震度4 小名浜、猪苗代</td> <td>本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。</td> </tr> <tr> <td>昭和8(1933)年</td> <td>昭和三陸地震</td> <td>M8.1</td> <td>岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月	名称(震央地名)	震度等	被害場所・被害内容等	昭和2(1927)年 8月6日	(宮城県沖)	M6.7 震度5 福島 震度4 小名浜、猪苗代	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。	昭和8(1933)年	昭和三陸地震	M8.1	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月</th> <th>名称・震源地</th> <th>震度等</th> <th>被害場所・被害内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和2(1927)年 8月6日</td> <td>(阿武隈川河口)</td> <td>M6.9 福島5・小名浜4</td> <td>本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。</td> </tr> <tr> <td>昭和8(1933)年</td> <td>三陸地震津波</td> <td>M8.3</td> <td>岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月	名称・震源地	震度等	被害場所・被害内容等	昭和2(1927)年 8月6日	(阿武隈川河口)	M6.9 福島5・小名浜4	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。	昭和8(1933)年	三陸地震津波	M8.3	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福
発生年月	名称(震央地名)	震度等	被害場所・被害内容等																						
昭和2(1927)年 8月6日	(宮城県沖)	M6.7 震度5 福島 震度4 小名浜、猪苗代	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。																						
昭和8(1933)年	昭和三陸地震	M8.1	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福																						
発生年月	名称・震源地	震度等	被害場所・被害内容等																						
昭和2(1927)年 8月6日	(阿武隈川河口)	M6.9 福島5・小名浜4	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。																						
昭和8(1933)年	三陸地震津波	M8.3	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福																						

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後				修正前			
3月3日	<u>(三陸沖)</u>	<u>震度5</u> <u>福島、猪苗代</u> <u>震度4</u> <u>小名浜</u>	浦・中村・磯部1～1.5m程度の津波。相 双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決 壊、床下浸水5棟。	3月3日	<u>(三陸はるか沖)</u>	<u>福島5・小名浜4</u> _____ _____ _____	浦・中村・磯部1～1.5m程度の津波。相 双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決 壊、床下浸水5棟。
昭和10(1935)年 7月19日	(茨城県沖)	<u>M6.9</u> <u>震度5</u> <u>小名浜</u> <u>震度4</u> <u>猪苗代</u>	小津波の発生。	昭和10(1935)年 7月19日	(茨城県沖)	<u>M6.5</u> _____ <u>小名浜5</u> _____	小津波の発生。
昭和11(1936)年 11月3日	宮城県沖地震 (宮城県沖)	<u>M7.4</u> <u>震度5</u> <u>小名浜</u> <u>震度4</u> <u>福島、猪苗代</u>	小津波の発生。屋根瓦・土蔵壁のはく 落、道路の亀裂等が発生。	昭和11(1936)年 11月3日	宮城県沖地震 (宮城県沖)	<u>M7.7</u> <u>小名浜5・福島4</u> _____ _____	小津波の発生。屋根瓦・土蔵壁のはく 落、道路の亀裂等が発生。
昭和13(1938)年 5月23日	(茨城県沖)	<u>M7.0</u> <u>震度5</u> <u>福島、小名浜、</u> <u>猪苗代</u>	屋根瓦・土蔵壁のはく落250ヶ所、煙突 倒壊等7ヶ所、橋・堤防決壊6件。	昭和13(1938)年 5月23日	(茨城県沖)	<u>M7.1</u> _____ <u>福島・小名浜5</u> _____	屋根瓦・土蔵壁のはく落250ヶ所、煙突 倒壊等7ヶ所、橋・堤防決壊6件。
昭和13(1938)年 11月5日	(福島県沖)	<u>M7.5</u> <u>震度5</u> <u>福島、小名浜</u>	津波が小名浜で1m、余震が小名浜92 回、福島164回発生。浜通りで死者1 名、負傷者9名、全壊4棟、半壊29棟、 がけくずれ、道路の亀裂等の被害。	昭和13(1938)年 11月5日	(福島県沖)	<u>M7.7</u> _____ <u>福島・小名浜5</u> _____	津波が小名浜で1m、余震が小名浜92 回、福島164回発生。浜通りで死者1 名、負傷者9名、全壊4棟、半壊29棟、 がけくずれ、道路の亀裂等の被害。
昭和18(1943)年 8月12日	田島地震 <u>(福島県会津)</u>	<u>M6.2</u> <u>震度3</u> <u>白河</u>	大沼郡尾岐村で重軽傷者6名、土蔵亀裂 760棟、土蔵壁落193件、住家壁落5戸。	昭和18(1943)年 8月12日	田島地震 <u>(福島県南部)</u>	<u>M7.7</u> _____ <u>福島・小名浜5</u> _____	大沼郡尾岐村で重軽傷者6名、土蔵亀裂 760棟、土蔵壁落193件、住家壁落5戸。
昭和35(1960)年 5月24日	<u>チリ地震津波</u> (チリ南部)	<u>M9.5</u> <u>(モーメントマグ</u> <u>ニチュード)</u>	津波が小名浜で3.75m、富岡町・相馬 市・磐城市・勿来市で4名死亡、負傷者 2名、家屋浸水65棟、畑冠水5ha、堤防 決壊2ヶ所、山くずれ1ヶ所、船舶流水 出4隻の被害。	昭和35(1960)年 5月24日	<u>チリ津波地震</u> (チリ南部)	<u>M8.5</u> _____ _____	津波が小名浜で3.75m、富岡町・相馬 市・磐城市・勿来市で4名死亡、負傷者 2名、家屋浸水65棟、畑冠水5ha、堤防 決壊2ヶ所、山くずれ1ヶ所、船舶流水 出4隻の被害。

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後				修正前			
昭和39(1964)年 6月16日	新潟地震 <u>(新潟県下越沖)</u>	M7.5 <u>震度5</u> 只見 <u>震度4</u> <u>福島、郡山、小名浜、白河、若松</u>	会津坂下町・喜多方市等で負傷者12名、全壊16棟、半壊37棟、道路破損22ヶ所、がけくずれ17ヶ所。被害額5億8,000万円。	昭和39(1964)年 6月16日	新潟地震 <u>(新潟県 沖)</u>	M7.7 — — — <u>福島・小名浜・白河・若松4</u>	会津坂下町・喜多方市等で負傷者12名、全壊16棟、半壊37棟、道路破損22ヶ所、がけくずれ17ヶ所。被害額5億8,000万円。
昭和43(1968)年 5月16日	<u>昭和43(1968)年</u> 十勝沖地震 <u>(青森県東方沖)</u>	M7.9 <u>震度4</u> <u>福島、小名浜、白河</u>	津波が小名浜で0.6m、鏡石町等で水路決壊、床上浸水2棟、床下浸水4棟、田冠水18ha、学校1件、他市町村で農業施設8ヶ所の被害。被害額8,720万円。	昭和43(1968)年 5月16日	— — <u>十勝沖地震</u> <u>(十勝沖)</u>	M7.9 — <u>福島・小名浜・白河4</u>	津波が小名浜で0.6m、鏡石町等で水路決壊、床上浸水2棟、床下浸水4棟、田冠水18ha、学校1件、他市町村で農業施設8ヶ所の被害。被害額8,720万円。
昭和53(1978)年 6月12日	<u>昭和53(1978)年</u> 宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7.4 <u>震度5</u> — <u>福島</u> <u>震度4</u> <u>小名浜、白河、若松</u>	死者1名、重軽傷者49名、全壊6棟、半壊60棟、一部破損1,672棟の被害。被害額は27億7,756万円。	昭和53(1978)年 6月12日	— — 宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7.4 <u>福島5小名浜・白河・若松4</u> — — —	死者1名、重軽傷者49名、全壊6棟、半壊60棟、一部破損1,672棟の被害。被害額は27億7,756万円。
昭和62(1987)年 4月7日	(福島県沖)	M6.6 <u>震度5</u> <u>小名浜</u> <u>震度4</u> <u>福島、白河</u>	ガラスの破損などの被害。	昭和62(1987)年 4月7日	(福島県沖)	M6.6 <u>小名浜5・福島4</u> — — —	ガラスの破損などの被害。
昭和62(1987)年 4月23日	(福島県沖)	M6.5 <u>震度5</u> <u>白河</u> <u>震度4</u> <u>福島、小名浜</u>	軽傷者1名、半壊1棟、一部破損1棟の被害。被害額1億5,751万円。	昭和62(1987)年 4月23日	(福島県沖)	M6.5 <u>白河5・福島4</u> — — —	軽傷者1名、半壊1棟、一部破損1棟の被害。被害額1億5,751万円。

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後				修正前			
平成6(1994)年 12月18日	<u>(福島県会津)</u>	M5.5 <u>震度4</u> <u>若松</u>	一部破損10棟。	平成6(1994)年 12月18日	<u>(福島県中部)</u>	M5.5 _____ <u>若松4</u>	一部破損10棟。
平成15(2003)年 5月26日	_____ (宮城県沖)	M7.1 <u>震度5弱</u> <u>鹿島町、相馬市、原町市、富岡町、小高町、都路村</u>	一部破損住家124棟、公共建物12棟、その他建物17棟。	平成15(2003)年 5月26日	<u>三陸南地震</u> (宮城県沖)	M7.0 _____ <u>鹿島町・相馬市・原町市・富岡町・小高町5弱</u>	一部破損住家124棟、公共建物12棟、その他建物17棟。
平成16(2004)年 10月23日	<u>平成16(2004)年新潟県中越地震</u> <u>(新潟県中越地方)</u>	M6.8 <u>震度5弱</u> <u>只見町、西会津町、柳津町</u>	一部破損住家1棟。	平成16(2004)年 10月23日	_____ <u>新潟県中越地震</u> <u>(新潟県中越)</u>	M6.8 _____ <u>只見町・西会津町・柳津町5弱</u>	一部破損住家1棟。
平成17(2005)年 8月16日	(宮城県沖)	M7.2 <u>震度5強</u> <u>国見町、川俣町、相馬市、新地町、鹿島町</u> —	一部破損590棟。	平成17(2005)年 8月16日	(宮城県沖)	M7.2 _____ <u>国見町・川俣町・相馬市・新地町・鹿島町5強</u>	一部破損590棟。
平成20(2008)年 6月14日	<u>平成20(2008)年岩手・宮城内陸地震(岩手県内陸南部)</u>	M7.2 <u>震度5弱</u> <u>新地町</u>	死者1名(いわき市海岸の岩場での落石)	平成20(2008)年 6月14日	_____ 岩手・宮城内陸地震(岩手県内陸南部)	M7.2 _____ <u>新地町5弱</u>	死者1名(いわき市海岸の岩場での落石)

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後				修正前			
平成23(2011)年 3月11日	平成23(2011)年 東北地方太平洋 沖地震 (三陸沖)	M9.0 震度6強 <u>白河市、須賀川市、国見町、鏡石町、天栄村、檜葉町、富岡町、大熊町、浪江町、双葉町、新地町</u>	○福島県内被害状況(R4.8.1) 死者4,164名、重傷者20名、軽傷者163名 住家全壊15,469棟、住家半壊83,323棟、住家一部損壊141,057棟、住家床上浸水1,061棟、住家床下浸水351棟、公共建物被害1,010棟、その他建物被害36,882棟、福島第1原子力発電所事故 ○須賀川市被害状況(R4.8.1) 死者12名、軽傷者1名 住家全壊1,249棟、住家半壊3,503棟、住家一部損壊10,557棟、住家床上浸水32棟、住家床下浸水30棟、公共建物被害93棟、その他建物被害947棟	平成23(2011)年 3月11日	東北地方太平洋 沖地震(三陸 沖)	M9.0 <u>白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、双葉町、新地町</u> 6強	○福島県内被害状況(R3.4.5) 死者4,152名、重傷者20名、軽傷者163名 住家全壊15,435棟、住家半壊82,783棟、住家一部損壊141,054棟、住家床上浸水1,061棟、住家床下浸水351棟、公共建物被害1,010棟、その他建物被害36,882棟、福島第1原子力発電所事故 ○須賀川市被害状況(R3.4.5) 死者12名、軽傷者1名 住家全壊1,249棟、住家半壊3,503棟、住家一部損壊10,557棟、住家床上浸水32棟、住家床下浸水30棟、公共建物被害93棟、その他建物被害947棟
令和3(2021)年 2月13日	(福島県沖)	M7.3 震度6強 <u>国見町、相馬市、新地町</u> 震度6弱 <u>福島市、郡山市、須賀川市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、天栄村、南相馬市、広野町、檜葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町</u>	○福島県内被害状況(R4.3.8) 死者2名、重傷者5名、軽傷者95名 住家全壊137棟、住家半壊2,785棟、住家一部損壊20,614棟、公共建物被害519棟、その他建物被害1,768棟 ○須賀川市被害状況(R4.3.8) 軽傷者5名 住家全壊4棟、住家半壊127棟、住家一部損壊1,965棟、公共建物被害40棟	令和3(2021)年 2月13日	(福島県沖)	M7.3 <u>国見町、相馬市、新地町</u> 6強 <u>福島市、郡山市、須賀川市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣村、天栄村、南相馬市、広野町、檜葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町</u> 6弱	○福島県内被害状況(R3.4.16) 死者1名、重傷者5名、軽傷者95名 住家全壊 81棟、住家半壊 903棟、住家一部損壊13,618棟、公共建物被害511棟、その他建物被害 889棟 ○須賀川市被害状況(R3.4.16) 軽傷者5名 住家全壊4棟、住家半壊 72棟、住家一部損壊1,578棟、公共建物被害40棟

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後				修正前			
令和4(2022)年 3月16日	(福島県沖)	<u>M7.4</u> <u>震度6強</u> <u>相馬市、南相馬市、国見町</u>	<u>○福島県内被害状況(R4.9.14)</u> <u>死者1名、重傷者9名、軽傷者92名</u> <u>住家全壊165棟、住家半壊4,024棟、住家一部損壊30,621棟、公共建物被害350棟、その他建物被害4,081棟</u> <u>○須賀川市被害状況(R4.9.14)</u> <u>軽傷者1名</u> <u>住家全壊0棟、住家半壊11棟、住家一部損壊863棟、公共建物被害65棟</u>	(新規)			
		<u>震度6弱</u> <u>福島市、二本松市、田村市、伊達市、桑折町、天栄村、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村</u>					
(略)				(略)			

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後			修正前		
第3 林野火災・火災 昭和 50 年以降の本市で発生した主な林野火災、火災は次のとおりである。			第3 林野火災・火災 昭和 50 年以降の本市で発生した主な林野火災、火災は次のとおりである。		
発生年月日	災害区分	被害場所・被害内容等	発生年月日	災害区分	被害場所・被害内容等
(略)			(略)		
<u>令和3 (2021)年9月6日</u>	<u>火災</u>	<u>15:06 向陽町地内の住宅から出火、死者1名、全焼1棟。</u>	<u>(新規)</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
<u>令和4 (2022)年2月20日</u>	<u>火災</u>	<u>16:23 北横田地内の住宅から出火、死者1名、全焼1棟。</u>	<u>(新規)</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
<u>令和4 (2022)年9月17日</u>	<u>火災</u>	<u>12:48 小作田地内の空き家から出火、全焼1棟、部分焼2棟。</u>	<u>(新規)</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
(略)			(略)		
第5節 被害想定			第5節 被害想定		
第1 地震災害			第1 地震災害		
1 被害想定概要			1 被害想定概要		
この被害想定は、福島県が <u>令和元 (2019)</u> 年から <u>4</u> か年かけて策定した「福島県地震・津波被害想定調査」の結果をまとめたものである。なおこの調査の概要は次のとおりである。			この被害想定は、福島県が <u>平成 7</u> 年から <u>3</u> か年かけて策定した「福島県地震・津波被害想定調査」の結果をまとめたものである。なおこの調査の概要は次のとおりである。		

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後	修正前																																																
<ul style="list-style-type: none"> 地質、地盤等の基礎データの整理 想定地震の設定 地震動、液状化等の危険度の想定 地震動に起因する人的被害、建物被害の想定 ライフライン被害等の予測 	<ul style="list-style-type: none"> 地質、地盤等の基礎データの整理 想定地震の設定 地震動、液状化等の危険度の想定 地震動に起因する人的被害、建物被害の想定 ライフライン被害等の予測 																																																
<h2>2 想定地震</h2> <p>県は、「福島県地震・津波被害想定調査」において、「福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震」、「会津盆地<u>東縁</u>断層帯を震源とする地震」、「<u>各市町村直下の地震</u>」の3つの内陸部地震と、<u>海洋部地震</u>である「<u>想定東北地方太平洋沖地震</u>」の合計4つの地震を想定している。</p> <table border="1" data-bbox="212 730 1093 983"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">地震名</th> <th colspan="2">マグニチュード</th> </tr> <tr> <th>Mj※1</th> <th>Mw※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内陸部地震</td> <td>福島盆地西縁断層帯を震源とする地震</td> <td>7.8</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>会津盆地東縁断層帯を震源とする地震</td> <td>7.7</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>各市町村直下の地震</td> <td>7.3</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>海洋部地震</td> <td>想定東北地方太平洋沖地震</td> <td>9.0</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 <u>気象庁マグニチュード</u> → <u>地震計で観測される波の振幅から計算したものの。</u></p> <p>※2 <u>モーメントマグニチュード</u> → <u>断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成して求めたものの。</u></p>	種別	地震名	マグニチュード		Mj※1	Mw※2	内陸部地震	福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	7.8	7.1	会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	7.7	7.0	各市町村直下の地震	7.3	6.8	海洋部地震	想定東北地方太平洋沖地震	9.0	9.0	<h2>2 想定地震</h2> <p>県は、「福島県地震・津波被害想定調査」において、「福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震」、「会津盆地<u>西縁南部</u>断層帯を震源とする地震」、「<u>双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震</u>」の3つの内陸部地震と海洋部地震である「<u>福島県沖を震源とする地震</u>」の合計4つの地震を想定している。</p> <table border="1" data-bbox="1234 730 2123 1066"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地震名</th> <th>マグニチュード</th> <th>震源の深さ</th> <th>長さ</th> <th>幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内陸部地震</td> <td>福島盆地西縁断層帯地震</td> <td>M7.0</td> <td>10km</td> <td>20km</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>会津盆地西縁南部断層帯地震</td> <td>M7.0</td> <td>10km</td> <td>20km</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>双葉断層地震</td> <td>M7.0</td> <td>10km</td> <td>20km</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>海洋部地震</td> <td>福島県沖地震</td> <td>M7.7</td> <td>20km</td> <td>南北長100km</td> <td>東西幅60km</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規) _____</p> <p>(新規) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	種別	地震名	マグニチュード	震源の深さ	長さ	幅	内陸部地震	福島盆地西縁断層帯地震	M7.0	10km	20km	5km	会津盆地西縁南部断層帯地震	M7.0	10km	20km	5km	双葉断層地震	M7.0	10km	20km	5km	海洋部地震	福島県沖地震	M7.7	20km	南北長100km	東西幅60km
種別			地震名	マグニチュード																																													
	Mj※1	Mw※2																																															
内陸部地震	福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	7.8	7.1																																														
	会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	7.7	7.0																																														
	各市町村直下の地震	7.3	6.8																																														
海洋部地震	想定東北地方太平洋沖地震	9.0	9.0																																														
種別	地震名	マグニチュード	震源の深さ	長さ	幅																																												
内陸部地震	福島盆地西縁断層帯地震	M7.0	10km	20km	5km																																												
	会津盆地西縁南部断層帯地震	M7.0	10km	20km	5km																																												
	双葉断層地震	M7.0	10km	20km	5km																																												
海洋部地震	福島県沖地震	M7.7	20km	南北長100km	東西幅60km																																												

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後

修正前

3 想定結果

(1) 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震、会津盆地東縁断層帯を震源とする地震及び想定東北地方太平洋沖地震における本市の地震災害の被害想定結果は次のとおりである。

ア 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震（想定最大震度：5弱）

(ア) 建物被害想定

種別	被害程度	冬5時		夏12時		冬18時	
		風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s
		被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
液状化	全壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
	半壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
揺れ	全壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
	半壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地	全壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
	半壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
火災	焼失	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
合計	全壊・焼失	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
	半壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟

(イ) 人的被害想定

区分	種別	冬5時	夏12時	冬18時
		風速8m/s	風速8m/s	風速8m/s
		被害人数	被害人数	被害人数
死者	建物倒壊	0人	0人	0人
	うち屋内収容物等	0人	0人	0人

3 想定結果

福島県内の地震災害の被害想定結果は以下のとおりである。

		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁南部断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震	
地震動		5強～6強	5強～6強	5強～6強	5強～6弱	
建物被害	木造大破	11,306棟	11,031棟	7,723棟	4,733棟	
	非木造倒壊	497棟	342棟	217棟	158棟	
人的被害	死者	夜間	840人	749人	553人	346人
		昼間	327人	278人	203人	131人
	負傷者	夜間	4,324人	4,604人	2,908人	1,632人
		昼間	4,343人	4,476人	2,948人	1,661人
	避難者	51,621人	38,366人	28,599人	35,798人	

本市の地震災害の被害想定結果は以下のとおりである。

		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁南部断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震	
地震動		4～5弱	4～5強	4～5弱	4～5弱	
建物被害	木造大破	0棟	0棟	0棟	0棟	
	非木造倒壊	0棟	0棟	0棟	0棟	
人的被害	死者	夜間	0人	0人	0人	0人
		昼間	0人	0人	0人	0人
	負傷者	夜間	1人	1人	0人	5人
		昼間	1人	1人	0人	6人
	避難者	0人	0人	0人	0人	

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後					修正前							
負傷者		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人							
		火災	0人	0人	0人							
		ブロック塀等	*人	*人	*人							
		合計	*人	*人	*人							
	重傷者		建物倒壊	0人	0人		0人					
			うち屋内収容物等	0人	0人		0人					
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人							
		火災	0人	0人	0人							
		ブロック塀等	*人	*人	*人							
		合計	*人	*人	*人							

*: わずか, 0 : 被害なし

※ 表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

イ 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震（想定最大震度：6弱）

（ア）建物被害想定

種別	被害程度	冬5時		夏12時		冬18時	
		風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s	風速 4m/s	風速 8m/s
		被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
液状化	全壊	48棟	48棟	48棟	48棟	48棟	48棟

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後								修正前									
	半壊	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟										
揺れ	全壊	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟										
	半壊	135 棟	135 棟	135 棟	135 棟	135 棟	135 棟										
急傾斜地	全壊	* 棟	* 棟	* 棟	* 棟	* 棟	* 棟										
	半壊	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟										
火災	焼失	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟										
合計	全壊・焼失	51 棟	51 棟	51 棟	51 棟	51 棟	51 棟										
	半壊	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟										
(イ) 人的被害想定																	
区分	種別	冬5時	夏12時	冬18時													
		風速8m/s	風速8m/s	風速8m/s													
		被害人数	被害人数	被害人数													
死者	建物倒壊	* 人	* 人	* 人													
	うち屋内収容物等	* 人	* 人	* 人													
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人													
	火災	0 人	0 人	0 人													
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人													
	合計	* 人	* 人	* 人													
負傷者	建物倒壊	22 人	20 人	17 人													
	うち屋内収容物等	8 人	6 人	6 人													
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人													
	火災	0 人	0 人	0 人													
	ブロック塀等	* 人	* 人	* 人													
	合計	22 人	20 人	17 人													
重傷者	建物倒壊	* 人	* 人	* 人													
	うち屋内収容物等	* 人	* 人	* 人													
	急傾斜地崩壊	* 人	* 人	* 人													

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後					修正前																																																																																																																											
	火災	0人	0人	0人																																																																																																																												
	ブロック塀等	*人	*人	*人																																																																																																																												
	合計	*人	*人	*人																																																																																																																												
<p>*: わずか, 0: 被害なし</p> <p>※ 表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。</p> <p>ウ 想定東北地方太平洋沖地震（想定最大震度：7）</p> <p>（ア）建物被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th rowspan="3">被害程度</th> <th colspan="2">冬5時</th> <th colspan="2">夏12時</th> <th colspan="2">冬18時</th> </tr> <tr> <th>風速4m/s</th> <th>風速8m/s</th> <th>風速4m/s</th> <th>風速8m/s</th> <th>風速4m/s</th> <th>風速8m/s</th> </tr> <tr> <th>被害棟数</th> <th>被害棟数</th> <th>被害棟数</th> <th>被害棟数</th> <th>被害棟数</th> <th>被害棟数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td>125棟</td> <td>125棟</td> <td>125棟</td> <td>125棟</td> <td>125棟</td> <td>125棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>599棟</td> <td>599棟</td> <td>599棟</td> <td>599棟</td> <td>599棟</td> <td>599棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">揺れ</td> <td>全壊</td> <td>2,241棟</td> <td>2,241棟</td> <td>2,241棟</td> <td>2,241棟</td> <td>2,241棟</td> <td>2,241棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>6,089棟</td> <td>6,089棟</td> <td>6,089棟</td> <td>6,089棟</td> <td>6,089棟</td> <td>6,089棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地</td> <td>全壊</td> <td>3棟</td> <td>3棟</td> <td>3棟</td> <td>3棟</td> <td>3棟</td> <td>3棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>6棟</td> <td>6棟</td> <td>6棟</td> <td>6棟</td> <td>6棟</td> <td>6棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>186棟</td> <td>217棟</td> <td>361棟</td> <td>445棟</td> <td>747棟</td> <td>1,057棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>全壊・焼失</td> <td>2,555棟</td> <td>2,586棟</td> <td>2,730棟</td> <td>2,814棟</td> <td>3,116棟</td> <td>3,426棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>6,693棟</td> <td>6,693棟</td> <td>6,693棟</td> <td>6,693棟</td> <td>6,693棟</td> <td>6,693棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）人的被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">種別</th> <th>冬5時</th> <th>夏12時</th> <th>冬18時</th> </tr> <tr> <th>風速8m/s</th> <th>風速8m/s</th> <th>風速8m/s</th> </tr> <tr> <th>被害人数</th> <th>被害人数</th> <th>被害人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										種別	被害程度	冬5時		夏12時		冬18時		風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	液状化	全壊	125棟	125棟	125棟	125棟	125棟	125棟	半壊	599棟	599棟	599棟	599棟	599棟	599棟	揺れ	全壊	2,241棟	2,241棟	2,241棟	2,241棟	2,241棟	2,241棟	半壊	6,089棟	6,089棟	6,089棟	6,089棟	6,089棟	6,089棟	急傾斜地	全壊	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟	半壊	6棟	6棟	6棟	6棟	6棟	6棟	津波	全壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	半壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	火災	焼失	186棟	217棟	361棟	445棟	747棟	1,057棟	合計	全壊・焼失	2,555棟	2,586棟	2,730棟	2,814棟	3,116棟	3,426棟	半壊	6,693棟	6,693棟	6,693棟	6,693棟	6,693棟	6,693棟	区分	種別	冬5時	夏12時	冬18時	風速8m/s	風速8m/s	風速8m/s	被害人数	被害人数	被害人数					
種別	被害程度	冬5時		夏12時		冬18時																																																																																																																										
		風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s																																																																																																																									
		被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数																																																																																																																									
液状化	全壊	125棟	125棟	125棟	125棟	125棟	125棟																																																																																																																									
	半壊	599棟	599棟	599棟	599棟	599棟	599棟																																																																																																																									
揺れ	全壊	2,241棟	2,241棟	2,241棟	2,241棟	2,241棟	2,241棟																																																																																																																									
	半壊	6,089棟	6,089棟	6,089棟	6,089棟	6,089棟	6,089棟																																																																																																																									
急傾斜地	全壊	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟																																																																																																																									
	半壊	6棟	6棟	6棟	6棟	6棟	6棟																																																																																																																									
津波	全壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟																																																																																																																									
	半壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟																																																																																																																									
火災	焼失	186棟	217棟	361棟	445棟	747棟	1,057棟																																																																																																																									
合計	全壊・焼失	2,555棟	2,586棟	2,730棟	2,814棟	3,116棟	3,426棟																																																																																																																									
	半壊	6,693棟	6,693棟	6,693棟	6,693棟	6,693棟	6,693棟																																																																																																																									
区分	種別	冬5時	夏12時	冬18時																																																																																																																												
		風速8m/s	風速8m/s	風速8m/s																																																																																																																												
		被害人数	被害人数	被害人数																																																																																																																												

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後					修正前				
死者	建物倒壊	144人	60人	107人					
	うち屋内収容物等	3人	3人	2人					
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人					
	津波	0人	0人	0人					
	火災	5人	13人	28人					
	ブロック塀等	*人	*人	*人					
	合計	149人	74人	135人					
負傷者	建物倒壊	1,415人	1,220人	1,103人					
	うち屋内収容物等	65人	52人	50人					
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人					
	津波	0人	0人	0人					
	火災	85人	178人	496人					
	ブロック塀等	*人	*人	*人					
	合計	1,501人	1,398人	1,599人					
重傷者	建物倒壊	213人	170人	162人					
	うち屋内収容物等	13人	10人	10人					
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人					
	津波	0人	0人	0人					
	火災	34人	71人	199人					
	ブロック塀等	*人	*人	*人					
	合計	248人	242人	361人					

*: わずか, 0 : 被害なし

※ 表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後					修正前																																																									
<p>(2) <u>各市町村直下の地震における本市の地震災害の被害想定結果は次のとおりである。</u></p> <p><u>ア 市町村直下の地震（想定最大震度：7）</u></p> <p><u>（ア）建物被害想定</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物棟数</th> <th colspan="4">夏</th> <th colspan="4">冬</th> </tr> <tr> <th>全壊棟数</th> <th>全壊率</th> <th>半壊棟数</th> <th>半壊率</th> <th>全壊棟数</th> <th>全壊率</th> <th>半壊棟数</th> <th>半壊率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49,363棟</td> <td>3,642棟</td> <td>7.4%</td> <td>9,303棟</td> <td>18.8%</td> <td>3,642棟</td> <td>7.4%</td> <td>9,303棟</td> <td>18.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 「福島県地震・津波被害想定調査－Ⅲ 被害想定について」の1.3(2)の揺れによる建物被害の手法を用いている。</p> <p>2) 建物棟数と被害棟数は、木造、非木造合わせた数である。なお、被害棟数の重複処理は行っていない。</p> <p>3) 市町村の被害数は、市町村直下の地震に該当する市町村のみの被害数を集計したもの。</p> <p>※ 建物棟数及び被害棟数は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。</p> <p><u>（イ）人的被害想定（冬）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">5時</th> <th colspan="3">12時</th> <th colspan="3">18時</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>重傷者</th> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>重傷者</th> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>重傷者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>233人</td> <td>2,189人</td> <td>350人</td> <td>97人</td> <td>1,890人</td> <td>274人</td> <td>173人</td> <td>1,705人</td> <td>263人</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 「福島県地震・津波被害想定調査－Ⅲ 被害想定について」の2.2(2)の建物倒壊による人的被害の手法を用いている。</p> <p>2) 木造及び非木造建物の倒壊による人的被害を合わせた数である。</p>										建物棟数	夏				冬				全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率	49,363棟	3,642棟	7.4%	9,303棟	18.8%	3,642棟	7.4%	9,303棟	18.8%	5時			12時			18時			死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	233人	2,189人	350人	97人	1,890人	274人	173人	1,705人	263人
建物棟数	夏				冬																																																									
	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率																																																						
49,363棟	3,642棟	7.4%	9,303棟	18.8%	3,642棟	7.4%	9,303棟	18.8%																																																						
5時			12時			18時																																																								
死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者																																																						
233人	2,189人	350人	97人	1,890人	274人	173人	1,705人	263人																																																						

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後	修正前																		
<p>3) <u>市町村の被害数は、市町村直下の地震に該当する市町村のみの被害数を集計したもの。</u> <u>※ 表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。</u></p> <p>第2 風水害</p> <p>1 被害想定概要</p> <p>市は、平成11(1999)年に「洪水避難のてびき」として、洪水ハザードマップを作成した。平成17(2005)年に阿武隈川流域の浸水想定区域の見直しを行い、平成20(2008)年に洪水ハザードマップを改訂している。</p> <p>また、平成23(2011)年9月21日の台風15号の影響を反映させ、平成24(2012)年に一部修正を行った。</p> <p>平成27(2015)年の水防法改正により、浸水想定区域図を作成する際の想定雨量が、河川整備計画の基本となる降雨から、想定最大規模降雨に転換されたことを踏まえ、阿武隈川・釈迦堂川の浸水想定区域が拡大した。このことから、本市においても国・県が作成した浸水想定区域に加え、土砂災害警戒区域を網羅した<u>洪水・土砂災害ハザードマップ</u>を令和2(2020)年度に作成した。</p> <p><u>さらに、令和4(2022)年9月に県が滑川の浸水想定区域を指定したことから、その内容を反映した洪水・土砂災害ハザードマップを令和5年度に作成予定。</u></p> <p>2 浸水想定区域</p> <p>阿武隈川、釈迦堂川の河川に沿って比較的狭い地区が浸水想定区域となっているが、阿武隈川では浜尾、和田地区、釈迦堂川では稲、岩瀬地区が広い範囲で浸水想定区域となっている。<u>滑川では、河川に沿って広範囲にわたり浸水想定区域となっている。</u>3.0m以上の浸水予想区域は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="129 1294 1102 1436"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>浸水深</th> <th>町内会・行政区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>滑川</td> <td>5.0m以上</td> <td>森宿</td> </tr> </tbody> </table>	河川	浸水深	町内会・行政区	(略)			滑川	5.0m以上	森宿	<p>第2 風水害</p> <p>1 被害想定概要</p> <p>市は、平成11_____年に「洪水避難のてびき」として、洪水ハザードマップを作成した。平成17_____年に阿武隈川流域の浸水想定区域の見直しを行い、平成20年に洪水ハザードマップを改訂している。</p> <p>また、平成23_____年9月21日の台風15号の影響を反映させ、平成24_____年に一部修正を行った。</p> <p>平成27_____年の水防法改正により、浸水想定区域図を作成する際の想定雨量が、河川整備計画の基本となる降雨から、想定最大規模降雨に転換されたことを踏まえ、阿武隈川・釈迦堂川の浸水想定区域が拡大した。このことから、本市においても国・県が作成した浸水想定区域に加え、土砂災害警戒区域を網羅した<u>災害ハザードマップ</u>を令和2_____年度に作成した。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 浸水想定区域</p> <p>阿武隈川、釈迦堂川の河川に沿って比較的狭い地区が浸水想定区域となっているが、阿武隈川では浜尾、和田地区、釈迦堂川では稲、岩瀬地区が広い範囲で浸水想定区域となっている。<u>_____</u>3.0m以上の浸水予想区域は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1294 2134 1436"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>浸水深</th> <th>町内会・行政区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	河川	浸水深	町内会・行政区	(略)			(新規)	_____	_____
河川	浸水深	町内会・行政区																	
(略)																			
滑川	5.0m以上	森宿																	
河川	浸水深	町内会・行政区																	
(略)																			
(新規)	_____	_____																	

須賀川市地域防災計画

第1部 総則

修正後			修正前		
	<u>3.0~5.0m未満</u>	<u>下宿、森宿、仁井田、関下、滑川、十貫内、舘ヶ岡、宮の杜、新田、梅田</u>			
(略)			(略)		

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<h2 data-bbox="300 328 916 392">第1章 災害予防計画</h2> <h3 data-bbox="112 434 712 481">第1節 防災組織の整備・充実</h3> <p data-bbox="159 501 1108 804">災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、防災会議、災害対策本部、水防本部等の市の活動体制の整備・充実に努める。<u>また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生することや感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条に定める感染症のうち、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延時に発生した災害など、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の整備に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="203 810 1095 855"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・全課</td></tr></table> <h4 data-bbox="141 916 669 954">第1 防災会議の強化（市民安全課）</h4> <p data-bbox="210 976 1108 1088">防災会議は、地域防災計画の作成、見直し、計画の具体化を図る機関であり、市は、防災会議が効率的かつ的確に機能するよう、防災会議の強化に努める。</p> <p data-bbox="259 1133 656 1168"><u>（削除）</u></p> <p data-bbox="159 1212 203 1244">（略）</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・全課	<h2 data-bbox="1319 328 1935 392">第1章 災害予防計画</h2> <h3 data-bbox="1128 434 1729 481">第1節 防災組織の整備・充実</h3> <p data-bbox="1176 501 2128 571">災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、防災会議、災害対策本部、水防本部等の市の活動体制の整備・充実に努める。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <table border="1" data-bbox="1220 810 2112 855"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・全課</td></tr></table> <h4 data-bbox="1162 916 1691 954">第1 防災会議の強化（市民安全課）</h4> <p data-bbox="1229 976 2112 1088">防災会議は、地域防災計画の作成、見直し、計画の具体化を図る機関であり、市は、防災会議が効率的かつ的確に機能するよう、防災会議の強化に努める。</p> <p data-bbox="1249 1133 1650 1168"><u>【資料2-1】須賀川市防災会議条例</u></p> <p data-bbox="1176 1212 1220 1244">（略）</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・全課
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・全課				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・全課				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第3 災害対策本部の強化（市民安全課・行政管理課）</p> <p>市は、災害が発生した場合、迅速に災害対策本部が設置できるよう、本部設置に関する基準の明確化、体制の整備を図り、災害対策本部の強化を図る。また、災害対策本部設置時に必要となる電話、パソコン、地図等の備品の整備に努める。</p> <p style="text-decoration: underline red;">(削除)</p> <p style="text-decoration: underline red;">(削除)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 応援協力体制の強化</p> <p>大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあることから、県、他市町村等の応援協力体制の強化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td> 【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・観光交流課・健康づくり課 ・道路河川課・建築住宅課・水道施設課 【関係機関】消防本部・自主防災組織 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2 他市町村との協力体制の強化（市民安全課・人事課・観光交流課）</p> <p>災害が発生し、他市町村の応援が必要となった場合、円滑に応援が受けられるよう、あらかじめ他市町村との応援協定を締結し、災害時に迅速な</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・観光交流課・健康づくり課 ・道路河川課・建築住宅課・水道施設課 【関係機関】消防本部・自主防災組織	<p>第3 災害対策本部の強化（市民安全課・行政管理課）</p> <p>市は、災害が発生した場合、迅速に災害対策本部が設置できるよう、本部設置に関する基準の明確化、体制の整備を図り、災害対策本部の強化を図る。また、災害対策本部設置時に必要となる電話、パソコン、地図等の備品の整備に努める。</p> <p style="text-decoration: underline blue;">【資料3-1】須賀川市災害対策本部条例</p> <p style="text-decoration: underline blue;">【資料3-2】須賀川市災害対策本部規程</p> <p>(略)</p> <p>第2節 応援協力体制の強化</p> <p>大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあることから、県、他市町村等の応援協力体制の強化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td> 【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課 ・観光交流課・道路河川課 ・健康づくり課 ・水道施設課 【関係機関】消防本部・自主防災組織 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2 他市町村との協力体制の強化（市民安全課・人事課・観光交流課）</p> <p>災害が発生し、他市町村の応援が必要となった場合、円滑に応援が受けられるよう、あらかじめ他市町村との応援協定を締結し、災害時に迅速な</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課 ・観光交流課・道路河川課 ・健康づくり課 ・水道施設課 【関係機関】消防本部・自主防災組織
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・観光交流課・健康づくり課 ・道路河川課・建築住宅課・水道施設課 【関係機関】消防本部・自主防災組織				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課 ・観光交流課・道路河川課 ・健康づくり課 ・水道施設課 【関係機関】消防本部・自主防災組織				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>対応をとることができるように、手続き等の細部的事項について、十分な検討を行っておく。</p> <p>【資料4-3】災害時における相互応援に関する協定 【資料4-4】連携中枢都市圏形成に係る連携協約</p> <p>第3 消防の相互応援の強化（市民安全課・消防本部）</p> <p>市及び消防本部は、大規模な災害に対応するため、消防相互応援協定を締結する等、広域における消防応援体制の整備を図る。なお、消防相互応援協定の効率的な運用が図られるよう、応援要請の手続き等について明確にしておく。</p> <p>【資料4-1】消防相互応援協定</p> <p>第4 自衛隊の派遣要請手続きの習熟（市民安全課）</p> <p>大規模な災害が発生し自衛隊の派遣が必要となった場合に円滑に派遣要請できるよう、手続きの習熟に努める。</p> <p>【資料4-2】自衛隊の災害派遣_____担当窓口</p> <p>(略)</p> <p>第6 自主防災組織との連携強化（市民安全課・自主防災組織）</p> <p>大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあるため、自主防災組織の組織化に努める。災害時に自主防災組織が効果的に機能するよう、市及び防災関係機関との連携体制の強化を図るとともに、災害時の自主防災組織の役割、災</p>	<p>対応をとることができるように、手続き等の細部的事項について、十分な検討を行っておく。</p> <p>【資料4-4】災害時における相互応援に関する協定 【資料4-5】連携中枢都市圏形成に係る連携協約</p> <p>第3 消防の相互応援の強化（市民安全課・消防本部）</p> <p>市及び消防本部は、大規模な災害に対応するため、消防相互応援協定を締結する等、広域における消防応援体制の整備を図る。なお、消防相互応援協定の効率的な運用が図られるよう、応援要請の手続き等について明確にしておく。</p> <p>【資料4-2】消防相互応援協定</p> <p>第4 自衛隊の派遣要請手続きの習熟（市民安全課）</p> <p>大規模な災害が発生し自衛隊の派遣が必要となった場合に円滑に派遣要請できるよう、手続きの習熟に努める。</p> <p>【資料4-3】自衛隊の災害派遣隊区及び担当窓口</p> <p>(略)</p> <p>第6 自主防災組織との連携強化（市民安全課・自主防災組織）</p> <p>大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあるため、自主防災組織の組織化に努める。災害時に自主防災組織が効果的に機能するよう、市及び防災関係機関との連携体制の強化を図るとともに、災害時の自主防災組織の役割、災</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前		
<p>害・応急医療等に関する知識等の普及に努める。</p> <p>【資料 <u>18-1</u>】 自主防災組織の設置状況</p> <p>(略)</p> <p>第8 (公社) 福島県建築士会との協力体制の強化 (建築住宅課)</p> <p><u>大規模な地震災害が発生し、建築物の倒壊による二次災害を防ぐために、応急危険度判定を実施することとなった場合に備え、建築士会との「地震時における建築物等の被災情報収集に関する協定」に基づき、須賀川支部との連携を図りながら体制を整備しておく。</u></p> <p>【資料4-6】 災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧</p> <p>第3節 情報連絡体制の整備</p> <p>災害が発生した場合、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、情報は非常に重要であるため、情報の収集体制、情報通信網の整備を図るとともに、住民の安全を確保するため広報体制の整備を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td>【本庁】 市民安全課・行政管理課・企画政策課・秘書広報課・情報政策課・道路河川課・全課</td> </tr> </table> <p>第1 情報収集体制の整備 (市民安全課・道路河川課・全課)</p> <p>気象、地震等に関する情報を迅速に収集するため、県が実施しているシステムを活用するとともに、観測体制の整備に努める。</p> <p>【資料5-1】 予警報の種類 【資料5-2】 予警報の発表基準</p>	担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課・ 企画政策課 ・秘書広報課・ 情報政策課 ・道路河川課・全課	<p>害・応急医療等に関する知識等の普及に努める。</p> <p>【資料 <u>19-1</u>】 自主防災組織の設置状況</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <hr style="border: 1px solid blue;"/> <hr style="border: 1px solid blue;"/> <hr style="border: 1px solid blue;"/> <hr style="border: 1px solid blue;"/> <hr style="border: 1px solid blue;"/> <hr style="border: 1px solid blue;"/>
担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課・ 企画政策課 ・秘書広報課・ 情報政策課 ・道路河川課・全課		
<p>【資料5-1】 予警報の種類 【資料5-2】 予警報の発表基準</p>	<p><u>(新規)</u></p> <hr style="border: 1px solid blue;"/> <p><u>(新規)</u></p> <hr style="border: 1px solid blue;"/>		

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>1 雨量観測所・水位観測所・積雪観測所の整備</p> <p>市は、市内の気象状況を把握するため、関係機関と連携し、必要に応じ雨量観測所、水位観測所、積雪観測所等の気象観測所の施設、設備の整備を図る。</p> <p>【資料 17-1】雨量観測所 【資料 17-2】水位観測所</p> <p>2 <u>気象情報伝送処理システム（アデス）</u> の活用</p> <p>気象庁は、気象に関するデータを迅速に収集するため、「<u>気象情報伝送処理システム（アデス）</u>」を整備し、防災関係行政機関や地方自治体等への防災気象情報の提供、これらの機関との観測データの相互交換を実施しており、<u>県は、福島地方気象台から当該システムにより各情報の提供を受け、総合情報通信ネットワークを通じて市町村等に伝達又は提供している。</u></p> <p>市は、県と連携し、これらのシステムの有効的な活用に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4 広報体制の整備（市民安全課・行政管理課・<u>企画政策課</u>・秘書広報課 <u>情報政策課</u>）</p> <p>(略)</p>	<p>1 雨量観測所・水位観測所・積雪観測所の整備</p> <p>市は、市内の気象状況を把握するため、関係機関と連携し、必要に応じ雨量観測所、水位観測所、積雪観測所等の気象観測所の施設、設備の整備を図る。</p> <p>【資料 18-1】雨量観測所 【資料 18-2】水位観測所</p> <p>2 <u>気象資料自動編集中継装置（ADESS）</u> の活用</p> <p>気象庁は、気象に関するデータを迅速に収集するため、「<u>気象資料自動編集中継装置（ADESS）</u>」を整備し、防災関係行政機関や地方自治体等への防災気象情報の提供、これらの機関との観測データの相互交換を実施している。</p> <hr/> <p>市は、県と連携し、これらのシステムの有効的な活用に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4 広報体制の整備（市民安全課・行政管理課 _____ ・秘書広報課 <u>企画政策課</u> _____ ）</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第5 通信手段の周知（市民安全課・行政管理課・<u>情報政策課</u>）</p> <p>（略）</p>	<p>第5 通信手段の周知（市民安全課・行政管理課_____）</p> <p>（略）</p>				
<p>第4節 都市の防災対策の整備</p> <p>各種関連する計画と整合を図るとともに、各種事業と連携し、計画的な都市の防災対策を進め、被害の防止、軽減に努める。</p> <table border="1" data-bbox="199 611 1095 732"> <tr> <td data-bbox="199 611 280 732">担当</td> <td data-bbox="280 611 1095 732"> 【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>市民協働推進課</u>・<u>生涯学習スポーツ課</u>・<u>社会福祉課</u>・<u>長寿福祉課</u>・<u>道路河川課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>都市計画課</u>・<u>教育総務課</u>・<u>こども課</u> </td> </tr> </table> <p>（略）</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>市民協働推進課</u>・<u>生涯学習スポーツ課</u>・<u>社会福祉課</u>・<u>長寿福祉課</u>・<u>道路河川課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>都市計画課</u>・<u>教育総務課</u>・<u>こども課</u>	<p>第4節 都市の防災対策の整備</p> <p>各種関連する計画と整合を図るとともに、各種事業と連携し、計画的な都市の防災対策を進め、被害の防止、軽減に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1218 611 2114 732"> <tr> <td data-bbox="1218 611 1299 732">担当</td> <td data-bbox="1299 611 2114 732"> 【本庁】市民安全課・行政管理課_____・<u>道路河川課</u>_____・<u>都市計画課</u>・<u>建築住宅課</u> </td> </tr> </table> <p>（略）</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課_____・<u>道路河川課</u>_____・<u>都市計画課</u>・<u>建築住宅課</u>
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>市民協働推進課</u>・<u>生涯学習スポーツ課</u>・<u>社会福祉課</u>・<u>長寿福祉課</u>・<u>道路河川課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>都市計画課</u>・<u>教育総務課</u>・<u>こども課</u>				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課_____・<u>道路河川課</u>_____・<u>都市計画課</u>・<u>建築住宅課</u>				
<p>第2 計画的な市街地整備の推進（<u>道路河川課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>都市計画課</u>）</p> <p>（略）</p>	<p>第2 計画的な市街地整備の推進（<u>都市計画課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>道路河川課</u>）</p> <p>（略）</p>				
<p>第3 オープンスペースの確保（道路河川課・都市計画課）</p> <p>公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備を実施する<u>場合は</u>、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。</p>	<p>第3 オープンスペースの確保（道路河川課・都市計画課）</p> <p>公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備を実施する<u>際は</u>、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。</p>				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせ整備を推進する。</p> <p>【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定避難所</p> <p>第4 防災拠点施設整備の推進（市民安全課・市民協働推進課・教育総務課_____）</p> <p>大規模災害時に備え、市全域の応急対策を実施する広域防災拠点として市庁舎を位置づけるとともに、地域の被災状況にあわせた応急対策を行う地域防災拠点として、各<u>コミュニティセンター</u>を位置づける。また、これらの施設の耐震性を確保するとともに、応急対策機能の整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 公共施設の安全化（行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課_____・長寿福祉課・建築住宅課・教育総務課・子ども課）</p> <p>(略)</p>	<p>また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせ整備を推進する。</p> <p>【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定避難所</p> <p>第4 防災拠点施設整備の推進（市民安全課_____・教育総務課・生涯学習スポーツ課）</p> <p>大規模災害時に備え、市全域の応急対策を実施する広域防災拠点として市庁舎を位置づけるとともに、地域の被災状況にあわせた応急対策を行う地域防災拠点として、各<u>公民館</u>_____を位置づける。また、これらの施設の耐震性を確保するとともに、応急対策機能の整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 公共施設の安全化（行政管理課_____・社会福祉課・子ども課・長寿福祉課・建築住宅課・教育総務課・生涯学習スポーツ課）</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p data-bbox="107 272 799 323">第5節 上水道・下水道施設の強化</p> <p data-bbox="152 379 203 411">(略)</p> <p data-bbox="138 475 862 512">第1 上水道施設の安全化 (経営課・水道施設課)</p> <p data-bbox="168 555 495 587">1 上水道施設の安全化</p> <p data-bbox="210 616 1111 802">市は、災害発生時において医療施設や公共施設等へ優先的に応急給水するため、これらの施設に給水する管路についての地盤の状況、過去の被害状況を考慮し、<u>基幹管路の耐震化や石綿セメント管等の更新及び必要に応じて配水塔などへ</u> 緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。</p> <p data-bbox="152 850 203 882">(略)</p> <p data-bbox="138 946 862 983">第2 下水道施設の強化 (経営課・下水道施設課)</p> <p data-bbox="168 1026 434 1058">1 排水機能の確保</p> <p data-bbox="210 1086 1111 1193">市は、<u>災害発生時においても下水道処理機能を確保するため</u>、関係機関と連携してポンプ場等の下水道施設の安全化対策を実施する。また、災害時においては、最小限の排水機能が確保できるよう努める。</p> <p data-bbox="152 1241 203 1273">(略)</p>	<p data-bbox="1124 272 1816 323">第5節 上水道・下水道施設の強化</p> <p data-bbox="1169 379 1220 411">(略)</p> <p data-bbox="1155 475 1879 512">第1 上水道施設の安全化 (水道施設課・経営課)</p> <p data-bbox="1184 555 1512 587">1 上水道施設の安全化</p> <p data-bbox="1227 616 2128 802">市は、災害発生時において医療施設や公共施設等へ優先的に応急給水するため、これらの施設に給水する管路についての地盤の状況、過去の被害状況を考慮し、<u>必要に応じて、石綿セメント管等の老朽化した配水管の交換、配水塔及び調整池に</u>緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。</p> <p data-bbox="1169 850 1220 882">(略)</p> <p data-bbox="1155 946 1879 983">第2 下水道施設の強化 (下水道施設課・経営課)</p> <p data-bbox="1184 1026 1451 1058">1 排水機能の確保</p> <p data-bbox="1227 1086 2128 1193">市は、<u>浸水被害の軽減を図るため、下水道処理機能を確保し</u>、関係機関と連携してポンプ場等の下水道施設の安全化対策を実施する。また、災害時においては、最小限の排水機能が確保できるよう努める。</p> <p data-bbox="1169 1241 1220 1273">(略)</p>

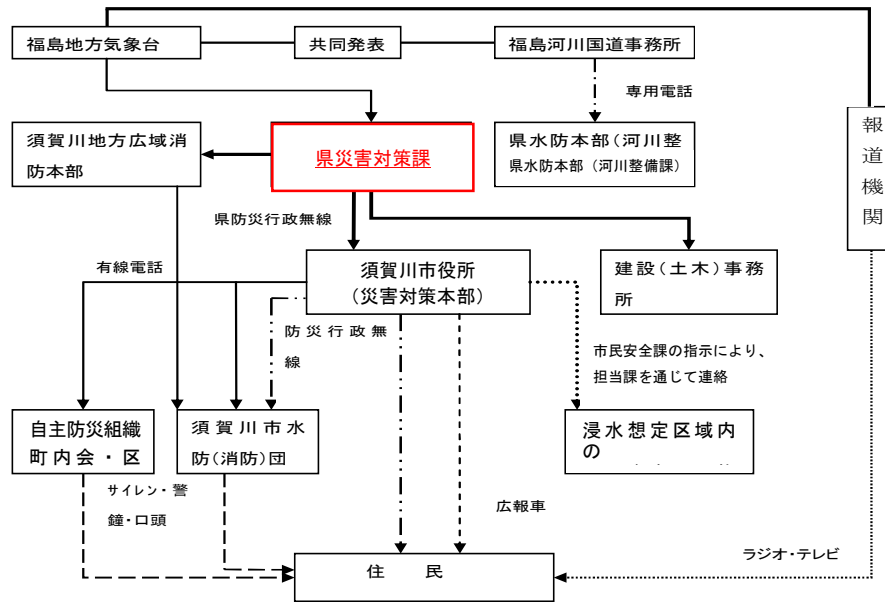
須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第7 水防倉庫、資機材の整備等（市民安全課・道路河川課）</p> <p>（略）</p> <p>第8 水防体制の強化（市民安全課・道路河川課）</p> <p>（略）</p> <p>第9 水害に関する危険箇所の周知（市民安全課・農政課・道路河川課・下水道施設課）</p> <p>市は、県及び関係機関と連携し、各種ハザードマップ・広報紙・パンフレット等により、重要水防区域、浸水想定区域、防災重点農業用ため池等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。</p> <p>第10 浸水想定区域における避難の確保（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・こども課_____）</p> <p>（略）</p>	<p>第6 水防倉庫、資機材の整備等（市民安全課・道路河川課）</p> <p>（略）</p> <p>第7 水防体制の強化（市民安全課・道路河川課）</p> <p>（略）</p> <p>第8 水害に関する危険箇所の周知（市民安全課_____・道路河川課_____）</p> <p>市は、県及び関係機関と連携し、____ハザードマップ・広報紙・パンフレット等により、重要水防区域、浸水想定区域_____等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。</p> <p>第9 浸水想定区域における避難の確保（市民安全課・社会福祉課_____・こども課・長寿福祉課）</p> <p>（略）</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後

■ 洪水予報伝達系統図

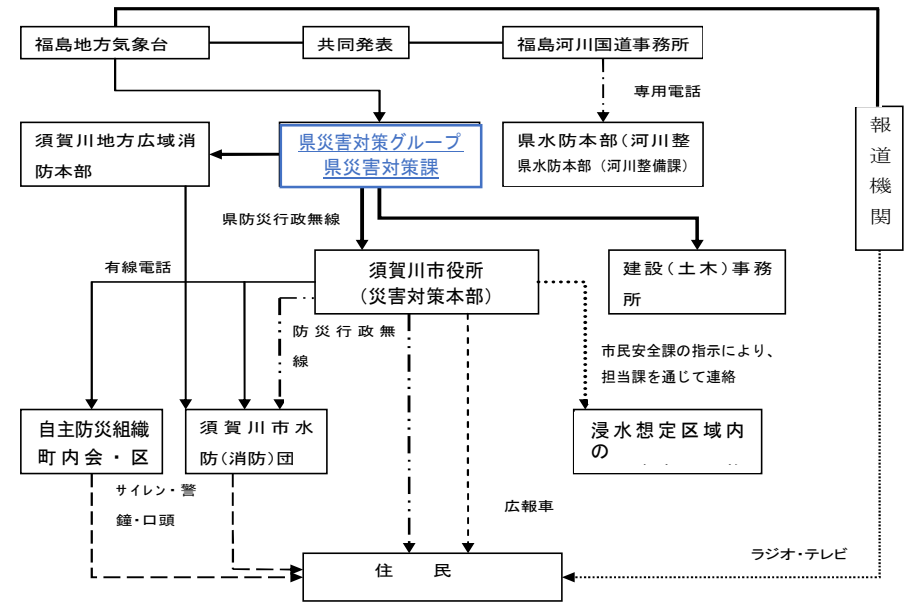


【資料18-4】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(略)

修正前

■ 洪水予報伝達系統図



【資料19-4】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後

第9節 土砂災害予防対策

土砂災害の発生を未然に防止するため、市は、国、県及び関係機関と連携し、総合的な土砂災害対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・ <u>社会福祉課</u> ・ <u>長寿福祉課</u> ・農政課・道路河川課・ <u>教育総務課</u> ・ <u>学校教育課</u> ・ <u>こども課</u> 【関係機関】須賀川土木事務所・消防団
----	--

(略)

第5 土砂災害に関する危険箇所における避難の確保（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・教育総務課・学校教育課・こども課）

(略)

修正前

第9節 土砂災害予防対策

土砂災害の発生を未然に防止するため、市は、国、県及び関係機関と連携し、総合的な土砂災害対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課_____・農政課・道路河川課・ <u>社会福祉課</u> _____・こども課・ <u>長寿福祉課</u> ・ <u>学校教育課</u> 【関係機関】須賀川土木事務所・消防団
----	--

(略)

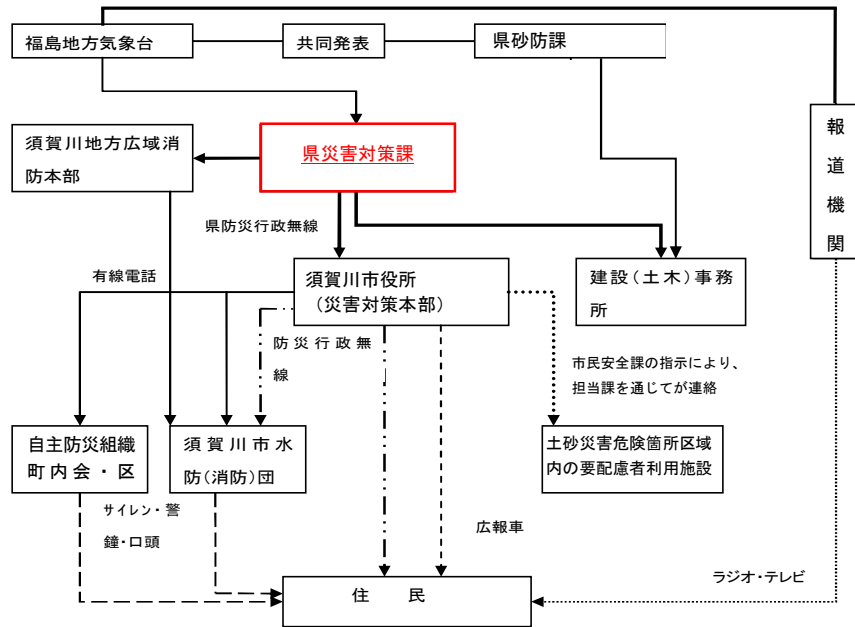
第5 土砂災害に関する危険箇所における避難の確保（市民安全課・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・教育総務課・学校教育課_____）

(略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後

■ 土砂災害警戒情報伝達系統図



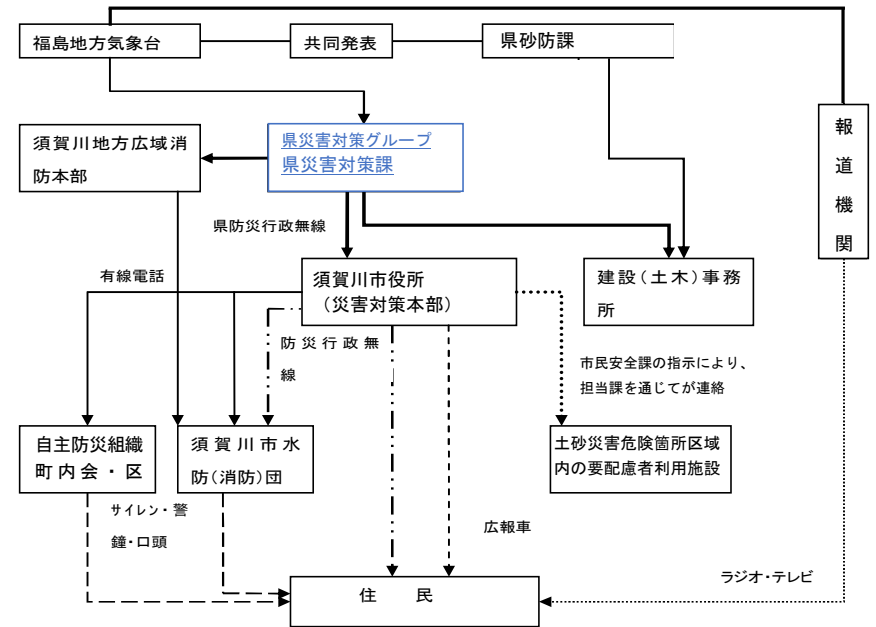
【資料18-5】土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

第6 盛土による災害対策（農政課・都市計画課）

県及び市は、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

修正前

■ 土砂災害警戒情報伝達系統図



【資料19-5】土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(新規)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第10節 雪害予防対策</p> <p>大雪、なだれ等により、人的被害の発生、交通、通信及び電力等の混乱を防止し、住民の日常生活の安定を図るため、市及び関係機関は、雪害対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="197 454 1102 689"> <tr> <td data-bbox="197 454 280 689">担当</td> <td data-bbox="280 454 1102 689"> <p>【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>市民協働推進課・生涯学習スポーツ課</u>・社会福祉課_____・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・<u>こども課</u></p> <p>【関係機関】<須賀川土木事務所><電力事業者：東北電力ネットワーク(株)><電気通信事業者：東日本電信電話(株)></p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4 保守・点検の実施（行政管理課・<u>市民協働推進課・生涯学習スポーツ課</u>・社会福祉課_____・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・<u>こども課</u>_____・電力事業者・電気通信事業者）</p> <p>第5 広報・呼びかけの実施（市民安全課・道路河川課）</p> <p>冬期の事故の防止を図るため、<u>関係機関と連携し、路線の積雪・凍結に関する案内板等を整備するとともに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故等除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。</u></p>	担当	<p>【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>市民協働推進課・生涯学習スポーツ課</u>・社会福祉課_____・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・<u>こども課</u></p> <p>【関係機関】<須賀川土木事務所><電力事業者：東北電力ネットワーク(株)><電気通信事業者：東日本電信電話(株)></p>	<p>第10節 雪害予防対策</p> <p>大雪、なだれ等により、人的被害の発生、交通、通信及び電力等の混乱を防止し、住民の日常生活の安定を図るため、市及び関係機関は、雪害対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1220 454 2128 689"> <tr> <td data-bbox="1220 454 1303 689">担当</td> <td data-bbox="1303 454 2128 689"> <p>【本庁】市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・<u>こども課</u>・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・<u>生涯学習スポーツ課</u></p> <p>【関係機関】<須賀川土木事務所><電力事業者：東北電力ネットワーク(株)><電気通信事業者：東日本電信電話(株)></p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4 保守・点検の実施（行政管理課_____・社会福祉課・<u>こども課</u>・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・<u>生涯学習スポーツ課</u>・電力事業者・電気通信事業者）</p> <p>第5 広報・呼びかけの実施（市民安全課・道路河川課）</p> <p>冬期の事故の防止を図るため、_____路線の積雪、凍結に関する案内板等の整備_____を _____を図るとともに、関係機関と連携し、広報等により注意を呼びかける。</p>	担当	<p>【本庁】市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・<u>こども課</u>・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・<u>生涯学習スポーツ課</u></p> <p>【関係機関】<須賀川土木事務所><電力事業者：東北電力ネットワーク(株)><電気通信事業者：東日本電信電話(株)></p>
担当	<p>【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>市民協働推進課・生涯学習スポーツ課</u>・社会福祉課_____・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・<u>こども課</u></p> <p>【関係機関】<須賀川土木事務所><電力事業者：東北電力ネットワーク(株)><電気通信事業者：東日本電信電話(株)></p>				
担当	<p>【本庁】市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・<u>こども課</u>・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・教育総務課・<u>生涯学習スポーツ課</u></p> <p>【関係機関】<須賀川土木事務所><電力事業者：東北電力ネットワーク(株)><電気通信事業者：東日本電信電話(株)></p>				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第11節 消防体制の整備</p> <p>火災発生防止、火災発生時の被害軽減を図るため、市及び消防関係機関は、火災予防に関する必要な対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="199 416 1106 537"><tr><td data-bbox="199 416 280 537">担当</td><td data-bbox="280 416 1106 537">【本庁】市民安全課・建築住宅課・都市計画課 _____ ・学校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・自主防災組織</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>第3 火災拡大要因の除去 (建築住宅課・都市計画課・ _____ 学校教育課)</p> <p>(略)</p> <p>第4 消防組織・消防力の強化 (市民安全課・消防本部・消防団)</p> <p>(略)</p> <p>3 消防教養訓練の充実</p> <p>市及び消防本部は、消防団員の消防学校への入学を促進し、消防団員の基礎知識の習得、人格の育成に努める。</p> <p><u>(削除)</u></p>	担当	【本庁】市民安全課・ 建築住宅課 ・都市計画課 _____ ・学校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・自主防災組織	<p>第11節 消防体制の整備</p> <p>火災発生防止、火災発生時の被害軽減を図るため、市及び消防関係機関は、火災予防に関する必要な対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1216 416 2123 537"><tr><td data-bbox="1216 416 1296 537">担当</td><td data-bbox="1296 416 2123 537">【本庁】市民安全課 _____ ・都市計画課・建築住宅課・学校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・自主防災組織</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>第3 火災拡大要因の除去 (_____ 都市計画課・建築住宅課・学校教育課)</p> <p>(略)</p> <p>第4 消防組織・消防力の強化 (市民安全課・消防本部・消防団)</p> <p>(略)</p> <p>3 消防教養訓練の充実</p> <p>市及び消防本部は、消防団員の消防学校への入学を促進し、消防団員の基礎知識の習得、人格の育成に努める。</p> <p><u>【資料6-3】消防団組織</u></p>	担当	【本庁】市民安全課 _____ ・都市計画課・ 建築住宅課 ・学校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・自主防災組織
担当	【本庁】市民安全課・ 建築住宅課 ・都市計画課 _____ ・学校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・自主防災組織				
担当	【本庁】市民安全課 _____ ・都市計画課・ 建築住宅課 ・学校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・自主防災組織				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前												
<p>第5 広域応援体制の整備（市民安全課・消防本部）</p> <p>市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>【資料 4-1】 消防相互応援協定</p> <p>(略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1 県指定緊急輸送路（市民安全課）</p> <p>県は、県庁（県災害対策本部）、地方振興局（県災害対策地方本部）、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を第1次確保路線、第2次確保路線、第3次確保路線として指定している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">第1次確保路線</td> <td>県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき 道路</td> </tr> <tr> <td>第2次確保路線</td> <td>県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路</td> </tr> <tr> <td>第3次確保路線</td> <td>第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路</td> </tr> </table> <p>【資料 11-1】 指定緊急輸送路</p>	第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき 道路	第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路	第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路	<p>第5 広域応援体制の整備（市民安全課・消防本部）</p> <p>市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>【資料 4-2】 消防相互応援協定</p> <p>(略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1 県指定緊急輸送路（市民安全課）</p> <p>県は、県庁（県災害対策本部）、地方振興局（県災害対策地方本部）、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を第1次確保路線、第2次確保路線、第3次確保路線として指定している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">第1次確保路線</td> <td>県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき 路線</td> </tr> <tr> <td>第2次確保路線</td> <td>県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路</td> </tr> <tr> <td>第3次確保路線</td> <td>第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路</td> </tr> </table> <p>【資料 11-1】 指定緊急輸送路</p>	第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき 路線	第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路	第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路
第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき 道路												
第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路												
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路												
第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき 路線												
第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路												
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路												

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>第4 緊急通行車両等の事前届出・確認手続（市民安全課）</p> <p>大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合において、公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止または制限を行い、緊急通行車両を確認することとなるが、公安委員会は、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等に使用される車両について事前の届出を受け付けている。</p> <p>市は、市の所有車が災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両として確認されるよう、事前の届出を行う。</p> <p>【資料 11-2】 緊急通行車両確認証明書</p> <p>第5 ヘリコプター臨時離着陸場（市民安全課）</p> <p>市は、自衛隊の派遣、空路からの物資受入れ等の拠点として、ヘリコプター臨時離着陸場を指定する。</p> <p>【資料 11-4】 ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4 緊急通行車両等の事前届出・確認手続（市民安全課）</p> <p>大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合において、公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止または制限を行い、緊急通行車両を確認することとなるが、公安委員会は、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等に使用される車両について事前の届出を受け付けている。</p> <p>市は、市の所有車が災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両として確認されるよう、事前の届出を行う。</p> <p>【資料 11-4】 緊急通行車両確認証明書</p> <p>第5 ヘリコプター臨時離着陸場（市民安全課）</p> <p>市は、自衛隊の派遣、空路からの物資受入れ等の拠点として、ヘリコプター臨時離着陸場を指定する。</p> <p>【資料 11-6】 ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第13節 避難対策の強化</p> <p>災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、住民が迅速に安全な場所へ避難することができるよう、避難対策の強化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="197 414 1102 574"> <tr> <td data-bbox="197 414 280 574">担当</td> <td data-bbox="280 414 1102 574"> 【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・下水道施設課・学校教育課・こども課 【関係機関】医療関係機関 </td> </tr> </table> <p>第1 避難計画の策定（市民安全課）</p> <p>市は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。なお、避難計画の策定に当たっては、<u>地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし</u>、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。</p> <p>また、市は、避難情報の発令について関係機関の協力を得ながら、避難区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。</p> <p>さらには、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・下水道施設課・学校教育課・こども課 【関係機関】医療関係機関	<p>第13節 避難対策の強化</p> <p>災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、住民が迅速に安全な場所へ避難することができるよう、避難対策の強化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1223 414 2128 574"> <tr> <td data-bbox="1223 414 1305 574">担当</td> <td data-bbox="1305 414 2128 574"> 【本庁】市民安全課・行政管理課・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・健康づくり課・学校教育課・企画政策課 【関係機関】医療関係機関 </td> </tr> </table> <p>第1 避難計画の策定（市民安全課）</p> <p>市は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。なお、避難計画の策定に当たっては、<u>避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。</u></p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。</p> <p>また、市は、避難情報の発令について関係機関の協力を得ながら、避難区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。</p> <p>さらには、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・健康づくり課・学校教育課・企画政策課 【関係機関】医療関係機関
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・下水道施設課・学校教育課・こども課 【関係機関】医療関係機関				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・健康づくり課・学校教育課・企画政策課 【関係機関】医療関係機関				

第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」または「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p>市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。</p> <p>また、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。</p> <div data-bbox="188 1042 1115 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を発令する基準 ・避難情報の伝達方法 ・指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 ・指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 <p>(給水・給食措置、毛布・寝具・衣料・日用必需品等の支給、負傷者に対する応急救護・ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援、在宅避難者</p> </div>	<p>原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」または「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p>市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。</p> <p>また、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。</p> <div data-bbox="1205 1042 2136 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を発令する基準 ・避難情報の伝達方法 ・指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 ・指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 <p>(給水・給食措置、毛布・寝具・衣料・日用必需品等の支給、負傷者に対する応急救護・ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援、在宅避難者</p> </div>

第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の管理に関する事項 (避難所の管理・運営責任者(原則として市職員を指定)及び運営方法、避難受入中の秩序保持、避難者に対する災害情報の伝達、避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底、避難者に対する各種相談業務) ・指定避難所の整備に関する事項 (受入施設、給食・給水施設、情報伝達施設、トイレ施設、ペット等の保管施設) ・要配慮者に対する救援措置に関する事項 (情報の伝達方法、避難及び避難誘導、避難所における配慮等、老人デイサービスセンターの活用等。なお、市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、<u>(福)須賀川市</u>社会福祉協議会、<u>民生委員</u>・<u>児童委員</u>等と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するとともに、個人情報保護に配慮のうえ、避難行動要支援者の情報の共有、個別避難計画の策定に努める。) ・<u>広域避難に関する事項</u> <u>(大規模広域災害時における広域避難または広域一時滞在等に関わる他の地方公共団体等との応援協定の締結や広域避難等における被災住民の運送に関わる運送事業者等との応援協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の作成に努める。)</u> ・避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 (広報紙・掲示板・パンフレット等の発行、標識・誘導標識等の設置、住民に対する巡回指導、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等) <p>(略)</p>	<p>への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の管理に関する事項 (避難所の管理・運営責任者(原則として市職員を指定)及び運営方法、避難受入中の秩序保持、避難者に対する災害情報の伝達、避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底、避難者に対する各種相談業務) ・指定避難所の整備に関する事項 (受入施設、給食・給水施設、情報伝達施設、トイレ施設、ペット等の保管施設) ・要配慮者に対する救援措置に関する事項 (情報の伝達方法、避難及び避難誘導、避難所における配慮等、老人デイサービスセンターの活用等。なお、市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、_____社会福祉協議会、<u>民生</u>_____・<u>児童委員</u>等と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するとともに、個人情報保護に配慮のうえ、避難行動要支援者の情報の共有、個別避難計画の策定に努める。) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 (広報紙・掲示板・パンフレット等の発行、標識・誘導標識等の設置、住民に対する巡回指導、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等) <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第2 避難所の指定等（市民安全課）</p> <p>市は、指定基準に基づき、避難所を指定する。指定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定める。<u>なお、指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示する。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるとともに、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の指定基準</p> <p>指定避難所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。</p> <div data-bbox="192 922 1104 1278" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。がけ崩れや浸水などの危険がないところとする。できる限り耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物で、生活面での障害が除去（バリアフリー化）され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。</div> <p><u>なお、指定避難所においては、発災時から、通信環境を確保するために、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等が設置されていることが望ましいため、施設等を更新する場合は、当該設備等の導入を検討する。</u></p>	<p>第2 避難所の指定等（市民安全課）</p> <p>市は、指定基準に基づき、避難所を指定する。指定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定める。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の指定基準</p> <p>指定避難所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。</p> <div data-bbox="1211 922 2123 1278" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。がけ崩れや浸水などの危険がないところとする。できる限り耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物で、生活面での障害が除去（バリアフリー化）され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。</div> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定避難所</p>	<p>【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定避難所</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4 避難所・避難路及び指示伝達方法等の周知（市民安全課・<u>農政課・下水道施設課</u>）</p> <p>市は、災害時において住民が円滑に避難できるよう、<u>各種</u>ハザードマップ・広報紙・掲示板・パンフレット等により、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、指示伝達方法及び避難時の注意点等について周知徹底を図る。</p>	<p>第4 避難所・避難路及び指示伝達方法等の周知（市民安全課_____）</p> <p>市は、災害時において住民が円滑に避難できるよう、_____ハザードマップ・広報紙・掲示板・パンフレット等により、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、指示伝達方法及び避難時の注意点等について周知徹底を図る。</p>
<p>第5 学校、病院等における避難計画（行政管理課・社会福祉課_____・<u>長寿福祉課・健康づくり課・学校教育課・子ども課・医療関係機関</u>）</p>	<p>第5 学校、病院等における避難計画（行政管理課・社会福祉課_____・<u>子ども課・長寿福祉課・健康づくり課・学校教育課_____</u>・医療関係機関）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進（<u>市民協働推進課・市民安全課</u>）</p>	<p>第6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進（<u>企画政策課_____</u>・市民安全課）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第14節 医療（助産）救護・防疫体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>第3 傷病者の搬送体制の整備（市民安全課・健康づくり課・消防本部・医療関係機関）</p> <p>市は、大規模な災害等により多数の傷病者が発生した場合、傷病者を迅速に他の医療機関へ搬送する必要があるため、受入先医療機関の被災状況、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定する際に必要な情報が把握できるよう、災害救急医療情報システムの確立に努める。</p> <p>また、ヘリコプターを活用した搬送が行えるよう、ヘリコプター離発着予定場所の指定をするとともに、要請等の手続きの習熟に努める。</p> <p>【資料 11-4】ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>(略)</p> <p>第5 防疫体制の整備（健康づくり課）</p> <p>家屋等が浸水した場合、避難所生活が長期化した場合等、<u>必要に応じて</u>円滑に防疫活動を実施できるよう、市は、防疫体制の整備を図る。また、防疫に必要な薬剤、資機材の備蓄を行うとともに、協定の締結により、調達体制の整備に努める。</p> <p>【資料 7-2】医薬品衛生材料調達先</p>	<p>第14節 医療（助産）救護・防疫体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>第3 傷病者の搬送体制の整備（市民安全課・健康づくり課・消防本部・医療関係機関）</p> <p>市は、大規模な災害等により多数の傷病者が発生した場合、傷病者を迅速に他の医療機関へ搬送する必要があるため、受入先医療機関の被災状況、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定する際に必要な情報が把握できるよう、災害救急医療情報システムの確立に努める。</p> <p>また、ヘリコプターを活用した搬送が行えるよう、ヘリコプター離発着予定場所の指定をするとともに、要請等の手続きの習熟に努める。</p> <p>【資料 11-6】ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>(略)</p> <p>第5 防疫体制の整備（健康づくり課）</p> <p>家屋等が浸水した場合、避難所生活が長期化した場合等、<u>防疫活動が必要な場合に</u>円滑に防疫活動を実施できるよう、市は、防疫体制の整備を図る。また、防疫に必要な薬剤、資機材の備蓄を行うとともに、協定の締結を行う等、調達体制の整備を図る。</p> <p>【資料 7-2】医薬品衛生材料調達先</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p data-bbox="114 276 1077 400">第15節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備</p> <p data-bbox="159 459 203 491">(略)</p> <p data-bbox="136 539 987 576">第1 食料の備蓄・調達体制の整備（市民安全課・商工課）</p> <p data-bbox="215 592 1111 759">市は、保存期間が長く調理不要な非常用食料の備蓄を行うとともに、備蓄に適さない食料、不足する食料の調達が災害時に円滑にできるよう、卸売業者、小売業者等と協定を締結する等、食料の供給体制の確保に努める。</p> <p data-bbox="215 775 1111 983"><u>なお、非常用食料については、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮するものとする。</u></p> <p data-bbox="259 1046 1066 1078">【資料4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧</p> <p data-bbox="159 1126 203 1158">(略)</p>	<p data-bbox="1131 276 2094 400">第15節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備</p> <p data-bbox="1176 459 1220 491">(略)</p> <p data-bbox="1153 539 2004 576">第1 食料の備蓄・調達体制の整備（市民安全課・商工課）</p> <p data-bbox="1232 592 2128 759">市は、保存期間が長く調理不要な非常用食料の備蓄を行うとともに、備蓄に適さない食料、不足する食料の調達が災害時に円滑にできるよう、卸売業者、小売業者等と協定を締結する等、食料の供給体制の確保に努める。</p> <p data-bbox="1232 791 2128 999"><hr/><hr/><hr/><hr/><hr/></p> <p data-bbox="1276 1046 2083 1078">【資料4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧</p> <p data-bbox="1176 1126 1220 1158">(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第16節 消防防災ヘリコプター活用体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 臨時ヘリポートの確保（市民安全課）</p> <p>災害時に円滑に消防防災ヘリコプターを活用できるよう、市は、ヘリポート設置基準に基づき、適地を事前に臨時ヘリポートの予定地として指定し、県へ報告する。</p> <p>【資料 11-4】ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>(略)</p> <p>第17節 防災教育の充実</p> <p>災害時における被害の軽減を図るためには、<u>過去の災害の教訓を踏まえ</u>、防災関係機関、防災上重要な施設等の職員が迅速かつ的確に行動するとともに、住民一人ひとりが、日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、<u>また</u>、<u>早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識のもと</u>、冷静かつ的確な対応を取ることが重要である。そのため、<u>市及び</u>防災関係機関は、<u>居住地、職場、学校等において</u>、住民に対し、防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。</p> <table border="1" data-bbox="203 1206 1106 1329"> <tr> <td data-bbox="203 1206 282 1329">担当</td> <td data-bbox="282 1206 1106 1329">【本庁】市民安全課・社会福祉課 _____ ・長寿福祉課・学校教育課・こども課 【関係機関】消防本部・消防団・医療関係機関</td> </tr> </table>	担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課 _____ ・長寿福祉課・学校教育課・ こども課 【関係機関】消防本部・ 消防団 ・医療関係機関	<p>第16節 消防防災ヘリコプター活用体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 臨時ヘリポートの確保（市民安全課）</p> <p>災害時に円滑に消防防災ヘリコプターを活用できるよう、市は、ヘリポート設置基準に基づき、適地を事前に臨時ヘリポートの予定地として指定し、県へ報告する。</p> <p>【資料 11-6】ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>(略)</p> <p>第17節 防災教育の充実</p> <p>災害時における被害の軽減を図るためには、 _____ 防災関係機関、防災上重要な施設等の職員が迅速かつ的確に行動するとともに、住民一人ひとりが、日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること <u>及び</u> <u>早期避難の重要性を理解し、 _____</u> 冷静かつ的確な対応を取ることが重要である。そのため、<u>市、</u>防災関係機関は、 _____ <u>防災業務に従事する職員、</u>住民に対し、防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1206 2123 1329"> <tr> <td data-bbox="1220 1206 1299 1329">担当</td> <td data-bbox="1299 1206 2123 1329">【本庁】市民安全課・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・学校教育課 _____ 【関係機関】消防本部 _____ ・医療関係機関</td> </tr> </table>	担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課・ こども課 ・長寿福祉課・学校教育課 _____ 【関係機関】消防本部 _____ ・医療関係機関
担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課 _____ ・長寿福祉課・学校教育課・ こども課 【関係機関】消防本部・ 消防団 ・医療関係機関				
担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課・ こども課 ・長寿福祉課・学校教育課 _____ 【関係機関】消防本部 _____ ・医療関係機関				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第1 防災知識の普及啓発（市民安全課・消防本部）</p> <p>市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を利用して、災害発生時の心得、災害に関する一般的な知識等について、防災訓練、講演会、パンフレット等を活用し、住民に防災知識の普及啓発活動を実施する。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">実施の 期間</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・水防月間 5月1日～31日 ・<u>山地災害防止キャンペーン 5月～6月</u> ・がけ崩れ防止週間 6月1日～7日 ・土砂災害防止月間 6月1日～30日 ・防災週間 8月30日～9月5日 ・防災の日 9月1日 ・<u>全国火災予防運動 秋季 11月9日～15日</u> ・雪崩防災週間 12月1日～7日 ・防災とボランティア週間 1月15日～21日 ・防災とボランティアの日 1月17日 ・全国火災予防運動 春季 3月1日～7日 </td> </tr> </table>	実施の 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・水防月間 5月1日～31日 ・<u>山地災害防止キャンペーン 5月～6月</u> ・がけ崩れ防止週間 6月1日～7日 ・土砂災害防止月間 6月1日～30日 ・防災週間 8月30日～9月5日 ・防災の日 9月1日 ・<u>全国火災予防運動 秋季 11月9日～15日</u> ・雪崩防災週間 12月1日～7日 ・防災とボランティア週間 1月15日～21日 ・防災とボランティアの日 1月17日 ・全国火災予防運動 春季 3月1日～7日 	<p>第1 防災知識の普及啓発（市民安全課・消防本部）</p> <p>市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を利用して、災害発生時の心得、災害に関する一般的な知識等について、防災訓練、講演会、パンフレット等を活用し、住民に防災知識の普及啓発活動を実施する。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">実施の 期間</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・水防月間 5月1日～31日 ・<u>山地災害防止キャンペーン 5月～6月</u> ・がけ崩れ防止週間 6月1日～7日 ・土砂災害防止月間 6月1日～30日 ・防災週間 8月30日～9月5日 ・防災の日 9月1日 ・<u>全国火災予防運動 秋季 11月9日～15日</u> ・雪崩防災週間 12月1日～7日 ・防災とボランティア週間 1月15日～21日 ・防災とボランティアの日 1月17日 ・全国火災予防運動 春季 3月1日～7日 </td> </tr> </table>	実施の 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・水防月間 5月1日～31日 ・<u>山地災害防止キャンペーン 5月～6月</u> ・がけ崩れ防止週間 6月1日～7日 ・土砂災害防止月間 6月1日～30日 ・防災週間 8月30日～9月5日 ・防災の日 9月1日 ・<u>全国火災予防運動 秋季 11月9日～15日</u> ・雪崩防災週間 12月1日～7日 ・防災とボランティア週間 1月15日～21日 ・防災とボランティアの日 1月17日 ・全国火災予防運動 春季 3月1日～7日
実施の 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・水防月間 5月1日～31日 ・<u>山地災害防止キャンペーン 5月～6月</u> ・がけ崩れ防止週間 6月1日～7日 ・土砂災害防止月間 6月1日～30日 ・防災週間 8月30日～9月5日 ・防災の日 9月1日 ・<u>全国火災予防運動 秋季 11月9日～15日</u> ・雪崩防災週間 12月1日～7日 ・防災とボランティア週間 1月15日～21日 ・防災とボランティアの日 1月17日 ・全国火災予防運動 春季 3月1日～7日 				
実施の 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・水防月間 5月1日～31日 ・<u>山地災害防止キャンペーン 5月～6月</u> ・がけ崩れ防止週間 6月1日～7日 ・土砂災害防止月間 6月1日～30日 ・防災週間 8月30日～9月5日 ・防災の日 9月1日 ・<u>全国火災予防運動 秋季 11月9日～15日</u> ・雪崩防災週間 12月1日～7日 ・防災とボランティア週間 1月15日～21日 ・防災とボランティアの日 1月17日 ・全国火災予防運動 春季 3月1日～7日 				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後		修正前	
普及の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策等の家庭での予防・安全対策 ・避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握 ・警報等発表時や避難情報発令時にとるべき行動 ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動 ・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと ・平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組 	普及の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具等の転倒防止対策_____等の家庭での予防・安全対策 ・避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握 ・警報等発表時や避難情報発令時にとるべき行動 ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動 ・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと ・平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組
普及の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種防災訓練の実施 ・講演会、研修会等の開催 ・ハザードマップ、パンフレットの配布 ・ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の利用 	普及の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種防災訓練の実施 ・講演会、研修会等の開催 ・ハザードマップ、パンフレットの配布 ・ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の利用
<p>第2 防災上重要な施設における防災教育（市民安全課・社会福祉課_____・長寿福祉課・こども課・医療関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>第4 学校教育における防災教育（市民安全課・学校教育課・消防団）</p>		<p>第2 防災上重要な施設における防災教育（市民安全課・社会福祉課・こども課・長寿福祉課_____・医療関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>第4 学校教育における防災教育（_____学校教育課_____）</p>	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>学校関係者は、児童・生徒の生命、身体の安全を守るため、学校行事、学級活動、教育活動の全体を通して、<u>防災専門家を招いた避難訓練の実施や消防団員等が参画した体験・実践的な防災教育の推進等に取り組み、</u> <u>児童・生徒が防災を身近な問題として認識し、災害時に的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。</u> また、職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童・生徒に対する的確な指示・誘導、初期消火、負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。</p> <p>第18節 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>第1 <u> </u>防災訓練の実施（市民安全課・消防本部・消防団）</p> <p>市は、県、防災関係機関と連携し、大規模な地震、風水害<u>及び複合災害</u>の発生を想定した<u> </u>防災訓練を実施し、防災対策の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立、住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>第2 個別訓練の実施（市民安全課・消防本部・消防団）</p> <p>市、防災関係機関は、総合防災訓練の他、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。個別訓練の種類はおおむね次のとおりとする。 <u>なお、訓練実施にあたっては、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症</u></p>	<p>学校関係者は、児童・生徒の生命、身体の安全を守るため、学校行事、学級活動、教育活動の全体を通して、<u> </u> <u> </u><u>防災教育を実施し、</u>児童・生徒が防災を身近な問題として認識し、災害時に的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。 また、職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童・生徒に対する的確な指示・誘導、初期消火、負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。</p> <p>第18節 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>第1 <u>総合</u>防災訓練の実施（市民安全課・消防本部・消防団）</p> <p>市は、県、防災関係機関と連携し、大規模な地震、風水害<u> </u>の発生を想定した<u>総合的な</u>防災訓練を実施し、防災対策の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立、住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>第2 個別訓練の実施（市民安全課・消防本部・消防団）</p> <p>市、防災関係機関は、総合防災訓練の他、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。個別訓練の種類はおおむね次のとおりとする。 <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u></p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後		修正前																																	
<p><u>対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の種類</th> <th>訓練の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防訓練</td> <td>水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練</td> </tr> <tr> <td>通信訓練</td> <td>大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練</td> </tr> <tr> <td>動員訓練</td> <td>災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部運営訓練</td> <td>災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練</td> </tr> <tr> <td>避難所設置運用訓練</td> <td>避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練</td> </tr> <tr> <td>土砂災害防災訓練</td> <td>土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るための住民避難訓練</td> </tr> <tr> <td>その他の訓練</td> <td>防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練</td> </tr> </tbody> </table>		訓練の種類	訓練の内容	水防訓練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練	通信訓練	大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練	動員訓練	災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練	災害対策本部運営訓練	災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練	避難所設置運用訓練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練	土砂災害防災訓練	土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るための住民避難訓練	その他の訓練	防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練	<table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の種類</th> <th>訓練の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防訓練</td> <td>水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練</td> </tr> <tr> <td>通信訓練</td> <td>大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練</td> </tr> <tr> <td>動員訓練</td> <td>災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部運営訓練</td> <td>災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練</td> </tr> <tr> <td>避難所設置運用訓練</td> <td>避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練</td> </tr> <tr> <td>土砂災害防災訓練</td> <td>土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るための住民避難訓練</td> </tr> <tr> <td>その他の訓練</td> <td>防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練</td> </tr> </tbody> </table>		訓練の種類	訓練の内容	水防訓練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練	通信訓練	大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練	動員訓練	災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練	災害対策本部運営訓練	災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練	避難所設置運用訓練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練	土砂災害防災訓練	土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るための住民避難訓練	その他の訓練	防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練
訓練の種類	訓練の内容																																		
水防訓練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練																																		
通信訓練	大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練																																		
動員訓練	災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練																																		
災害対策本部運営訓練	災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練																																		
避難所設置運用訓練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練																																		
土砂災害防災訓練	土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るための住民避難訓練																																		
その他の訓練	防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練																																		
訓練の種類	訓練の内容																																		
水防訓練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練																																		
通信訓練	大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練																																		
動員訓練	災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練																																		
災害対策本部運営訓練	災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練																																		
避難所設置運用訓練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練																																		
土砂災害防災訓練	土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るための住民避難訓練																																		
その他の訓練	防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練																																		
(略)		(略)																																	
<h3>第19節 自主防災組織の整備</h3> <p>(略)</p> <h4>第1 自主防災組織の組織化（市民安全課・自主防災組織）</h4> <p>市は、地域の防災活動の中心となる自主防災組織が各地域で組織化されるよう、支援に努める。なお、組織化にあたっては、地域に密接して迅速</p>		<h3>第19節 自主防災組織の整備</h3> <p>(略)</p> <h4>第1 自主防災組織の組織化（市民安全課・自主防災組織）</h4> <p>市は、地域の防災活動の中心となる自主防災組織が各地域で組織化されるよう、支援に努める。なお、組織化にあたっては、地域に密接して迅速</p>																																	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>かつ的確な災害応急活動が行えるよう、自治会単位の規模で編成し、次の点に留意する。</p> <div data-bbox="203 336 1095 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。 ・地域内に事業所がある場合、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づける。 ・自主防災組織は、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。 ・市は、自主防災組織の中心となるリーダーを育成するための研修会等を開催する。なお、その際女性の参画の促進について努める。 </div> <p>【資料 18-1】 自主防災組織の設置状況</p> <p>(略)</p>	<p>かつ的確な災害応急活動が行えるよう、自治会単位の規模で編成し、次の点に留意する。</p> <div data-bbox="1218 336 2110 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。 ・地域内に事業所がある場合、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づける。 ・自主防災組織は、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。 ・市は、自主防災組織の中心となるリーダーを育成するための研修会等を開催する。なお、その際女性の参画の促進について努める。 </div> <p>【資料 19-1】 自主防災組織の設置状況</p> <p>(略)</p>				
<h3>第20節 要配慮者支援体制の強化</h3> <p>災害が発生した場合、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者は、一般の人に比べ、被害を受ける危険性が高いため、災害時における要配慮者の安全を確保するため、予防対策を実施する。</p> <div data-bbox="203 1043 1095 1278" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td> 【本庁】 市民安全課・行政管理課・秘書広報課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課 _____ ・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・こども課 【関係機関】 <u>消防本部、須賀川警察署、自主防災組織、（福）須賀川市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者</u> </td> </tr> </table> </div> <p>第1 社会福祉施設入所者に対する対策（社会福祉課 _____ ・長寿福祉課・こども課）</p>	担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課・秘書広報課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課 _____ ・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・ こども課 【関係機関】 <u>消防本部、須賀川警察署、自主防災組織、（福）須賀川市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者</u>	<h3>第20節 要配慮者支援体制の強化</h3> <p>災害が発生した場合、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者は、一般の人に比べ、被害を受ける危険性が高いため、災害時における要配慮者の安全を確保するため、予防対策を実施する。</p> <div data-bbox="1218 1043 2110 1278" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td> 【本庁】 市民安全課・行政管理課 _____ ・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・<u>生涯学習スポーツ課</u> 【関係機関】 _____ <u>社会福祉施設等の管理者</u> </td> </tr> </table> </div> <p>第1 社会福祉施設入所者に対する対策（社会福祉課・こども課・長寿福祉課 _____ ）</p>	担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課 _____ ・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・ <u>生涯学習スポーツ課</u> 【関係機関】 _____ <u>社会福祉施設等の管理者</u>
担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課・秘書広報課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課 _____ ・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・ こども課 【関係機関】 <u>消防本部、須賀川警察署、自主防災組織、（福）須賀川市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者</u>				
担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課 _____ ・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・ <u>生涯学習スポーツ課</u> 【関係機関】 _____ <u>社会福祉施設等の管理者</u>				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>2 組織体制の整備</p> <p>社会福祉施設の管理者は、施設職員が入所者を安全に避難誘導できるよう、職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防機関等への通報連絡、入所者の避難誘導は、職員の人数が少なくなることから、市、他の施設、近隣住民、<u>NPO・ボランティア等</u>の協力が得られるよう体制づくりに努める。</p> <p>第2 在宅者に対する対策（<u>市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・警察署・自主防災組織・（福）須賀川市社会福祉協議会</u>）</p> <p>1 避難支援プランの作成</p> <p>市は、災害発生時に在宅の避難行動要支援者を安全に避難させるため、避難支援プランを策定する。</p> <p>さらに、避難行動要支援者の名簿を整備するとともに、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、<u>（福）須賀川市</u>社会福祉協議会、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得たうえで、<u>居住地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内であるなどの地理的状況や、要支援者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から</u>個別避難計画を作成するよう努める。</p>	<p>(略)</p> <p>2 組織体制の整備</p> <p>社会福祉施設の管理者は、施設職員が入所者を安全に避難誘導できるよう、職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防機関等への通報連絡、入所者の避難誘導は、職員の人数が少なくなることから、市、他の施設、近隣住民、<u> </u>ボランティア<u>組織</u>の協力が得られるよう体制づくりに努める。</p> <p>第2 在宅者に対する対策（<u> </u>社会福祉課・長寿福祉課<u> </u>）</p> <p>1 避難支援プランの作成</p> <p>市は、災害発生時に在宅の避難行動要支援者を安全に避難させるため、避難支援プランを策定する。</p> <p>さらに、避難行動要支援者の名簿を整備するとともに、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、<u> </u>社会福祉協議会、民生委員<u> </u>、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得たうえで、<u> </u> <u> </u>個別避難計画を作成するよう努める。</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>1) 避難行動要支援者の範囲 本市における避難行動要支援者の範囲は、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当し自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。 <u>なお、避難支援等の必要性については、警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取るうえで必要な身体能力等の避難能力などを総合的に勘案して判断するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>身体障がい者手帳1・2級の交付を受けた者（視覚・聴覚・肢体不自由者に限る）</u> ・<u>療育手帳Aの交付を受けた者</u> ・<u>精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者</u> ・<u>都道府県から指定難病医療費受給者証を受けた者</u> ・<u>要介護3以上の認定を受けた者</u> ・<u>75歳以上の高齢者のみの世帯（本人等から自ら避難することが困難である旨申出のあった者）</u> ・<u>その他市長が特に必要と認めた者</u> </div> <p>(略)</p> <p>4) 避難行動要支援者情報の利用及び取得 ア 市内部での情報集約 市は、要配慮者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するため、関係課で把握している要介護高齢者、障がい者等の情報集約に努める。 イ 都道府県等からの情報取得 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のため必要と認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、関係</p>	<p>1) 避難行動要支援者の範囲 本市における避難行動要支援者の範囲は、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>要介護認定3～5を受けている者</u> ・<u>身体障がい者手帳1・2級所持者</u> ・<u>単身高齢者（75歳以上）または高齢者（75歳以上）のみの世帯</u> ・<u>養育手帳A所持者</u> ・<u>精神保健福祉手帳1級所持者</u> ・<u>市の生活支援を受けている難病患者</u> ・<u>その他登録希望者（養育B、身体3級等）</u> </div> <p>(略)</p> <p>4) 避難行動要支援者情報の利用及び取得 ア 市内部での情報集約 市は、要配慮者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するため、関係課で把握している要介護高齢者、障がい者等の情報集約に努める。 イ 都道府県等からの情報取得 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のため必要と認めるときは、災害対策基本法第四十九条の十第四項の規定に基づき、関係</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前		
<p>都道府県知事その他の者に対して、情報の提供を依頼することができる。</p> <p>5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新 市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、<u>1</u>年に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から避難行動要支援者の把握に努める。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供</p> <p>(略)</p> <p>1) 避難支援等関係者の範囲</p> <table border="1" data-bbox="241 1082 1102 1289"><tr><td><ul style="list-style-type: none">・消防機関・警察・<u>民生委員</u>・児童委員・町内会（行政区）長・<u>その他避難支援等の実施に携わる関係者</u></td></tr></table> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none">・消防機関・警察・<u>民生委員</u>・児童委員・町内会（行政区）長・<u>その他避難支援等の実施に携わる関係者</u>	<p>都道府県知事その他の者に対して、情報の提供を依頼することができる。</p> <p>5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新 市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、<u>一</u>年に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から避難行動要支援者の把握に努める。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供</p> <p>(略)</p> <p>1) 避難支援等関係者の範囲</p> <table border="1" data-bbox="1263 1082 2123 1289"><tr><td><ul style="list-style-type: none">・消防機関・警察・<u>民生</u>・児童委員・町内会（行政区）長・<u>その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者</u></td></tr></table> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none">・消防機関・警察・<u>民生</u>・児童委員・町内会（行政区）長・<u>その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者</u>
<ul style="list-style-type: none">・消防機関・警察・<u>民生委員</u>・児童委員・町内会（行政区）長・<u>その他避難支援等の実施に携わる関係者</u>			
<ul style="list-style-type: none">・消防機関・警察・<u>民生</u>・児童委員・町内会（行政区）長・<u>その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者</u>			

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>3 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、_____要配慮者に、迅速かつ着実に情報伝達ができるよう、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールの活用など、情報伝達体制の強化に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4 避難所における対策（市民安全課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課_____）</p> <p>市は、避難所に指定する施設のユニバーサルデザイン化、<u>バリアフリートイレ</u>の設備等、要配慮者に配慮した整備に努めるとともに、避難生活が長期化した場合を想定し、要配慮者に対する生活支援が行えるよう、保健センター等の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定する。</p> <p>第21節 <u>NPO・ボランティア等</u>との連携体制の強化</p> <p>大規模な災害が発生した場合、防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあり、<u>NPO・ボランティア等</u>の活動が非常に重要となる。そのため、市、関係機関は、<u>NPO・ボランティア等</u>の活動が円滑に行われるよう、関係機関との連携強化、受入れ体制の整備を図る。</p> <table border="1" data-bbox="201 1316 1104 1436"> <tr> <td data-bbox="201 1316 280 1436">担当</td> <td data-bbox="280 1316 1104 1436">【本庁】市民安全課・社会福祉課 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会・日本赤十字社福島県支部</td> </tr> </table>	担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会・日本赤十字社福島県支部	<p>3 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、<u>一人暮らしの高齢者、要介護高齢者、障がい者等</u>、要配慮者に、迅速かつ着実に情報伝達ができるよう、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールの活用など、情報伝達体制の強化に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4 避難所における対策（市民安全課_____・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・生涯学習スポーツ課）</p> <p>市は、避難所に指定する施設のユニバーサルデザイン化、<u>多目的トイレ</u>の設備等、要配慮者に配慮した整備に努めるとともに、避難生活が長期化した場合を想定し、要配慮者に対する生活支援が行えるよう、保健センター等の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定する。</p> <p>第21節 _____ボランティア__との連携体制の強化</p> <p>大規模な災害が発生した場合、防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあり、_____ボランティア__の活動が非常に重要となる。そのため、市、関係機関は、_____ボランティア__の活動が円滑に行われるよう、関係機関との連携強化、受入れ体制の整備を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1216 1316 2136 1436"> <tr> <td data-bbox="1216 1316 1294 1436">担当</td> <td data-bbox="1294 1316 2136 1436">【本庁】市民安全課・社会福祉課 【関係機関】日本赤十字社福島県支部・_____社会福祉協議会</td> </tr> </table>	担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課 【関係機関】日本赤十字社福島県支部・_____社会福祉協議会
担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会・日本赤十字社福島県支部				
担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課 【関係機関】日本赤十字社福島県支部・_____社会福祉協議会				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>第2 <u>NPO・ボランティア団体との連携強化</u>（社会福祉課・<u>(福) 須賀川市社会福祉協議会・日本赤十字社福島県支部</u>） 市は、県の関係機関、日本赤十字社福島県支部、<u>(福) 須賀川市社会福祉協議会</u>等と連携を図り、<u>NPO・ボランティア団体</u>等との連携強化に努める。</p> <p>第3 <u>NPO・ボランティア等の登録</u>（市民安全課・社会福祉課・<u>(福) 須賀川市社会福祉協議会</u>） 市は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように、<u>NPO・ボランティア団体等</u>及び専門的知識、技能を持つボランティアの把握に努める。 なお、消防職員OBを対象とした消火、救急ボランティア等の登録制度の導入について検討していく。</p> <p>第4 <u>ボランティアコーディネーターの育成</u>（市民安全課・社会福祉課・<u>(福) 須賀川市社会福祉協議会</u>） 災害時において、<u>NPO・ボランティア等</u>を円滑に受入れ、効果的な活動を導くボランティアコーディネーターが有効であるため、市は関係機関と連携し、ボランティアコーディネーターの育成に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>第2 _____ボランティア団体との連携強化（社会福祉課・<u>社会福祉協議会・日本赤十字社福島県支部</u>） 市は、県の関係機関、日本赤十字社福島県支部、_____社会福祉協議会等と連携を図り、_____ボランティア団体等との連携強化に努める。</p> <p>第3 _____ボランティア等の登録（市民安全課・社会福祉課_____） 市は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように、_____ボランティア団体_及び専門的知識、技能を持つボランティアの把握に努める。 なお、消防職員OBを対象とした消火、救急ボランティア等の登録制度の導入について検討していく。</p> <p>第4 <u>ボランティアコーディネーターの育成</u>（市民安全課・社会福祉課_____） 災害時において、_____ボランティア_を円滑に受入れ、効果的な活動を導くボランティアコーディネーターが有効であるため、市は関係機関と連携し、ボランティアコーディネーターの育成に努める。</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第5 <u>NPO・ボランティア</u>の受入れ体制の整備（市民安全課・社会福祉課・<u>(福)須賀川市社会福祉協議会</u>）</p> <p>災害時に<u>NPO・ボランティア等</u>が活動する際に、どの分野でどのようなニーズがあるのか、的確な情報がないと効果的な活動は困難である。そのため、市は、災害時に<u>NPO・ボランティア等</u>が円滑に活動できるよう、平常時より、ボランティアに対する窓口の設置、情報提供担当者の選出等、受け入れ体制の整備に努める。</p> <p>また、防災訓練において、ボランティアセンターの立ち上げ、運営訓練等を取り入れるように努める。</p> <p><u>【資料4-5】災害時におけるボランティア活動に係る協定</u></p> <p>第22節 文化財予防対策の強化</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災設備等の整備強化（文化振興課・消防本部）</p> <p>文化財所有者・管理者等は、文化財の安全対策として、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水、避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5 _____ボランティアの受入れ体制の整備（市民安全課・社会福祉課_____）</p> <p>災害時に_____ボランティア_が活動する際に、どの分野でどのようなニーズがあるのか、的確な情報がないと効果的な活動は困難である。そのため、市は、災害時に_____ボランティア_が円滑に活動できるよう、平常時より、ボランティアに対する窓口の設置、情報提供担当者の選出等、受け入れ体制の整備に努める。</p> <p>また、防災訓練において、ボランティアセンターの立ち上げ、運営訓練等を取り入れるように努める。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第22節 文化財予防対策の強化</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災設備等の整備強化（文化振興課・消防本部）</p> <p>文化財所有者・管理者等は、文化財の安全対策として、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水、避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。</p> <p><u>【資料15-1】指定等文化財</u></p> <p>(略)</p>

修正後

修正前

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、市は、被害状況、災害の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

担当	【本庁】 市民安全課班・道路河川課班・人事課班・全班 ※災害対策本部が設置された場合、各課は本部組織班として応急活動を実施する。 【関係機関】 消防団
----	---

第1 災害応急対策の**防災** 行動計画

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を策定のうえ、県・市・防災関係機関並びに市民に周知し、確実・円滑な応急活動の実施を図る。

また、市は、県・防災関係機関等と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努めるとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行い、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるため、実際の災害対応においては、臨機応変に対応することとする。

(略)

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、市は、被害状況、災害の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

担当	【本庁】 市民安全課班・道路河川課班・人事課班・全班 ※災害対策本部が設置された場合、各課は本部組織班として応急活動を実施する。
----	--

第1 災害応急対策の**時系列**行動計画

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を策定し、県・市・防災関係機関並びに市民に周知し、確実・円滑な応急活動の実施を図る。

なお、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるため、実際の災害対応においては、臨機応変に対応することとする。

(略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後						修正前					
2 防災 行動計画						2 時系列行動計画					
No.	災害応急対策業務	担当班	災害発生後 3 時間以内	災害発生後 24 時間以内	災害発生後 3 日以内	No.	災害応急対策業務	担当班	災害発生後 3 時間以内	災害発生後 24 時間以内	災害発生後 3 日以内
1	災害対策本部体制	市民安全課班 行政管理課班	・災害対策本部設置 ・関係機関への周知 ・第1回本部会議開催	・第2回本部会議開催 (以降適時開催)		1	災害対策本部体制	市民安全課班 行政管理課班	・災害対策本部設置 ・関係機関への周知 ・第1回本部会議開催	・第2回本部会議開催 (以降適時開催)	
2	職員の動員	人事課班 全班	・職員全員登庁 ・指定職員が事務局 参集 ・職員安否確認			2	職員の動員	人事課班 全班	・職員全員登庁 ・指定職員が事務局 参集 ・職員安否確認		
3	災害情報収集伝達	行政管理課班 市民安全課班 <u>秘書広報課班</u> 全班	・関係機関からの被害 情報の収集 ・県への被害状況報告	・定期的な被害情報 の収集及び報告		3	災害情報収集伝達	行政管理課班 市民安全課班 _____ 全班	・関係機関からの被害 情報の収集 ・県への被害状況報告	・定期的な被害情報 の収集及び報告	
4	通信の確保	行政管理課班 市民安全課班 <u>情報政策課班</u>	・防災行政無線の確認 ・電話回線の確保	・インターネット回 線の確保		4	通信の確保	行政管理課班 市民安全課班 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	・防災行政無線の確認 ・電話回線の確保	・インターネット回 線の確保	
5	相互応援協力	市民安全課班 人事課班		・県への応援要請 ・他市町村への応援 要請	・広域応援の受入 準備	5	相互応援協力	市民安全課班 人事課班		・県への応援要請 ・他市町村への応援 要請	・広域応援の受入 準備
6	災害広報	企画政策課班 秘書広報課班 市民安全課班 <u>行政管理課班</u>	・広報車による広報 ・緊急速報メールに よる情報発信 ・防災行政無線によ る情報発信	・被害速報マスコミ 提供 ・災害対応ホームペ ージ掲載		6	災害広報	企画政策課班 秘書広報課班 市民安全課班 _____ _____ _____	・広報車による広報 ・緊急速報メールに よる情報発信 ・防災行政無線によ る情報発信	・被害速報マスコミ 提供 ・災害対応ホームペ ージ掲載	
7	消火活動	市民安全課班	・地域による消火活 動 ・消防団による消火 活動 ・消防本部による消 火活動 ・ヘリコプターによ	・他市町村、他消防 本部への応援要請		7	消火活動	市民安全課班	・地域による消火活 動 ・消防団による消火 活動 ・消防本部による消 火活動 ・ヘリコプターによ	・他市町村、他消防 本部への応援要請	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後						修正前					
			る消火活動の要請					る消火活動の要請			
8	救助・救急	市民安全課班 道路河川課班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域による救助活動 ・消防団による救助活動 ・消防本部による救助活動 ・ヘリコプターによる救助活動の要請 	・他市町村、他消防本部への応援要請		8	救助・救急	市民安全課班 道路河川課班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域による救助活動 ・消防団による救助活動 ・消防本部による救助活動 ・ヘリコプターによる救助活動の要請 	・他市町村、他消防本部への応援要請	
9	自衛隊災害派遣	市民安全課班		・県への派遣要請依頼	・災害派遣部隊の受入準備	9	自衛隊災害派遣	市民安全課班		・県への派遣要請依頼	・災害派遣部隊の受入準備
10	避難・避難所	市民安全課班 社会福祉課班 長寿福祉課班 保険年金課班 健康づくり課班 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令 ・県への報告 ・住民への周知及び誘導 ・避難場所の確保 ・避難所の開設、周知 	・避難所の運営		10	避難・避難所	市民安全課班 企画政策課班 行政管理課班 社会福祉課班 長寿福祉課班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令 ・県への報告 ・住民への周知及び誘導 ・避難場所の確保 ・避難所の開設、周知 	・避難所の運営	
11	医療救護	健康づくり課班		<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の編制 ・医薬品等の確保 ・救護所の設置 ・医療救護班の派遣 		11	医療救護	健康づくり課班		<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の編制 ・医薬品等の確保 ・救護所の設置 ・医療救護班の派遣 	
12	緊急輸送	市民安全課班 行政管理課班 道路河川課班		<ul style="list-style-type: none"> ・車両等の確保 ・緊急輸送路等の確保 		12	緊急輸送	市民安全課班 行政管理課班 道路河川課班		<ul style="list-style-type: none"> ・車両等の確保 ・緊急輸送路等の確保 	
13	警備活動及び交通規制	市民安全課班 道路河川課班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制の実施、周知 	・緊急通行車両証明書発行	13	警備活動及び交通規制	市民安全課班 道路河川課班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制の実施、周知 	・緊急通行車両証明書発行
14	防疫及び保健衛生	環境課班 健康づくり課班 経営課班 水道施設課班		<ul style="list-style-type: none"> ・給水、炊き出し等食品衛生指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の消毒 ・避難所の衛生指導 ・食事栄養指導 	14	防疫及び保健衛生	環境課班 健康づくり課班		<ul style="list-style-type: none"> ・給水、炊き出し等食品衛生指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の消毒 ・避難所の衛生指導 ・食事栄養指導

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後						修正前					
15	廃棄物処理	環境課班		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ収集体制の構築 ・仮置き場の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき処理体制の検討 	15	廃棄物処理	環境課班		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ収集体制の構築 ・仮置き場の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき処理体制の検討
16	救援（給水・食料・生活物資）	商工課班 観光交流課班 社会福祉課班 会計課班 経営課班 水道施設課班		<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の供給 ・避難所への毛布等の提供 ・応急給水活動の開始 ・食料の調達 ・食料の配布 ・炊き出しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の調達 ・生活必需品の配布 	16	救援（給水・食料・生活物資）	社会福祉課班 商工課班 観光交流課班 会計課班 経営課班 水道施設課班		<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の供給 ・避難所への毛布等の提供 ・応急給水活動の開始 ・食料の調達 ・食料の配布 ・炊き出しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の調達 ・生活必需品の配布
17	救援（義援物資・義援金）	商工課班 観光交流課班 社会福祉課班 会計課班			<ul style="list-style-type: none"> ・義援物資、義援金の受入周知 ・義援金の受付口座公表 	17	救援（義援物資・義援金）	社会福祉課班 商工課班			<ul style="list-style-type: none"> ・義援物資、義援金の受入周知 ・義援金の受付口座公表
18	災害相談対策	行政管理課班			<ul style="list-style-type: none"> ・臨時災害相談所の開設 	18	災害相談対策	行政管理課班			<ul style="list-style-type: none"> ・臨時災害相談所の開設
19	上水道応急対策	経営課班 水道施設課班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の広報 ・重要施設からの復旧作業 		19	上水道応急対策	水道施設課班 経営課班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の広報 ・重要施設からの復旧作業 	
20	下水道応急対策	経営課班 下水道施設課班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の広報 ・重要施設からの復旧作業 		20	下水道応急対策	下水道施設課班 経営課班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の広報 ・重要施設からの復旧作業 	
21	道路応急対策	道路河川課班 農政課班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制 ・被害状況の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路等の復旧作業 	21	道路応急対策	道路河川課班 農政課班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制 ・被害状況の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路等の復旧作業
22	建築物の応急危険度判定	建築住宅課班			<ul style="list-style-type: none"> ・県への応援要請 ・建築士会への被災情報収集の要請 	—	—	—			—
23	障害物の除去	建築住宅課班			<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・窓口の開設準備 	—	—	—			—

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後						修正前					
24	住宅の応急修理	建築住宅課班			・制度の周知 ・窓口の開設準備						
25	児童生徒等の保護	学校教育課班 各小中学校・義務教育学校班	・児童生徒の安全な避難 ・被害状況調査	・避難所受入準備 ・授業方針の検討及び周知		22	児童生徒等の保護	学校教育課班 各小中学校・義務教育学校班	・児童生徒の安全な避難 ・被害状況調査	・避難所受入準備 ・授業方針の検討及び周知	
26	要配慮者対策	市民安全課班 社会福祉課班 長寿福祉課班 市民課班 観光交流課班 こども課班	・地域による要支援者への声かけ、避難誘導の要請 ・福祉避難所の開設・周知 ・社会福祉施設等への受入要請 ・避難状況の把握			23	要配慮者対策	市民安全課班 社会福祉課班 長寿福祉課班 健康づくり課班	・地域による要援護者への声かけ、避難誘導の要請		・福祉避難所の開設 ・社会福祉施設等への受入要請 ・避難状況の把握

第2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班）

(略)

第2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班）

(略)

第2部 一般災害対策計画

修正後				修正前																											
<p>2 災害対策本部設置後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>指揮者</th> <th>動員配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市内で局所的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 複数の地域で災害の発生が予想される時。 その他、特に市長が必要と認めたとき。 </td> <td>本部長 (市長)</td> <td> 災害対策本部を設置 <ul style="list-style-type: none"> 市長 副市長、教育長 全部長、<u>全課(麻)長、各施設長</u> 消防長 消防団長 予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) <被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制> </td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市内の複数または全域にわたって災害が発生したとき。 被害が甚大と予想される時。 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき その他、特に本部長(市長)が必要と認めたとき。 </td> <td>本部長 (市長)</td> <td>全職員動員</td> </tr> </tbody> </table>				配備体制	配備基準	指揮者	動員配備	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内で局所的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 複数の地域で災害の発生が予想される時。 その他、特に市長が必要と認めたとき。 	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 <ul style="list-style-type: none"> 市長 副市長、教育長 全部長、<u>全課(麻)長、各施設長</u> 消防長 消防団長 予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) <被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制>	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内の複数または全域にわたって災害が発生したとき。 被害が甚大と予想される時。 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき その他、特に本部長(市長)が必要と認めたとき。 	本部長 (市長)	全職員動員	<p>2 災害対策本部設置後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>指揮者</th> <th>動員配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市内で局所的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 複数の地域で災害の発生が予想される時。 その他、特に市長が必要と認めたとき。 </td> <td>本部長 (市長)</td> <td> 災害対策本部を設置 <ul style="list-style-type: none"> 市長 副市長、教育長 全部長、<u>全課長</u> 消防長 消防団長 予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) <被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制> </td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市内の複数または全域にわたって災害が発生したとき。 被害が甚大と予想される時。 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき その他、特に本部長(市長)が必要と認めたとき。 </td> <td>本部長 (市長)</td> <td>全職員動員</td> </tr> </tbody> </table>				配備体制	配備基準	指揮者	動員配備	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内で局所的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 複数の地域で災害の発生が予想される時。 その他、特に市長が必要と認めたとき。 	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 <ul style="list-style-type: none"> 市長 副市長、教育長 全部長、<u>全課長</u> 消防長 消防団長 予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) <被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制>	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内の複数または全域にわたって災害が発生したとき。 被害が甚大と予想される時。 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき その他、特に本部長(市長)が必要と認めたとき。 	本部長 (市長)	全職員動員
配備体制	配備基準	指揮者	動員配備																												
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内で局所的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 複数の地域で災害の発生が予想される時。 その他、特に市長が必要と認めたとき。 	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 <ul style="list-style-type: none"> 市長 副市長、教育長 全部長、<u>全課(麻)長、各施設長</u> 消防長 消防団長 予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) <被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制>																												
第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内の複数または全域にわたって災害が発生したとき。 被害が甚大と予想される時。 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき その他、特に本部長(市長)が必要と認めたとき。 	本部長 (市長)	全職員動員																												
配備体制	配備基準	指揮者	動員配備																												
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内で局所的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 複数の地域で災害の発生が予想される時。 その他、特に市長が必要と認めたとき。 	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 <ul style="list-style-type: none"> 市長 副市長、教育長 全部長、<u>全課長</u> 消防長 消防団長 予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) <被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制>																												
第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市内の複数または全域にわたって災害が発生したとき。 被害が甚大と予想される時。 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき その他、特に本部長(市長)が必要と認めたとき。 	本部長 (市長)	全職員動員																												
<p>第3 活動の要点(市民安全課班・道路河川課班・全班)</p> <p>(略)</p>				<p>第3 活動の要点(市民安全課班・道路河川課班・全班)</p> <p>(略)</p>																											

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
2 災害対策本部設置後			2 災害対策本部設置後		
配備体制	動員配備職員	活動の要点	配備体制	動員配備職員	活動の要点
第1非常 配備	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課(解)長への指示を行う。 ・避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。 	第1非常 配備	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課長への指示を行う。 ・避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。
	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 		副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 		教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。
	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 		総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 		企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課(解)長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。 		各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
	消防長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員として消防本部へ指示を伝達する。 		消防長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
	消防団長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員として各分団へ指示を伝達する。 		消防団長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員として各分団へ指示を伝達する。
	各課(麻)長 各施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長(各施設長においては所管課長)に報告する。 		各課長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長に報告する。
	配備につく各職員	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。 		配備につく各職員	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
	第2非常配備 全職員	<p>地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を実施する。</p> <p>非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。</p>		第2非常配備 全職員	<p>地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を実施する。</p> <p>非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。</p>
(略)			(略)		

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第2節 災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び解散（市民安全課班・行政管理課班・全班）</p> <p>市長は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。</p> <p>また、市長は、災害の危険がなくなったとき、または災害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>第5 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課班）</p> <p>市長は、災害対策本部を設置、または解散したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に本部室を示す標識を設置する。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び解散（市民安全課班・行政管理課班・全班）</p> <p>市長は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。</p> <p>また、市長は、災害の危険がなくなったとき、または災害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散する。</p> <p>【資料3-1】須賀川市災害対策本部条例</p> <p>【資料3-2】須賀川市災害対策本部規程</p> <p>(略)</p> <p>第5 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課班）</p> <p>市長は、災害対策本部を設置、または解散したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に本部室を示す標識を設置する。</p> <p>【資料3-3】災害対策本部設置の連絡先</p> <p>(略)</p>

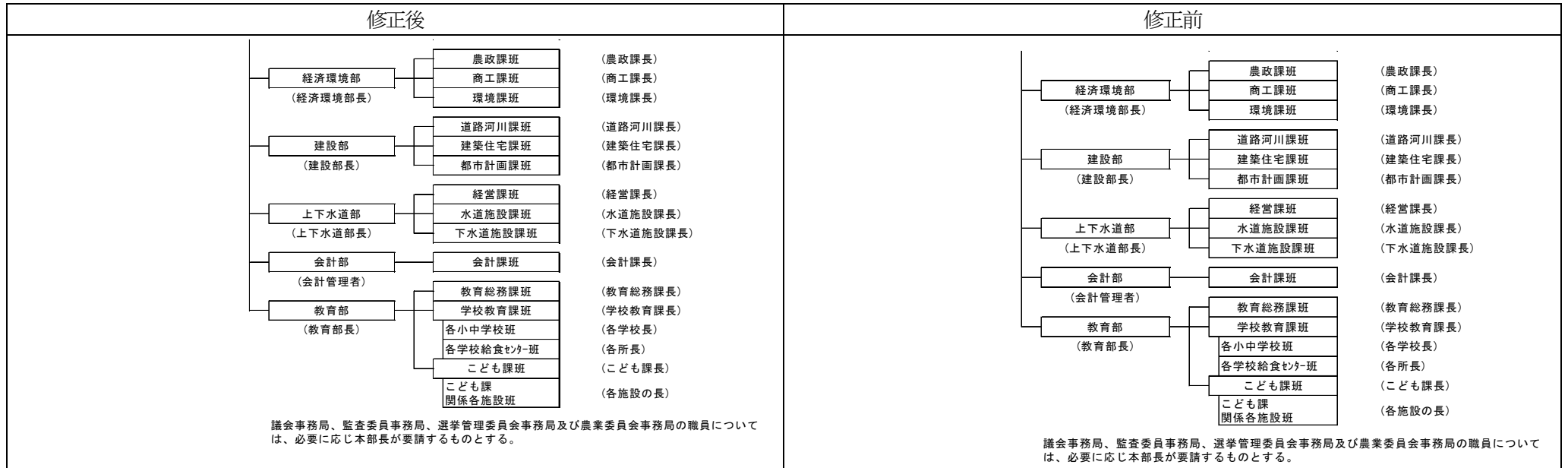
須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第8 複合災害発生時の体制（市民安全課班・全班）</p> <p><u>複合災害が発生した場合において、その対策本部が複数設置された場合は、重複する要因の所在調整、情報の収集、連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。</u></p> <p>第9 災害対策本部の組織（市民安全課班・全班）</p> <p>災害対策本部の組織は次のとおりとする。</p>	<p>(新規)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第8 災害対策本部の組織（市民安全課班・全班）</p> <p>災害対策本部の組織は次のとおりとする。</p>

須賀川市地域防災計画 第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<h3>須賀川市災害対策本部組織編成表</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部名 (部長)</th> <th style="width: 40%;">班名</th> <th style="width: 40%;">(班長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>本部長 市長</td> <td>企画政策課班</td> <td>(企画政策課長)</td> </tr> <tr> <td>副本部長 副市長</td> <td>秘書広報課班</td> <td>(秘書広報課長)</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>情報政策課班</td> <td>(情報政策課長)</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>企画政策部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>財務部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民協働推進部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化交流部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民福祉部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>経済環境部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上下水道部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会事務局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>須賀川地方広域消防組合消防長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>須賀川警察署長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>須賀川市消防団長</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">現地災害対策本部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">現地災害対策本部長、同副本部長、同本部員その他職員には、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</td> </tr> <tr> <td>企画政策部 (企画政策部長)</td> <td>企画政策課班</td> <td>(企画政策課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>秘書広報課班</td> <td>(秘書広報課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報政策課班</td> <td>(情報政策課長)</td> </tr> <tr> <td>総務部 (総務部長)</td> <td>行政管理課班</td> <td>(行政管理課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人事課班</td> <td>(人事課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民安全課班</td> <td>(市民安全課長)</td> </tr> <tr> <td>財務部 (財務部長)</td> <td>財政課班</td> <td>(財政課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税務課班</td> <td>(税務課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収納課班</td> <td>(収納課長)</td> </tr> <tr> <td>市民協働推進部 (市民協働推進部長)</td> <td>市民協働推進課班</td> <td>(市民協働推進課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民協働推進課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習スポーツ課班</td> <td>(生涯学習スポーツ課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習スポーツ課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央図書館班</td> <td>(中央図書館長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長沼図書館班</td> <td>(長沼図書館長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩瀬図書館班</td> <td>(岩瀬図書館長)</td> </tr> <tr> <td>文化交流部 (文化交流部長)</td> <td>文化振興課班</td> <td>(文化振興課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化振興課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>観光交流課班</td> <td>(観光交流課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>観光交流課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td>市民福祉部 (市民福祉部長)</td> <td>社会福祉課班</td> <td>(社会福祉課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会福祉課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿福祉課班</td> <td>(長寿福祉課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿福祉課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保険年金課班</td> <td>(保険年金課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康づくり課班</td> <td>(健康づくり課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民課班</td> <td>(市民課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長沼市民サービスセンター班</td> <td>(長沼市民サービスセンター所長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩瀬市民サービスセンター班</td> <td>(岩瀬市民サービスセンター所長)</td> </tr> </tbody> </table>	部名 (部長)	班名	(班長)	災害対策本部			本部長 市長	企画政策課班	(企画政策課長)	副本部長 副市長	秘書広報課班	(秘書広報課長)	教育長	情報政策課班	(情報政策課長)	本部員	企画政策部長			総務部長			財務部長			市民協働推進部長			文化交流部長			市民福祉部長			経済環境部長			建設部長			上下水道部長			会計管理者			議会事務局長			教育部長			須賀川地方広域消防組合消防長			須賀川警察署長			須賀川市消防団長		現地災害対策本部			現地災害対策本部長、同副本部長、同本部員その他職員には、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。			企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班	(企画政策課長)		秘書広報課班	(秘書広報課長)		情報政策課班	(情報政策課長)	総務部 (総務部長)	行政管理課班	(行政管理課長)		人事課班	(人事課長)		市民安全課班	(市民安全課長)	財務部 (財務部長)	財政課班	(財政課長)		税務課班	(税務課長)		収納課班	(収納課長)	市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班	(市民協働推進課長)		市民協働推進課 関係各施設班	(各施設の長)		生涯学習スポーツ課班	(生涯学習スポーツ課長)		生涯学習スポーツ課 関係各施設班	(各施設の長)		中央図書館班	(中央図書館長)		長沼図書館班	(長沼図書館長)		岩瀬図書館班	(岩瀬図書館長)	文化交流部 (文化交流部長)	文化振興課班	(文化振興課長)		文化振興課 関係各施設班	(各施設の長)		観光交流課班	(観光交流課長)		観光交流課 関係各施設班	(各施設の長)	市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班	(社会福祉課長)		社会福祉課 関係各施設班	(各施設の長)		長寿福祉課班	(長寿福祉課長)		長寿福祉課 関係各施設班	(各施設の長)		保険年金課班	(保険年金課長)		健康づくり課班	(健康づくり課長)		市民課班	(市民課長)		長沼市民サービスセンター班	(長沼市民サービスセンター所長)		岩瀬市民サービスセンター班	(岩瀬市民サービスセンター所長)	<h3>須賀川市災害対策本部組織編成表</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部名 (部長)</th> <th style="width: 40%;">班名</th> <th style="width: 40%;">(班長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>本部長 市長</td> <td>企画政策課班</td> <td>(企画政策課長)</td> </tr> <tr> <td>副本部長 副市長</td> <td>秘書広報課班</td> <td>(秘書広報課長)</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>行政管理課班</td> <td>(行政管理課長)</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>企画政策部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>財務部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化交流部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民福祉部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>経済環境部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上下水道部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会事務局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>須賀川地方広域消防組合消防長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>須賀川警察署長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>須賀川市消防団長</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">現地災害対策本部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">現地災害対策本部長、同副本部長、同本部員その他職員には、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</td> </tr> <tr> <td>企画政策部 (企画政策部長)</td> <td>企画政策課班</td> <td>(企画政策課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>秘書広報課班</td> <td>(秘書広報課長)</td> </tr> <tr> <td>総務部 (総務部長)</td> <td>行政管理課班</td> <td>(行政管理課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人事課班</td> <td>(人事課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民安全課班</td> <td>(市民安全課長)</td> </tr> <tr> <td>財務部 (財務部長)</td> <td>財政課班</td> <td>(財政課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税務課班</td> <td>(税務課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収納課班</td> <td>(収納課長)</td> </tr> <tr> <td>文化交流部 (文化交流部長)</td> <td>生涯学習スポーツ課班</td> <td>(生涯学習スポーツ課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習スポーツ課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化振興課班</td> <td>(文化振興課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化振興課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>観光交流課班</td> <td>(観光交流課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>観光交流課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td>市民交流センター (市民交流センター長)</td> <td>総務課班</td> <td>(総務課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企画課班</td> <td>(企画課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央図書館班</td> <td>(中央図書館長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長沼図書館班</td> <td>(長沼図書館長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩瀬図書館班</td> <td>(岩瀬図書館長)</td> </tr> <tr> <td>市民福祉部 (市民福祉部長)</td> <td>社会福祉課班</td> <td>(社会福祉課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会福祉課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿福祉課班</td> <td>(長寿福祉課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿福祉課 関係各施設班</td> <td>(各施設の長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保険年金課班</td> <td>(保険年金課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康づくり課班</td> <td>(健康づくり課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民課班</td> <td>(市民課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>桂衝市民サービスセンター班</td> <td>(桂衝市民サービスセンター所長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長沼市民サービスセンター班</td> <td>(長沼市民サービスセンター所長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩瀬市民サービスセンター班</td> <td>(岩瀬市民サービスセンター所長)</td> </tr> </tbody> </table>	部名 (部長)	班名	(班長)	災害対策本部			本部長 市長	企画政策課班	(企画政策課長)	副本部長 副市長	秘書広報課班	(秘書広報課長)	教育長	行政管理課班	(行政管理課長)	本部員	総務部長			企画政策部長			総務部長			財務部長			文化交流部長			市民福祉部長			経済環境部長			建設部長			上下水道部長			会計管理者			議会事務局長			教育部長			須賀川地方広域消防組合消防長			須賀川警察署長			須賀川市消防団長		現地災害対策本部			現地災害対策本部長、同副本部長、同本部員その他職員には、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。			企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班	(企画政策課長)		秘書広報課班	(秘書広報課長)	総務部 (総務部長)	行政管理課班	(行政管理課長)		人事課班	(人事課長)		市民安全課班	(市民安全課長)	財務部 (財務部長)	財政課班	(財政課長)		税務課班	(税務課長)		収納課班	(収納課長)	文化交流部 (文化交流部長)	生涯学習スポーツ課班	(生涯学習スポーツ課長)		生涯学習スポーツ課 関係各施設班	(各施設の長)		文化振興課班	(文化振興課長)		文化振興課 関係各施設班	(各施設の長)		観光交流課班	(観光交流課長)		観光交流課 関係各施設班	(各施設の長)	市民交流センター (市民交流センター長)	総務課班	(総務課長)		企画課班	(企画課長)		中央図書館班	(中央図書館長)		長沼図書館班	(長沼図書館長)		岩瀬図書館班	(岩瀬図書館長)	市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班	(社会福祉課長)		社会福祉課 関係各施設班	(各施設の長)		長寿福祉課班	(長寿福祉課長)		長寿福祉課 関係各施設班	(各施設の長)		保険年金課班	(保険年金課長)		健康づくり課班	(健康づくり課長)		市民課班	(市民課長)		桂衝市民サービスセンター班	(桂衝市民サービスセンター所長)		長沼市民サービスセンター班	(長沼市民サービスセンター所長)		岩瀬市民サービスセンター班	(岩瀬市民サービスセンター所長)
部名 (部長)	班名	(班長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
災害対策本部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
本部長 市長	企画政策課班	(企画政策課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
副本部長 副市長	秘書広報課班	(秘書広報課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
教育長	情報政策課班	(情報政策課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
本部員	企画政策部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	総務部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	財務部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	市民協働推進部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	文化交流部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	市民福祉部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	経済環境部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	建設部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	上下水道部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	会計管理者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	議会事務局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	教育部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	須賀川地方広域消防組合消防長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	須賀川警察署長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	須賀川市消防団長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
現地災害対策本部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
現地災害対策本部長、同副本部長、同本部員その他職員には、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班	(企画政策課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	秘書広報課班	(秘書広報課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	情報政策課班	(情報政策課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
総務部 (総務部長)	行政管理課班	(行政管理課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	人事課班	(人事課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	市民安全課班	(市民安全課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
財務部 (財務部長)	財政課班	(財政課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	税務課班	(税務課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	収納課班	(収納課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班	(市民協働推進課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	市民協働推進課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	生涯学習スポーツ課班	(生涯学習スポーツ課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	生涯学習スポーツ課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	中央図書館班	(中央図書館長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	長沼図書館班	(長沼図書館長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	岩瀬図書館班	(岩瀬図書館長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
文化交流部 (文化交流部長)	文化振興課班	(文化振興課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	文化振興課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	観光交流課班	(観光交流課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	観光交流課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班	(社会福祉課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	社会福祉課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	長寿福祉課班	(長寿福祉課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	長寿福祉課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	保険年金課班	(保険年金課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	健康づくり課班	(健康づくり課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	市民課班	(市民課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	長沼市民サービスセンター班	(長沼市民サービスセンター所長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	岩瀬市民サービスセンター班	(岩瀬市民サービスセンター所長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
部名 (部長)	班名	(班長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
災害対策本部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
本部長 市長	企画政策課班	(企画政策課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
副本部長 副市長	秘書広報課班	(秘書広報課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
教育長	行政管理課班	(行政管理課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
本部員	総務部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	企画政策部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	総務部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	財務部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	文化交流部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	市民福祉部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	経済環境部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	建設部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	上下水道部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	会計管理者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	議会事務局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	教育部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	須賀川地方広域消防組合消防長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	須賀川警察署長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	須賀川市消防団長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
現地災害対策本部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
現地災害対策本部長、同副本部長、同本部員その他職員には、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班	(企画政策課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	秘書広報課班	(秘書広報課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
総務部 (総務部長)	行政管理課班	(行政管理課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	人事課班	(人事課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	市民安全課班	(市民安全課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
財務部 (財務部長)	財政課班	(財政課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	税務課班	(税務課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	収納課班	(収納課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
文化交流部 (文化交流部長)	生涯学習スポーツ課班	(生涯学習スポーツ課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	生涯学習スポーツ課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	文化振興課班	(文化振興課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	文化振興課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	観光交流課班	(観光交流課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	観光交流課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市民交流センター (市民交流センター長)	総務課班	(総務課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	企画課班	(企画課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	中央図書館班	(中央図書館長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	長沼図書館班	(長沼図書館長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	岩瀬図書館班	(岩瀬図書館長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班	(社会福祉課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	社会福祉課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	長寿福祉課班	(長寿福祉課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	長寿福祉課 関係各施設班	(各施設の長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	保険年金課班	(保険年金課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	健康づくり課班	(健康づくり課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	市民課班	(市民課長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	桂衝市民サービスセンター班	(桂衝市民サービスセンター所長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	長沼市民サービスセンター班	(長沼市民サービスセンター所長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	岩瀬市民サービスセンター班	(岩瀬市民サービスセンター所長)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画



第10 災害対策本部の事務分掌（市民安全課班・全班）

災害対策本部を設置した場合の各部、各班における分掌事務は次のとおりである。災害対策本部設置しない場合においても、概ねの次の分掌事務に従い、対応にあたる。

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 (企画政策課長)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ等による広報活動に関すること。 2 広報車による広報活動の支援に関すること。 3 部内の各班との連絡調整に関すること。 4 部内の他班の所掌に属さない事項。 5 特命による重要事項の調整に関すること。 6 その他応急対策に関すること。

第9 災害対策本部の事務分掌（市民安全課班・全班）

災害対策本部を設置した場合の各部、各班における分掌事務は次のとおりである。災害対策本部設置しない場合においても、概ねの次の分掌事務に従い、対応にあたる。

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 (企画政策課長)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ等による広報活動に関すること。 2 広報車による広報活動の支援に関すること。 3 部内の各班との連絡調整に関すること。 4 部内の他班の所掌に属さない事項。 5 特命による重要事項の調整に関すること。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
	秘書広報課班 (秘書広報課長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事。 3 その他応急対策に関する事。			6 その他応急対策に関する事。
	<u>情報政策課班 (情報政策課長)</u>	<u>1 通信環境の確保に関する事。</u> <u>2 広報車による広報活動の支援に関する事。</u> <u>3 その他応急対策に関する事。</u>			1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
総務部 (総務部長)	行政管理課班 (行政管理課長)	1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関する事。 2 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関する事。 3 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 庁用自動車の配車に関する事。 5 広報車による広報活動の調整に関する事。 6 部内の各班との連絡調整に関する事。 7 部内の他班の所掌に属さない事項。 8 その他応急対策に関する事。		(新規)	(新規)
	人事課班 (人事課長)	1 災害時における職員の動員及び調整に関する事。 2 職員の非常招集に関する事。 3 他の自治体等との間の職員派遣に関する事。 4 その他応急対策に関する事。	総務部 (総務部長)	行政管理課班 (行政管理課長)	1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関する事。 2 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関する事。 3 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 庁用自動車の配車に関する事。 5 広報車による広報活動の調整に関する事。 6 部内の各班との連絡調整に関する事。 7 部内の他班の所掌に属さない事項。 8 その他応急対策に関する事。
	市民安全課班 (市民安全課長)	1 防災会議に関する事。 2 本部長の命令の伝達に関する事。 3 本部の庶務に関する事。 4 気象情報の受信及び通報に関する事。 5 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用及び実施に関する事。 6 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。			人事課班 (人事課長)
				市民安全課班 (市民安全課長)	1 防災会議に関する事。 2 本部長の命令の伝達に関する事。 3 本部の庶務に関する事。 4 気象情報の受信及び通報に関する事。 5 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用及び実施に関する事。 6 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関する事。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
		8 警察署との連絡に関する事。 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関する事。 10 <u>り災証明書の発行に関する事（災害対策本部を設</u> <u>置し、全庁体制となる災害を除く。）。</u> 11 災害の情報の収集に関する事。 12 被害状況の結果整理及び報告に関する事。 13 危機管理における庁内調整に関する事。			7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 警察署との連絡に関する事。 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関する事。 10 <u>り災証明書の発行に関する事（被災者生活再建支</u> <u>援法（平成10年法律第66号）適用となる災害を除</u> <u>く。）。</u> 11 災害の情報の収集に関する事。 12 被害状況の結果整理及び報告に関する事。 13 危機管理における庁内調整に関する事。
財務部 (財務部 長)	財政課班 (財政課長)	1 災害応急対策費の予算措置に関する事。 2 部内の各班との連絡調整に関する事。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関する事。	財務部 (財務部 長)	財政課班 (財政課長)	1 災害応急対策費の予算措置に関する事。 2 部内の各班との連絡調整に関する事。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関する事。
	税務課班 (税務課長)	1 被災住宅の調査に関する事。 2 <u>り災証明書の発行に関する事（災害対策本部を設</u> <u>置し、全庁体制</u> となる災害に限る。）。 3 被災証明書の発行に関する事。		税務課班 (税務課長)	1 被災住宅の調査に関する事。 2 <u>り災証明書の発行に関する事（被災者生活再建支</u> <u>援法適用</u> となる災害に限る。）。 3 被災証明書の発行に関する事。
	収納課班 (収納課長)	4 その他応急対策に関する事。		収納課班 (収納課長)	4 その他応急対策に関する事。
市民協働 推進部 (市民協 働推進部 長)	市民協働推進課 班 (市民協働推進 課長)	1 <u>所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。</u> 2 <u>所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</u> 3 <u>各コミュニティセンター管内の災害情報収集に関す</u> <u>ること。</u> 4 <u>部内の各班との連絡調整に関する事。</u> 5 <u>部内の他班の所掌に属さない事項。</u> 6 <u>その他応急対策に関する事。</u>			

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
文化交流部	市民協働推進課	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。			
	関係施設班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。			
	(各施設の長)	3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に關			
		すること。			
		4 各コミュニティセンターにあつては、管内の災害情			
		報の収集及び報告に関すること。			
		5 その他応急対策に関すること。			
	生涯学習スポー	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。			
	ツ課班	2 社会教育施設、体育施設等の被害調査及び応急復旧			
	(生涯学習スポ	に関すること。			
ーツ課長)	3 その他応急対策に関すること。				
生涯学習スポー	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。				
ツ課関係施設班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。				
(各施設の長)	3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に關				
	すること。				
	4 その他応急対策に関すること。				
中央図書館班	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。				
(中央図書館	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。				
長)	3 その他応急対策に関すること。				
長沼、岩瀬図書	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。				
館班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。				
(長沼図書館	3 その他応急対策に関すること。				
長、岩瀬図書館					
長)					
(削除)	(削除)				
文化交流	生涯学習スポー	1 社会教育施設、体育施設等の被害調査及び応急復旧			

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後		修正前	
(文化交 流部長)		部	ツ課班
		(文化交 流部長)	(生涯学習スポ ーツ課長)
			に関すること。
			2 各公民館管内の災害情報収集に関すること。
			3 部内の各班との連絡調整に関すること。
			4 部内の他班の所掌に属さない事項。
			5 その他応急対策に関すること。
	(削除)	(削除)	生涯学習スポ ーツ課関係施設班
			1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
			2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
		3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に 関すること。	
		4 各公民館にあっては、管内の災害情報の収集及び報 告に関すること。	
		5 その他応急対策に関すること。	
文化振興課班 (文化振興課 長)	1 文化財等の被害の調査に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	文化振興課班 (文化振興課 長)	1 文化財等の被害の調査に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
文化振興課関係 施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	文化振興課関係 施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
観光交流課班 (観光交流課 長)	1 救援物資の受付及び配布に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。	観光交流課班 (観光交流課 長)	1 救援物資の受付及び配布に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
観光交流課関係 施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に 関すること。 4 その他応急対策に関すること。	観光交流課関係 施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に 関すること。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
(削除)	(削除)	(削除)			4 その他応急対策に関すること。
			市民交流センター (市民交流センター長)	総務課班 (総務課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 センター内の各班との連絡調整に関すること。 4 センター内の他班の所掌に属さない事項。 5 その他応急対策に関すること。
	(削除)	(削除)		企画課班 (企画課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	(削除)	(削除)			
	(削除)	(削除)			
				中央図書館班	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
	(削除)	(削除)		(中央図書館長)	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	(削除)	(削除)		長沼、岩瀬図書館班 (長沼図書館長、岩瀬図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班 (社会福祉課長)	1 り災に対する支援対策に関すること。 2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。 3 避難所開設及び運営に関すること。 4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者(児)世帯の支援対策に関すること。 5 災害ボランティアに関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。	市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班 (社会福祉課長)	1 り災に対する支援対策に関すること。 2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。 3 避難所開設及び運営に関すること。 4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者(児)世帯の支援対策に関すること。 5 災害ボランティアに関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。
	長寿福祉課班 (長寿福祉課長)	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。		長寿福祉課班 (長寿福祉課長)	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後		修正前	
	5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に すること。 6 その他応急対策に 関すること。		すること。 6 その他応急対策に 関すること。
保険年金課班 (保険年金課 長)	1 避難所開設及び運 営に 関すること。 2 その他応急対策に 関すること。	保険年金課班 (保険年金課 長)	1 避難所開設及び運 営に 関すること。 2 その他応急対策に 関すること。
健康づくり課班 (健康づくり課 長)	1 医薬品その他の衛 生資材の確保及び配 分に関するこ と。 2 医療機関の被害の 調査及びその対策に 関すること。 3 被害地における感 染症の予防に関する こと。 4 災害時における 応急医療及び助産に 関すること。 5 所管施設の利用者 の避難及び救護に関 すること。 6 所管施設の被害の 調査及び応急復旧に 関すること。 7 所管施設が避難所 となった場合の設営 等の協力に 関すること。 8 その他応急対策に 関すること。	健康づくり課班 (健康づくり課 長)	1 医薬品その他の衛 生資材の確保及び配 分に関するこ と。 2 医療機関の被害の 調査及びその対策に 関すること。 3 被害地における感 染症の予防に関する こと。 4 災害時における 応急医療及び助産に 関すること。 5 所管施設の利用者 の避難及び救護に関 すること。 6 所管施設の被害の 調査及び応急復旧に 関すること。 7 所管施設が避難所 となった場合の設営 等の協力に 関すること。 8 その他応急対策に 関すること。
市民課班 (市民課長)	1 梓衝市民サービス センター管内の災害 情報収集に 関すること。 2 本部と梓衝市民サ ービスセンターとの 連絡に 関すること。 3 その他応急対策に 関すること。	市民課班 (市民課長)	1 梓衝市民サービス センター管内の災害 情報収集に 関すること。 2 本部と梓衝市民サ ービスセンターとの 連絡に 関すること。 3 その他応急対策に 関すること。
長沼、岩瀬市民 サービスセンタ ー一班 (長沼市民サ ービスセンター 所)	1 管内における緊急 又は応急的対応に 関すること。 2 所管施設の電源及 び電話回線の確保に 関すること。 3 所管施設の被害の 調査及び応急復旧に 関すること。 4 庁用自動車の配車 に関する こと。 5 管内の災害情報 収集及び報告に 関すること。	長沼、岩瀬市民 サービスセンタ ー一班 (長沼市民サ ービスセンター 所)	1 管内における緊急 又は応急的対応に 関すること。 2 所管施設の電源及 び電話回線の確保に 関すること。 3 所管施設の被害の 調査及び応急復旧に 関すること。 4 庁用自動車の配車 に関する こと。 5 管内の災害情報 収集及び報告に 関すること。 6 所管施設の利用者 の避難及び救護に 関すること。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前			
	長、岩瀬市民サービスセンター(所長)	6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。		ービスセンター(所長)	7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。	
	(削除)	(削除)		榊衝市民サービスセンター班 (榊衝市民サービスセンター所長)	1 <u>管内の災害情報の収集及び報告に関すること。</u> 2 <u>所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。</u> 3 <u>所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。</u> 4 <u>その他応急対策に関すること。</u>	
				経済環境部 (経済環境部長)	農政課班 (農政課長)	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 <u>林業用施設</u> 等の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 <u>農業用施設等</u> の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。
				農政課班 (農政課長)	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 <u>農道、林道、溜池、用排水路、堤等</u> の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 <u>農業用施設</u> の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。	
				商工課班 (商工課長)	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関すること。 2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関すること。	
経済環境部 (経済環境部長)	農政課班 (農政課長)	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 <u>林業用施設</u> 等の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 <u>農業用施設等</u> の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。	経済環境部 (経済環境部長)	農政課班 (農政課長)	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 <u>農道、林道、溜池、用排水路、堤等</u> の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 <u>農業用施設</u> の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。	
	商工課班 (商工課長)	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関すること。 2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関すること。		商工課班 (商工課長)	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関すること。 2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被災者の就業に関すること。	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
		3 被災者の就業に関すること。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 7 その他応急対策に関すること。			4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 7 その他応急対策に関すること。
	環境課班 (環境課長)	1 環境衛生に関すること。 2 原子力災害(放射性物質)の状況調査及びその対策に関すること。 3 その他応急対策に関すること。		環境課班 (環境課長)	1 環境衛生に関すること。 2 原子力災害(放射性物質)の状況調査及びその対策に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
建設部 (建設部長)	道路河川課班 (道路河川課長)	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2 交通不能箇所(交通路)の調査及び交通路線の決定に関すること。 3 土砂災害発生箇所(土砂災害発生箇所)の調査及び応急復旧に関すること。 4 水防活動(水防資材の調達を含む。)に関すること。 5 部内の各班との連絡調整に関すること。 6 部内の他班の所掌に属さない事項。 7 その他応急対策に関すること。	建設部 (建設部長)	道路河川課班 (道路河川課長)	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2 交通不能箇所(交通路)の調査及び交通路線の決定に関すること。 3 土砂災害発生箇所(土砂災害発生箇所)の調査及び応急復旧に関すること。 4 水防活動(水防資材の調達を含む。)に関すること。 5 部内の各班との連絡調整に関すること。 6 部内の他班の所掌に属さない事項。 7 その他応急対策に関すること。
	建築住宅課班 (建築住宅課長)	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関すること。 2 <u>応急仮設住宅の供与(建設型・借上型)に関すること。</u> 3 <u>公営住宅の空き住戸への一時受入れに関すること。</u>		建築住宅課班 (建築住宅課長)	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関すること。 2 <u>災害関係住宅等の建設</u> に関すること。 3 <u>り災者の災害応急住宅等の建設に要する資材の調整及びあっせんに関すること。</u>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前			
		<p><u>4 建築物の応急危険度判定に関すること。</u></p> <p><u>5 住宅における障害物の除去に関すること。</u></p> <p><u>6 住宅の応急修理に関すること。</u></p> <p><u>7 その他応急対策に関すること。</u></p>			<p><u>4 その他応急対策に関すること。</u></p>	
	都市計画課班 (都市計画課長)	<p>1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>4 その他応急対策に関すること。</p>		都市計画課班 (都市計画課長)	<p>1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>4 その他応急対策に関すること。</p>	
会計部 (会計管理者)	会計課班 (会計課長)	<p>1 災害応急対策に要する経費の出納に関すること。</p> <p>2 災害救助寄附金の出納に関すること。</p> <p>3 その他応急対策に関すること。</p>		会計部 (会計管理者)	会計課班 (会計課長)	<p>1 災害応急対策に要する経費の出納に関すること。</p> <p>2 災害救助寄附金の出納に関すること。</p> <p>3 その他応急対策に関すること。</p>
上下水道部 (上下水道部長)	経営課班 (経営課長)	<p>1 飲料水、医療用水等の供給に関すること。</p> <p>2 部内の各班との連絡調整に関すること。</p> <p>3 部内の他班の所掌に属さない事項。</p> <p>4 その他応急対策に関すること。</p>		上下水道部 (上下水道部長)	経営課班 (経営課長)	<p>1 飲料水、医療用水等の供給に関すること。</p> <p>2 部内の各班との連絡調整に関すること。</p> <p>3 部内の他班の所掌に属さない事項。</p> <p>4 その他応急対策に関すること。</p>
	水道施設課班 (水道施設課長)	<p>1 配水施設及び付属施設の被害の調査並びに応急復旧に関すること。</p> <p>2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害の調査並びに応急復旧に関すること。</p> <p>3 その他応急復旧に関すること。</p>			水道施設課班 (水道施設課長)	<p>1 配水施設及び付属施設の被害の調査並びに応急復旧に関すること。</p> <p>2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害の調査並びに応急復旧に関すること。</p> <p>3 その他応急復旧に関すること。</p>
	下水道施設課班 (下水道施設課長)	<p>1 下水道の被害の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 その他応急復旧に関すること。</p>			下水道施設課班 (下水道施設課長)	<p>1 下水道の被害の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 その他応急復旧に関すること。</p>
教育部	教育総務課班	<p>1 事務局内の職員の動員に関すること。</p>		教育部 (教育部)	教育総務課班 (教育総務課)	<p>1 事務局内の職員の動員に関すること。</p> <p>2 教育関係施設の緊急利用に関すること。</p>

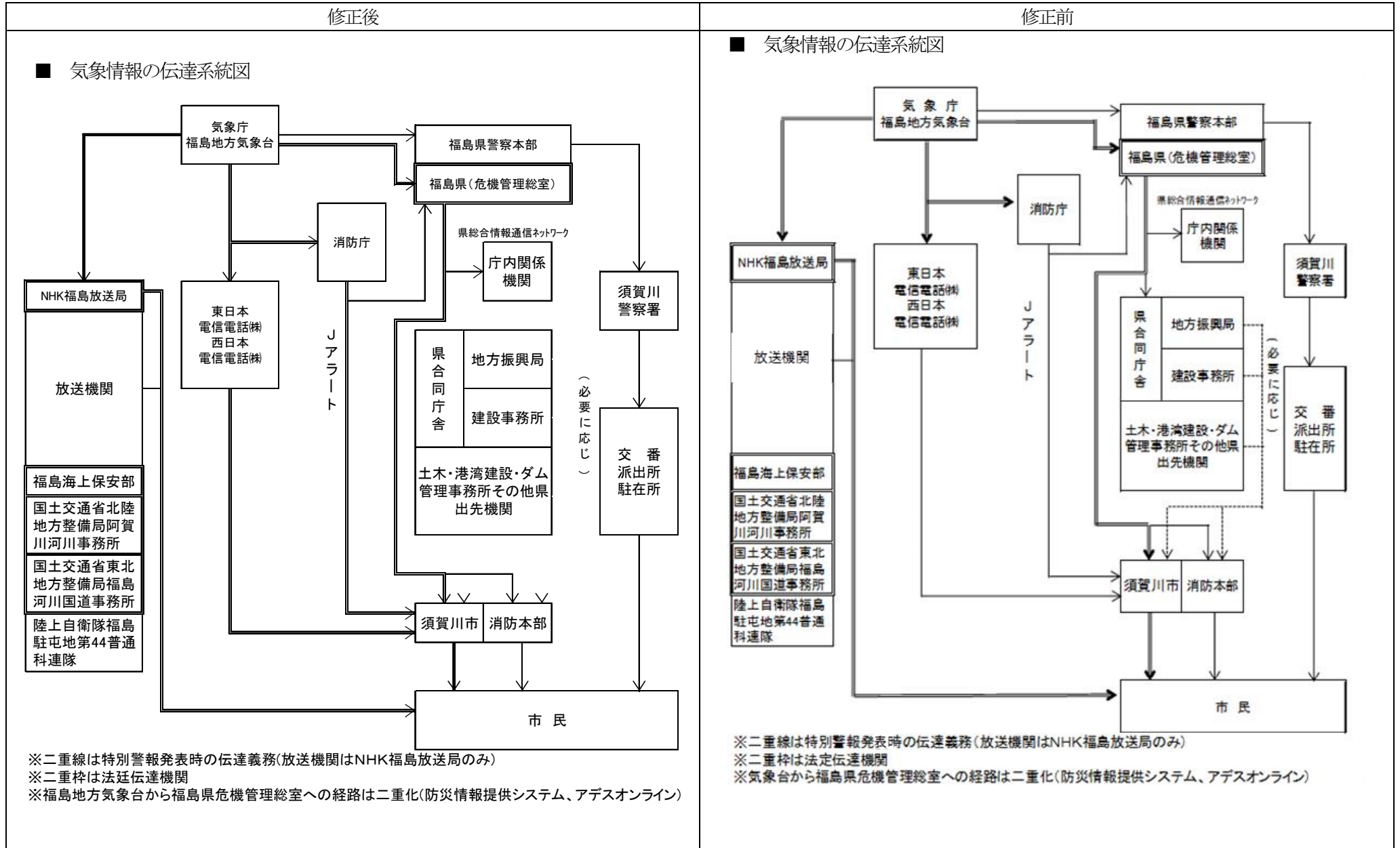
須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
(教育部 長)	(教育総務課 長)	<ul style="list-style-type: none"> 2 教育関係施設の緊急利用に関すること。 3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 事務局内の各班との連絡調整に関すること。 5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関すること。 	長)	長)	<ul style="list-style-type: none"> 3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 事務局内の各班との連絡調整に関すること。 5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関すること。
	学校教育課班 (学校教育課 長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に関すること。 4 その他応急対策に関すること。 		学校教育課班 (学校教育課 長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	各小中学校・義務 教育学校班 (各学校長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難及び救護に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 5 その他応急対策に関すること。 		各小中学校・義務 教育学校班 (各学校長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難及び救護に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 5 その他応急対策に関すること。
	各学校給食セン ター班 (各所長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 り災した児童生徒の学校給食に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。 		各学校給食セン ター班 (各所長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 り災した児童生徒の学校給食に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	こども課班 (こども課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。 		こども課班 (こども課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
				こども課関係各	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後		修正前																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">子ども課関係各</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td>所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>施設班</td> <td>2</td> <td>所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(各施設の長)</td> <td>3</td> <td>その他応急対策に関すること。</td> </tr> </table>	子ども課関係各	1	所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。	施設班	2	所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。	(各施設の長)	3	その他応急対策に関すること。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">施設班</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td>所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(各施設の長)</td> <td>3</td> <td>その他応急対策に関すること。</td> </tr> </table>	施設班	2	所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。	(各施設の長)	3	その他応急対策に関すること。	
子ども課関係各	1	所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。																
施設班	2	所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。																
(各施設の長)	3	その他応急対策に関すること。																
施設班	2	所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。																
(各施設の長)	3	その他応急対策に関すること。																
<h3>第3節 災害情報の収集・伝達</h3> <p>災害が発生した場合、発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な応急対策を実施する上で情報の収集・伝達は非常に重要であるため、市は、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td>【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班</td> </tr> </table> <h4>第1 気象注意報・警報等の伝達（市民安全課班・全班）</h4> <p>気象庁は、台風、その他の異常気象について発表基準に基づき、注意報、警報、特別警報を発表する。</p>		担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班	<h3>第3節 災害情報の収集・伝達</h3> <p>災害が発生した場合、発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な応急対策を実施する上で情報の収集・伝達は非常に重要であるため、市は、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td>【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班</td> </tr> </table> <h4>第1 気象注意報・警報等の伝達（市民安全課班・全班）</h4> <p>気象庁は、台風、その他の異常気象について発表基準に基づき、注意報、警報、特別警報を発表する。</p>		担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班											
担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班																	
担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班																	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画



須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>(略)</p> <p>第2 被害状況等の収集・報告（市民安全課班・行政管理課班・<u>秘書広報課班</u>・全班）</p> <p>(略)</p> <p>第4節 通信の確保</p> <p>迅速な応急対策を実施する上で、情報の伝達は非常に重要であるが、大規模な災害が発生した場合、通信の不通、混乱が予想される。そのため、利用可能な通信設備の活用を図るとともに、早急に応急復旧を実施し、通信の確保を図る。</p> <table border="1" data-bbox="203 847 1099 932"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課班・行政管理課班・<u>情報政策課班</u> 【関係機関】＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞</td> </tr> </table> <p>第1 災害時の通信連絡（市民安全課班・行政管理課班・<u>情報政策課班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>第2 通信の統制（市民安全課班・行政管理課班・<u>情報政策課班</u>）</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・ <u>情報政策課班</u> 【関係機関】＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞	<p>(略)</p> <p>第2 被害状況等の収集・報告（市民安全課班・行政管理課班_____・全班）</p> <p>(略)</p> <p>第4節 通信の確保</p> <p>迅速な応急対策を実施する上で、情報の伝達は非常に重要であるが、大規模な災害が発生した場合、通信の不通、混乱が予想される。そのため、利用可能な通信設備の活用を図るとともに、早急に応急復旧を実施し、通信の確保を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1223 807 2119 892"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課班・行政管理課班_____ 【関係機関】＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞</td> </tr> </table> <p>第1 災害時の通信連絡（市民安全課班・行政管理課班_____）</p> <p>(略)</p> <p>第2 通信の統制（市民安全課班・行政管理課班_____）</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班_____ 【関係機関】＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞
担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班・ <u>情報政策課班</u> 【関係機関】＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞				
担当	【本庁】市民安全課班・行政管理課班_____ 【関係機関】＜電気通信事業者：東日本電信電話(株)＞				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前																																								
<p>第7 電気通信事業者の措置（電気通信事業者）</p> <p>電気通信事業者は、災害が発生した場合、または通信の著しい輻輳が発生した場合、回線の迂回・規制、通話時間の制限、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）、携帯電話の災害用伝言板サービスの活用などにより、通信不能区域の解消、重要通信の確保を図る。</p> <p>また、孤立防止用移動無線機・移動無線車の活用、可搬無線機による回線の作成、衛星通信システムの活用により通話を確保する。</p> <p>なお、災害時に安否情報がやり取りできるサービスは、次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">サービス名</th> <th style="width: 50%;">電話番号またはURL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>NTT東日本 災害用伝言ダイヤル</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>パソコン・スマートフォン</td> <td>NTT東日本 災害用伝言板</td> <td>https://www.web171.jp</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">携帯電話 (スマートフォン)</td> <td>NTTドコモ 災害用伝言板</td> <td>http://dengon.docomo.ne.jp</td> </tr> <tr> <td>a u 災害用伝言板</td> <td>http://dengon.ezweb.ne.jp</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 災害用伝言板</td> <td>http://dengon.softbank.ne.jp</td> </tr> <tr> <td><u>Y mobile</u> 災害用伝言板</td> <td>https://www.ymobile.jp/service/dengon/</td> </tr> <tr> <td><u>楽天mobile、</u> <u>Uqmobile</u> 災害用伝言板</td> <td>※NTT東日本災害用伝言板を案内 https://www.web171.jp</td> </tr> </tbody> </table>	区分	サービス名	電話番号またはURL	固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171	パソコン・スマートフォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp	携帯電話 (スマートフォン)	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp	a u 災害用伝言板	http://dengon.ezweb.ne.jp	ソフトバンク 災害用伝言板	http://dengon.softbank.ne.jp	<u>Y mobile</u> 災害用伝言板	https://www.ymobile.jp/service/dengon/	<u>楽天mobile、</u> <u>Uqmobile</u> 災害用伝言板	※NTT東日本災害用伝言板を案内 https://www.web171.jp	<p>第7 電気通信事業者の措置（電気通信事業者）</p> <p>電気通信事業者は、災害が発生した場合、または通信の著しい輻輳が発生した場合、回線の迂回・規制、通話時間の制限、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）、携帯電話の災害用伝言板サービスの活用などにより、通信不能区域の解消、重要通信の確保を図る。</p> <p>また、孤立防止用移動無線機・移動無線車の活用、可搬無線機による回線の作成、衛星通信システムの活用により通話を確保する。</p> <p>なお、災害時に安否情報がやり取りできるサービスは、次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">サービス名</th> <th style="width: 50%;">電話番号またはURL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>NTT東日本 災害用伝言ダイヤル</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>パソコン・スマートフォン</td> <td>NTT東日本 災害用伝言板</td> <td>https://www.web171.jp</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">携帯電話 (スマートフォン)</td> <td>NTTドコモ 災害用伝言板</td> <td>http://dengon.docomo.ne.jp</td> </tr> <tr> <td>a u 災害用伝言板</td> <td>http://dengon.ezweb.ne.jp</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク 災害用伝言板</td> <td>http://dengon.softbank.ne.jp</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	サービス名	電話番号またはURL	固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171	パソコン・スマートフォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp	携帯電話 (スマートフォン)	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp	a u 災害用伝言板	http://dengon.ezweb.ne.jp	ソフトバンク 災害用伝言板	http://dengon.softbank.ne.jp	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
区分	サービス名	電話番号またはURL																																							
固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171																																							
パソコン・スマートフォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp																																							
携帯電話 (スマートフォン)	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp																																							
	a u 災害用伝言板	http://dengon.ezweb.ne.jp																																							
	ソフトバンク 災害用伝言板	http://dengon.softbank.ne.jp																																							
	<u>Y mobile</u> 災害用伝言板	https://www.ymobile.jp/service/dengon/																																							
	<u>楽天mobile、</u> <u>Uqmobile</u> 災害用伝言板	※NTT東日本災害用伝言板を案内 https://www.web171.jp																																							
区分	サービス名	電話番号またはURL																																							
固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171																																							
パソコン・スマートフォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp																																							
携帯電話 (スマートフォン)	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp																																							
	a u 災害用伝言板	http://dengon.ezweb.ne.jp																																							
	ソフトバンク 災害用伝言板	http://dengon.softbank.ne.jp																																							
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																							
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																							

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前						
<p>第5節 相互応援協力</p> <p>大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互の連携による円滑な応急対策の実施が重要であり、市、県、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="201 470 1097 534"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・人事課班・商工課班</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>第2 国に対する応援要請（市民安全課班・人事課班）</p> <p>(略)</p> <p>2 手続き</p> <p><u>災害対策基本法施行令第15条の規定により</u>、市長が 指定行政機関または指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>また、<u>災害対策基本法施行令第16条の規定により</u>、市長が 知事に対して指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。なお、<u>派遣された職員の身分の取扱い</u>に関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="212 1197 1097 1396"><tr><td><ul style="list-style-type: none">派遣を要請する理由派遣を要請する職員の職種別人員数派遣を必要とする期間派遣される職員の給与その他の勤務条件その他職員の派遣について必要とされる事項</td></tr></table>	担当	【本庁】市民安全課班・人事課班・ 商工課班	<ul style="list-style-type: none">派遣を要請する理由派遣を要請する職員の職種別人員数派遣を必要とする期間派遣される職員の給与その他の勤務条件その他職員の派遣について必要とされる事項	<p>第5節 相互応援協力</p> <p>大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互の連携による円滑な応急対策の実施が重要であり、市、県、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1220 430 2116 494"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・人事課班_____</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>第2 国に対する応援要請（市民安全課班・人事課班）</p> <p>(略)</p> <p>2 手続き</p> <p>_____市長は、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>また、_____市長が、知事に対して指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。なお、<u>市は</u>、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1232 1157 2116 1356"><tr><td><ul style="list-style-type: none">派遣を要請する理由派遣を要請する職員の職種別人員数派遣を必要とする期間派遣される職員の給与その他の勤務条件その他職員の派遣について必要とされる事項</td></tr></table>	担当	【本庁】市民安全課班・人事課班_____	<ul style="list-style-type: none">派遣を要請する理由派遣を要請する職員の職種別人員数派遣を必要とする期間派遣される職員の給与その他の勤務条件その他職員の派遣について必要とされる事項
担当	【本庁】市民安全課班・人事課班・ 商工課班						
<ul style="list-style-type: none">派遣を要請する理由派遣を要請する職員の職種別人員数派遣を必要とする期間派遣される職員の給与その他の勤務条件その他職員の派遣について必要とされる事項							
担当	【本庁】市民安全課班・人事課班_____						
<ul style="list-style-type: none">派遣を要請する理由派遣を要請する職員の職種別人員数派遣を必要とする期間派遣される職員の給与その他の勤務条件その他職員の派遣について必要とされる事項							

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>第4 他市町村への応援（市民安全課班・人事課班）</p> <p>他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法または協定等により、被災市町村から応援もしくは職員の派遣について要請があった場合、または県から応援もしくは職員の派遣についてあっせんを受けた場合、市は、可能な限り応援または職員の派遣を行う。その場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>【資料 4-3】 災害時における相互応援に関する協定 【資料 4-4】 連携中枢都市圏形成に係る連携協約</p> <p>第5 本市における受援体制（市民安全課班・人事課班・商工課班）</p> <p><u>本市において大規模な災害が発生し、職員や庁舎の被災等により、人的資源や物的資源が不足する場合には、非常時優先業務を適切に実施するとともに、他の地方公共団体や民間企業・ボランティアなどの支援を受けながら、迅速かつ的確に災害対応業務を処理していくことが必要である。そのため、災害発生時の人的・物的資源の受入れ手順、応援を受ける業務の選定、役割分担、応援要請のための連絡体制等について必要な準備を整えるなど、受援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、具体的な受援活動等については、「須賀川市災害時受援計画」に基づき実施するものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第4 他市町村への応援（市民安全課班・人事課班）</p> <p>他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法または協定等により、被災市町村から応援もしくは職員の派遣について要請があった場合、または県から応援もしくは職員の派遣についてあっせんを受けた場合、市は、可能な限り応援または職員の派遣を行う。その場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>【資料 4-4】 災害時における相互応援に関する協定 【資料 4-5】 連携中枢都市圏形成に係る連携協約</p> <p>(新規)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第6節 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>第3 広報の方法 (市民安全課班・企画政策課班・行政管理課班・秘書広報課班)</p> <p>(略)</p> <p>第4 報道機関への発表 (行政管理課班・企画政策課班)</p> <p>(略)</p> <p>第8節 消火活動</p> <p>(略)</p> <p>第6 応援要請 (市民安全課班・消防本部)</p> <p>1 他市町村、他消防本部への応援要請</p> <p>市、消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断した場合、協定等に基づき応援要請を行う。</p> <p>【資料 4-1】 消防相互応援協定</p>	<p>第6節 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>第3 広報の方法 (_____ 企画政策課班・行政管理課班・秘書広報課班)</p> <p>(略)</p> <p>第4 報道機関への発表 (行政管理課班・秘書広報課班)</p> <p>(略)</p> <p>第8節 消火活動</p> <p>(略)</p> <p>第6 応援要請 (市民安全課班・消防本部)</p> <p>1 他市町村、他消防本部への応援要請</p> <p>市、消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断した場合、協定等に基づき応援要請を行う。</p> <p>【資料 4-2】 消防相互応援協定</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>(略)</p> <h3>第9節 救助・救急</h3> <p>(略)</p> <h4>第4 広域応援（市民安全課班・消防本部）</h4> <p>大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行う。</p> <p>また、必要に応じて、市長は県を通じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。</p> <p>【資料 4-1】 消防相互応援協定</p> <h3>第10節 自衛隊の災害派遣</h3> <p>(略)</p> <h4>第3 災害派遣要請の要求要領（市民安全課班）</h4> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <h3>第9節 救助・救急</h3> <p>(略)</p> <h4>第4 広域応援（市民安全課班・消防本部）</h4> <p>大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行う。</p> <p>また、必要に応じて、市長は県を通じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。</p> <p>【資料 4-2】 消防相互応援協定</p> <h3>第10節 自衛隊の災害派遣</h3> <p>(略)</p> <h4>第3 災害派遣要請の要求要領（市民安全課班）</h4> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>2 知事に派遣を要請できない場合</p> <p>市長は、知事に自衛隊の派遣要請の要求ができない場合、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。</p> <p>また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、生命または財産の保護のため、部隊等を派遣するものとするとともに、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>【資料 4-2】自衛隊の災害派遣 <u> </u> 担当窓口</p> <p>第4 部隊の自主派遣（自衛隊）</p> <p>(略)</p> <p>2 災害派遣の自主派遣</p> <p>災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、<u>災害派遣</u> 担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事（災害対策本部総括班）に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努める。</p> <p>なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。<u>災害派遣</u> 担当部隊長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>2 知事に派遣を要請できない場合</p> <p>市長は、知事に自衛隊の派遣要請の要求ができない場合、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。</p> <p>また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、生命または財産の保護のため、部隊等を派遣するものとするとともに、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>【資料 4-3】自衛隊の災害派遣<u>隊区及び</u>担当窓口</p> <p>第4 部隊の自主派遣（自衛隊）</p> <p>(略)</p> <p>2 災害派遣の自主派遣</p> <p>災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、<u>災害派遣隊区</u>担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事（災害対策本部総括班）に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努める。</p> <p>なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。<u>災害派遣隊区</u>担当部隊長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<ul style="list-style-type: none"> ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。 ・災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。 ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。 ・その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。 ・災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。 ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。 ・その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。 				
(略)	(略)				
<p>第7 派遣部隊の撤収（市民安全課班）</p> <p>市は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、または派遣の必要がなくなったとき、速やかに<u>知事</u>に対して、撤収の要請を依頼する。</p>	<p>第7 派遣部隊の撤収（市民安全課班）</p> <p>市は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、または派遣の必要がなくなったとき、速やかに<u>県知事</u>に対して、撤収の要請を依頼する。</p>				
(略)	(略)				
<p>第11節 避難</p> <p>災害時における人的被害を軽減するため、市は、防災関係機関と連携し、適切に避難誘導を行う。避難誘導、情報伝達、避難生活等においては、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に十分配慮する。</p>	<p>第11節 避難</p> <p>災害時における人的被害を軽減するため、市は、防災関係機関と連携し、適切に避難誘導を行う。避難誘導、情報伝達、避難生活等においては、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に十分配慮する。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 1149 309 1430">担当</td> <td data-bbox="309 1149 1115 1430"> <p>【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課・健康づくり課班</p> <p>【各施設管理者】<u>市民協働推進課関係各施設班</u>・生涯学習センター課関係各施設班</p> <p><u>中央図書館班・長沼図書館班・岩瀬図書館班・文化振興課関係各施設班・観光交流課関係各施設班</u></p> </td> </tr> </table>	担当	<p>【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課・健康づくり課班</p> <p>【各施設管理者】<u>市民協働推進課関係各施設班</u>・生涯学習センター課関係各施設班</p> <p><u>中央図書館班・長沼図書館班・岩瀬図書館班・文化振興課関係各施設班・観光交流課関係各施設班</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 1149 1332 1430">担当</td> <td data-bbox="1332 1149 2150 1430"> <p>【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課・健康づくり課班</p> <p>【各施設管理者】生涯学習センター課関係各施設班・<u>文化振興課関係各施設班</u>・<u>観光交流課関係各施設班</u>・総務課班・企画課班・中央図書館班・長沼図書館班・岩瀬図書館班</p> </td> </tr> </table>	担当	<p>【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課・健康づくり課班</p> <p>【各施設管理者】生涯学習センター課関係各施設班・<u>文化振興課関係各施設班</u>・<u>観光交流課関係各施設班</u>・総務課班・企画課班・中央図書館班・長沼図書館班・岩瀬図書館班</p>
担当	<p>【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課・健康づくり課班</p> <p>【各施設管理者】<u>市民協働推進課関係各施設班</u>・生涯学習センター課関係各施設班</p> <p><u>中央図書館班・長沼図書館班・岩瀬図書館班・文化振興課関係各施設班・観光交流課関係各施設班</u></p>				
担当	<p>【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課・健康づくり課班</p> <p>【各施設管理者】生涯学習センター課関係各施設班・<u>文化振興課関係各施設班</u>・<u>観光交流課関係各施設班</u>・総務課班・企画課班・中央図書館班・長沼図書館班・岩瀬図書館班</p>				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>設班・社会福祉課関係各施設班・長寿福祉課関係各施設班 ・長沼市民サービスセンター班・岩瀬市民サービスセンター班・商工課関係各施設班・各小中学校・義務教育学校班・こども課関係各施設班 【関係機関】消防本部・消防団・須賀川警察署・自主防災組織・(福)須賀川市社会福祉協議会</p>	<p>_____・社会福祉課関係各施設班・長寿福祉課関係各施設班・榊衝市民サービスセンター班・長沼市民サービスセンター班・岩瀬市民サービスセンター班・商工課_____班・各小中学校・義務教育学校班・こども課関係各施設班 【関係機関】消防本部・消防団・須賀川警察署・自主防災組織_____</p>
<p>第1 住民避難情報の発令（市民安全課班・消防本部・消防団・警察署）</p> <p>市長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3情報）、避難指示（警戒レベル4情報）を発令する。</p> <p>また、災害が発生または切迫している場合は、緊急安全確保（警戒レベル5情報）を発令し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした避難行動へと行動変容するよう促す。</p> <p>避難情報の発令を行う場合は、気象情報、土砂災害警戒情報、水位情報、現地の状況、前兆現象等や必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、総合的に判断する。</p> <p>【資料5-1】予警報の種類 【資料5-2】予警報の発表基準</p> <p>(略)</p>	<p>第1 住民避難情報の発令（市民安全課班_____・警察署）</p> <p>市長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3情報）、避難指示（警戒レベル4情報）を発令する。</p> <p>また、災害が発生または切迫している場合は、緊急安全確保（警戒レベル5情報）を発令し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした避難行動へと行動変容するよう促す。</p> <p>避難情報の発令を行う際は、気象情報、土砂災害警戒情報、水位情報、現地の状況、前兆現象等_____から総合的に判断する。</p> <p>（新規） （新規）</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後						修正前					
<p>2 避難情報の内容</p> <p>_____避難情報の発令を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難情報を発令した理由 ・その他必要な事項 						<p>2 避難情報の内容</p> <p><u>市長等</u>避難情報の発令を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難情報を発令した理由 ・その他必要な事項 					
<p>3 避難情報発令の判断基準</p> <p>1) 水害に関する判断基準</p> <p>水害に関する避難情報発令の判断基準は、次のとおりとする。</p>						<p>3 避難情報発令の判断基準</p> <p>1) 水害に関する判断基準</p> <p>水害に関する避難情報発令の判断基準は、次のとおりとする。</p>					
発令する情報等	水位の名称	阿武隈川 須賀川水位観測所 (国)	釈迦堂川 西川水位観測所 (県)	<u>滑川</u> <u>関下水位観測所</u> <u>(県)</u>	住民に求めるべき行動	発令する情報等	水位の名称	阿武隈川 須賀川水位観測所 (国)	釈迦堂川 西川水位観測所 (県)	_____	住民に求めるべき行動
消防団に待機の要請	水防団待機水位	3.50 m	3.20 m	<u>1.30</u> <u>m</u>	・ハザードマップ等により自宅、施設等の災害リスク、指定避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認、注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	消防団に待機の要請	水防団待機水位	3.50 m	3.20 m	_____	・ハザードマップ等により自宅、施設等の災害リスク、指定避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認、注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後					修正前						
高齢者等避難【警戒レベル3】 消防団に出動の要請	はん濫注意水位	4.50 m	4.00 m	<u>1.80</u> m	・高齢者等は危険な場所から避難する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。	高齢者等避難【警戒レベル3】 消防団に出動の要請	はん濫注意水位	4.50 m	4.00 m	———— —	・高齢者等は危険な場所から避難する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
要配慮者利用施設に対する避難指示	要配慮者利用施設の避難判断水位	6.30 m	4.40 m	<u>1.80</u> m	・要配慮者利用施設においては、指定された避難施設等への避難行動を開始する。	要配慮者利用施設に対する避難指示	要配慮者利用施設の避難判断水位	6.30 m	4.40 m	———— —	・要配慮者利用施設においては、指定された避難施設等への避難行動を開始する。
避難指示【警戒レベル4】	避難判断水位	7.10 m	4.90 m	<u>1.80</u> m	・危険な場所から全員避難する。	避難指示【警戒レベル4】	避難判断水位	7.10 m	4.90 m	———— —	・危険な場所から全員避難する。
緊急安全確保【警戒レベル5】	はん濫危険水位 決壊や越水・溢水が発生した場合	7.70 m	5.70 m	<u>2.76</u> m	・指定避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保【警戒レベル5】	はん濫危険水位 決壊や越水・溢水が発生した場合	7.70 m	5.70 m	———— —	・指定避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前												
<p>避難情報は、水位が上記の基準に到達し、引き続き上昇が見込まれるとき発令する。</p> <p>ただし、降雨の状況、各地域の浸水の状況などにより、次のように発令の時期を調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・勢力の強い台風等が本市を通過すると予想される場合は、水位にかかわらず、早期に、避難情報を発令する。 ・堤防の漏水などの異常が確認された時は、水位にかかわらず、異常の程度により避難情報を発令する。 ・河川上流地域の降雨量が著しく多く、河川水位の上昇スピードが速い場合は、基準となる水位に到達する前に避難情報を発令する。 </div> <p><u>上記のほか、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水・洪水に関するキキクル（危険度分布）情報等、気象庁からの発表に基づき、災害が発生する恐れがあると見込まれる場合についても、避難情報を発令する。</u></p> <p><u>【資料5-1】予警報の種類</u> <u>【資料5-2】予警報の発表基準</u></p> <p>2) 土砂災害に関する判断基準</p> <p>土砂災害に関する避難情報発令の判断基準は次のとおりとし、応急対策については、「土砂災害応急対策手順」に基づき実施する。</p> <table border="1" data-bbox="168 1129 1104 1422"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>判断基準</th> <th>住民に求めるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難 【警戒レベル3】</td> <td>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の<u>キキクル（危険度分布）</u>が「警戒（赤）」となった場合</td> <td>・避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始（避難支援者は支援</td> </tr> </tbody> </table>	区分	判断基準	住民に求めるべき行動	高齢者等避難 【警戒レベル3】	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の <u>キキクル（危険度分布）</u> が「警戒（赤）」となった場合	・避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始（避難支援者は支援	<p>避難情報は、水位が上記の基準に到達し、引き続き上昇が見込まれるとき発令する。</p> <p>ただし、降雨の状況、各地域の浸水の状況などにより、次のように発令の時期を調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・勢力の強い台風等が本市を通過すると予想される場合は、水位にかかわらず、早期に、避難情報を発令する。 ・堤防の漏水などの異常が確認された時は、水位にかかわらず、異常の程度により避難情報を発令する。 ・河川上流地域の降雨量が著しく多く、河川水位の上昇スピードが速い場合は、基準となる水位に到達する前に避難情報を発令する。 </div> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>（新規）</u> <u>（新規）</u></p> <p>2) 土砂災害に関する判断基準</p> <p>土砂災害に関する避難情報発令の判断基準は次のとおりとし、応急対策については、「土砂災害応急対策手順」に基づき実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1187 1129 2123 1422"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>判断基準</th> <th>住民に求めるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難 【警戒レベル3】</td> <td><u>ア～ウのいずれか1つに該当する場合</u> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の<u>危険度分布</u>が「警戒（赤）」となった場合</td> <td>・避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始（避難支援者は支援</td> </tr> </tbody> </table>	区分	判断基準	住民に求めるべき行動	高齢者等避難 【警戒レベル3】	<u>ア～ウのいずれか1つに該当する場合</u> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の <u>危険度分布</u> が「警戒（赤）」となった場合	・避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始（避難支援者は支援
区分	判断基準	住民に求めるべき行動											
高齢者等避難 【警戒レベル3】	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の <u>キキクル（危険度分布）</u> が「警戒（赤）」となった場合	・避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始（避難支援者は支援											
区分	判断基準	住民に求めるべき行動											
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<u>ア～ウのいずれか1つに該当する場合</u> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の <u>危険度分布</u> が「警戒（赤）」となった場合	・避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始（避難支援者は支援											

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
	<ul style="list-style-type: none"> 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<p>行動を開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の住民等は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始 状況に応じて危険と感じたら、自主避難 		<ul style="list-style-type: none"> イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ウ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<p>行動を開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の住民等は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始 状況に応じて危険と感じたら、自主避難
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害の <u>キキクル (危険度分布)</u> で「<u>危険 (紫)</u>」となった場合 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 土砂災害の前兆現象 (山鳴り、湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等) が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始 	避難指示 【警戒レベル4】	<p><u>ア～オのいずれか1つに該当する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 土砂災害警戒情報が発表された場合 イ 土砂災害の <u>危険度分布</u> で「<u>非常に危険 (うす紫)</u>」となった場合 ウ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 エ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 オ 土砂災害の前兆現象 (山鳴り、湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等) が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始

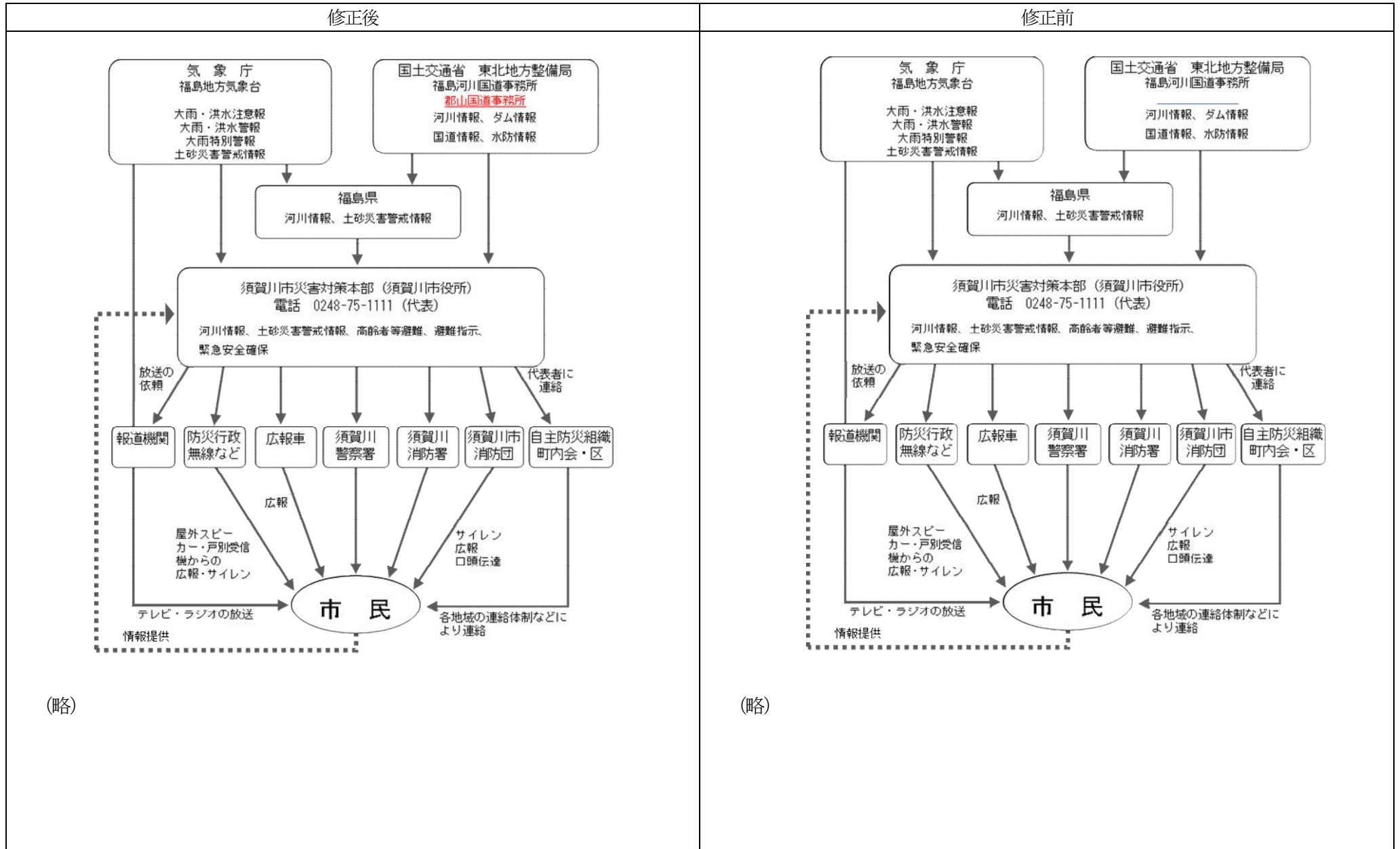
須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</p> <p>土砂災害のキキクル（危険度分布）で「災害切迫（黒）」となった場合</p> <p>土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>既に災害が発生、または切迫している状況であり、<u>自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋へ待避や、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動したりする等の「緊急安全確保」</u>を行う。</p>	緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p><u>ア～イのいずれか1つに該当する場合</u></p> <p><u>ア</u> 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</p> <p><u>イ</u> 土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>既に災害が発生、または切迫している状況であり、<u>高所への移動や近傍の堅固な建物への退避</u></p> <p>等の「緊急安全確保」を行う。</p>
情報入手先	<p>・気象庁ホームページ</p> <p>・福島県河川流域総合情報システム</p> <p>・川の防災情報</p> <p>・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所</p>	<p>・気象庁ホームページ</p> <p>・福島県河川流域総合情報システム</p> <p>http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis</p> <p>・川の防災情報 (https://river.go.jp/)</p> <p>・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所</p> <p>http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html</p>	情報入手先	<p>・気象庁ホームページ</p> <p>・福島県河川流域総合情報システム</p> <p>http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis</p> <p>・川の防災情報 (https://river.go.jp/)</p> <p>・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所</p> <p>http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html</p>	<p>・気象庁ホームページ</p> <p>・福島県河川流域総合情報システム</p> <p>http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis</p> <p>・川の防災情報 (https://river.go.jp/)</p> <p>・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所</p> <p>http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html</p>
<p>土砂災害に関する判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方气象台、福島県土木部との間で相互に情報交換をすること。 ・関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。 ・自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。 ・災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況等により、異なる 			<p>土砂災害に関する判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方气象台、福島県土木部との間で相互に情報交換をすること。 ・関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。 ・自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。 ・災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況等により、異なる 		

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p data-bbox="174 221 1106 268">る種別の避難情報を発令することが適切な場合もあること。</p> <p data-bbox="255 312 607 384"><u>【資料5-1】予警報の種類</u> <u>【資料5-2】予警報の発表基準</u></p> <p data-bbox="174 448 461 480">4 避難措置の周知等</p> <p data-bbox="188 507 405 539">1) 住民への周知</p> <p data-bbox="215 549 1106 655">市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の図により迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。</p>	<p data-bbox="1196 221 2128 268">る種別の避難情報を発令することが適切な場合もあること。</p> <p data-bbox="1272 312 1624 384"><u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1196 448 1482 480">4 避難措置の周知等</p> <p data-bbox="1209 507 1426 539">1) 住民への周知</p> <p data-bbox="1236 549 2128 655">市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の図により迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画



須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第4 避難所の設置（市民安全課班・社会福祉課班・<u>長寿福祉課・保険年金課</u>・各施設管理者・<u>自主防災組織</u>・（福）須賀川市社会福祉協議会）</p> <p>（略）</p> <p>3 避難所の運営</p> <p>1) 職員等の配置 避難所には、避難所等の運営管理を行うために必要な市職員（<u>原則として女性と男性の両方</u>）を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。</p> <p>2) 自主防災組織等との連携 避難所の運営においては、町内会（行政区）、婦人会、自主防災組織、<u>NPO・ボランティア</u>等の協力を得て行う。町内会（行政区）、婦人会、自主防災組織、<u>NPO・ボランティア</u>等は、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>6) 避難所の運営組織の立ち上げ 市や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。自主運営組織を立ち上げる<u>場合には、多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。</u></p>	<p>第4 避難所の設置（市民安全課班・社会福祉課班 _____ ・各施設管理者 _____ ）</p> <p>（略）</p> <p>3 避難所の運営</p> <p>1) 職員等の配置 避難所には、避難所等の運営管理を行うために必要な市職員 _____ を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。</p> <p>2) 自主防災組織等との連携 避難所の運営においては、町内会（行政区）、婦人会、自主防災組織、 _____ ボランティア等の協力を得て行う。町内会（行政区）、婦人会、自主防災組織、 _____ ボランティア等は、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>6) 避難所の運営組織の立ち上げ 市や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。自主運営組織を立ち上げる<u>際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。</u></p>

第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>4 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策</p> <p>(略)</p> <p>市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。</p> <p>5 指定避難所以外の被災者への支援</p> <p>市は、関係機関等との連携し、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、女性と男性のニーズの違いに配慮した食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、トイレ等の設備の利用に関する情報の提供に努める。なお、各種の支援措置が確実になされるよう、避難者に指定避難所へ避難するよう理解を求める。特に災害対策活動の拠点となる施設に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。</p>	<p>4 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策</p> <p>(略)</p> <p>市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ__密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。</p> <p>5 指定避難所以外の被災者への支援</p> <p>市は、関係機関等との連携し、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、_____ _____食料・飲料水、生活必需品等を供給する_____。 _____。なお、各種の支援措置が確実になされるよう、避難者に指定避難所へ避難するよう理解を求める。特に災害対策活動の拠点となる施設に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による<u>配付</u>、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p> <p>第5 要配慮者対策（市民安全課班・社会福祉課班_____・長寿福祉課班・健康づくり課班<u>こども課班</u>・各施設管理者・<u>自主防災組織</u>・（福）須賀川市社会福祉協議会）</p> <p>（略）</p> <p>3 避難所における配慮等</p> <p>1) 避難所のユニバーサルデザイン化等</p> <p>市は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに<u>バリアフリースイレ</u>、スロープ等の仮設に努める。また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。</p> <p>2) 医療・救護、介護・援護措置</p> <p>市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所に</p>	<p>6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による<u>配布</u>、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p> <p>第5 要配慮者対策（市民安全課班・社会福祉課班<u>こども課班</u>・長寿福祉課班・健康づくり課班_____・各施設管理者_____）</p> <p>（略）</p> <p>3 避難所における配慮等</p> <p>1) 避難所のユニバーサルデザイン化等</p> <p>市は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに<u>多目的トイレ</u> _____、スロープ等の仮設に努める。また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。</p> <p>2) 医療・救護、介護・援護措置</p> <p>市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所に</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>ヘルパーを派遣するとともに、<u>NPO・ボランティア等</u> に介護や援護を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>4) 栄養・食生活支援の実施 市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。</p> <p>また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。</p> <p><u>なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第6 安否情報の提供等（市民安全課班・行政管理課班・市民課班・消防本部・警察署）</u></p> <p><u>1 照会による安否情報の提供</u></p> <p><u>県又は市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その場合は、当該安否</u></p>	<p>ヘルパーを派遣するとともに、<u>個人・団体のボランティア</u>に介護や援護を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>4) 栄養・食生活支援の実施 市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。</p> <p>また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(新規)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前						
<p><u>情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。</u></p> <p><u>また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>1) 安否情報照会に必要な要件 <u>安否情報照会に必要な要件は、次のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項</u> ・<u>上記に係る運転免許証等法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出</u> ・<u>被災者の氏名、住所、生年月日及び性別</u> ・<u>照会をする理由</u> </div> <p>2) 提供する安否情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">提供先</th> <th style="width: 85%; text-align: center;">提供する情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>被災者の同居の親族</u></td> <td style="text-align: center;"><u>被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>同居以外の被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>被災者の負傷又は疾病の状況</u></td> </tr> </tbody> </table>	提供先	提供する情報等	<u>被災者の同居の親族</u>	<u>被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先</u>	<u>同居以外の被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者</u>	<u>被災者の負傷又は疾病の状況</u>	<div style="border: 1px solid black; height: 100%; width: 100%;"></div>
提供先	提供する情報等						
<u>被災者の同居の親族</u>	<u>被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先</u>						
<u>同居以外の被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者</u>	<u>被災者の負傷又は疾病の状況</u>						

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第13節 緊急輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 緊急輸送の範囲（市民安全課班）</p> <p>1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲</p> <p>災害救助法による輸送の範囲は、次のとおりである。</p> <div data-bbox="217 651 1099 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）・医療及び助産における輸送・被災者の救出のための輸送・飲料水の供給のための輸送・救助用物資の運搬のための輸送・死体の搜索のための輸送・死体の処理（埋葬を除く）のための輸送・その他、特に応急対策上必要と認められる輸送</div> <p>(略)</p> <p>第4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保（市民安全課班）</p> <p>被害の状況等により、ヘリコプターによる物資、人員等の輸送が必要となるため、市は、ヘリコプター臨時離着陸場を確保し、関係機関に周知する。また、事故等が発生しないよう、ヘリコプター臨時離着陸場及び周辺環境の安全性を確保するとともに、周辺住民等に周知する。</p> <p>【資料 11-4】 ヘリコプター臨時離着陸場</p>	<p>第13節 緊急輸送対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 緊急輸送の範囲（市民安全課班）</p> <p>1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲</p> <p>災害救助法による輸送の範囲は、次のとおりである。</p> <div data-bbox="1234 651 2116 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）・医療及び助産における輸送・被災者の救出のための輸送・飲料水の供給のための輸送・救済用物資の運搬のための輸送・死体の搜索のための輸送・死体の処理（埋葬を除く）のための輸送・その他、特に応急対策上必要と認められる輸送</div> <p>(略)</p> <p>第4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保（市民安全課班）</p> <p>被害の状況等により、ヘリコプターによる物資、人員等の輸送が必要となるため、市は、ヘリコプター臨時離着陸場を確保し、関係機関に周知する。また、事故等が発生しないよう、ヘリコプター臨時離着陸場及び周辺環境の安全性を確保するとともに、周辺住民等に周知する。</p> <p>【資料 11-6】 ヘリコプター臨時離着陸場</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第14節 災害警備活動及び交通規制措置</p> <p>(略)</p> <p>第2 交通規制措置（市民安全課班・道路河川課班・警察本部・警察署）</p> <p>(略)</p> <p>2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 緊急通行車両に係る確認手続</p> <p>県または警察署は、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)を緊急通行車両として確認を行い、標章及び証明書を交付する。</p> <p>市は、県または警察署に災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。</p> <p>交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。</p>	<p>第14節 災害警備活動及び交通規制措置</p> <p>(略)</p> <p>第2 交通規制措置（市民安全課班・道路河川課班・警察本部・警察署）</p> <p>(略)</p> <p>2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施</p> <p>(略)</p> <p>【資料11-2】交通規制の表示</p> <p>3 緊急通行車両に係る確認手続</p> <p>県または警察署は、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)を緊急通行車両として確認を行い、標章及び証明書を交付する。</p> <p>市は、県または警察署に災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。</p> <p>交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p><u>(削除)</u> 【資料 <u>11-2</u>】緊急通行車両確認証明書</p> <p>(略)</p> <h2>第15節 防疫及び保健衛生</h2> <p>(略)</p> <h3>第1 防疫活動（環境課班・健康づくり課班・<u>経営課班</u>・水道施設課班_____）</h3> <p>(略)</p> <h3>3 消毒の実施</h3> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第15節中、以下「法」という。）第27条<u>第2項</u>及び法第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、市は、消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。また、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確保のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>【資料11-3】緊急車両の標章</u> <u>【資料11-4】緊急通行車両確認証明書</u></p> <p>(略)</p> <h2>第15節 防疫及び保健衛生</h2> <p>(略)</p> <h3>第1 防疫活動（環境課班・健康づくり課班_____・水道施設課班・<u>経営課班</u>）</h3> <p>(略)</p> <h3>3 消毒の実施</h3> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第15節中、以下「法」という。）第27条_____及び法第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、市は、消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。また、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確保のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>7 避難所の防疫指導等</p> <p>避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。</p> <p>この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第16節 廃棄物処理対策</p> <p>災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したごみの処分等を迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策、復旧・復興の円滑な実施を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td>【本庁】環境課班 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p>第1 災害廃棄物処理 (環境課班・(福)須賀川市社会福祉協議会)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】環境課班 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会	<p>7 避難所の防疫指導等</p> <p>避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。</p> <p>この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員_____、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第16節 廃棄物処理対策</p> <p>災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したごみの処分等を迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策、復旧・復興の円滑な実施を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td>【本庁】環境課班 _____</td> </tr> </table> <p>第1 災害廃棄物処理 (環境課班_____)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】環境課班 _____
担当	【本庁】環境課班 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会				
担当	【本庁】環境課班 _____				

第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>2 収集体制の確保</p> <p>市は、被災等における生活環境の保全、公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。</p> <p>このため、市は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。</p> <p>加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、(福) 須賀川市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p> <p>また、市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2 収集体制の確保</p> <p>市は、被災等における生活環境の保全、公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。</p> <p>このため、市は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。</p> <p>加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、<u> </u>社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p> <p>また、市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後

修正前

第17節 救援対策

第17節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることができるよう、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることができるよう、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

担当	【本庁】 <u>観光交流課班・商工課班・社会福祉課班</u> ・ 経営課班・水道施設課班・ <u>会計課班</u>
----	---

担当	【本庁】 <u>社会福祉課班・商工課班・観光交流課班・会計課班</u> ・ 経営課班・水道施設課班
----	---

第1 給水救援対策 (経営課班・水道施設課班)

(略)

第1 給水救援対策 (水道施設課班・経営課班)

(略)

第2 食料救援対策 (観光交流課班・商工課班)

(略)

第2 食料救援対策 (商工課班・観光交流課班)

(略)

3 食料の調達

市は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握する。食料 は、供給協定締結業者等から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、知事に要請する。調達した食料については、台帳等で整理する。

また、調達する場合は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮するとともに、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（ア

3 食料の調達

市は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握する。食料の調達は、供給協定締結業者等から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、知事に要請する。調達した食料については、台帳等で整理する。

また、調達する際は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮する。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前												
<p><u>一モンド等)が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮する。</u> 供給品目の目安は次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀 ・保存食（乾パン、アルファ米、缶詰） ・パン等麦製品 ・インスタント食品、カップめん ・おにぎり、弁当等 ・粉ミルク </div> <p>(略)</p> <p>5 炊き出しの実施</p> <p>市は、給食設備を有する施設（避難所等）及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能かどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所を実施する。実施においては、原則として、配給対象者、自主防災組織、女性消防隊が中心となって行い、状況により、地域の団体、日赤奉仕団、<u>NP</u> <u>O・ボランティア等</u>または自衛隊等の協力を得て実施する。</p> <p>【資料10-1】学校給食センター・学校給食関係事業者</p> <p>6 災害救助法が適用された場合の措置</p> <p>災害救助法が適用された場合の、食料の供給は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="217 1240 1104 1362"> <tr> <td>実施機関</td> <td>知事（知事より委任された場合市長）</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>原則災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による</td> </tr> </table> <p>【資料15-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p>	実施機関	知事（知事より委任された場合市長）	実施期間	原則災害発生の日から7日以内	費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による	<p>供給品目の目安は次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀 ・保存食（乾パン、アルファ米、缶詰） ・パン等麦製品 ・インスタント食品、カップめん ・おにぎり、弁当等 ・粉ミルク </div> <p>(略)</p> <p>5 炊き出しの実施</p> <p>市は、給食設備を有する施設（避難所等）及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能かどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所を実施する。実施においては、原則として、配給対象者、自主防災組織、女性消防隊が中心となって行い、状況により、地域の団体、日赤奉仕団、<u>ボラン</u> <u>ティア団体</u>または自衛隊等の協力を得て実施する。</p> <p>【資料10-1】学校給食センター・学校給食関係事業者</p> <p>6 災害救助法が適用された場合の措置</p> <p>災害救助法が適用された場合の、食料の供給は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1234 1240 2121 1362"> <tr> <td>実施機関</td> <td>知事（知事より委任された場合市長）</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>原則災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による</td> </tr> </table> <p>【資料16-4】災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p>	実施機関	知事（知事より委任された場合市長）	実施期間	原則災害発生の日から7日以内	費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による
実施機関	知事（知事より委任された場合市長）												
実施期間	原則災害発生の日から7日以内												
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による												
実施機関	知事（知事より委任された場合市長）												
実施期間	原則災害発生の日から7日以内												
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による												

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前												
<p>第3 生活必需物資等救援対策 (<u>観光交流課班・商工課班</u> <u> </u>)</p> <p>(略)</p> <p>7 災害救助法が適用された場合</p> <p>災害救助法が適用された場合の、生活必需物資の供給は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="215 689 1108 850"> <tr> <td>実施機関</td> <td><u>知事 (知事より委任された場合市長)</u></td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>原則災害発生の日から10日以内</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による</td> </tr> </table> <p>【資料 <u>15-3</u>】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p> <p>第4 義援物資及び義援金の受入れ (<u>観光交流課班・商工課班・社</u> <u>会福祉課班・会計課班</u>)</p> <p>(略)</p>	実施機関	<u>知事 (知事より委任された場合市長)</u>	実施期間	原則災害発生の日から10日以内	費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による	<p>第3 生活必需物資等救援対策 (<u> </u> <u>商工課班・観光交</u> <u>流課班</u>)</p> <p>(略)</p> <p>7 災害救助法が適用された場合</p> <p>災害救助法が適用された場合の、生活必需物資の供給は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1234 689 2128 850"> <tr> <td>実施機関</td> <td><u>原則知事 (委任された場合、知事の救助の余裕がない場合は市長)</u></td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>原則災害発生の日から10日以内</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による</td> </tr> </table> <p>【資料 <u>16-4</u>】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p> <p>第4 義援物資及び義援金の受入れ (<u>社会福祉課班・商工課班・観</u> <u>光交流課班・会計課班</u>)</p> <p>(略)</p>	実施機関	<u>原則知事 (委任された場合、知事の救助の余裕がない場合は市長)</u>	実施期間	原則災害発生の日から10日以内	費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による
実施機関	<u>知事 (知事より委任された場合市長)</u>												
実施期間	原則災害発生の日から10日以内												
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による												
実施機関	<u>原則知事 (委任された場合、知事の救助の余裕がない場合は市長)</u>												
実施期間	原則災害発生の日から10日以内												
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による												

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p data-bbox="107 272 649 323">第18節 被災地の応急対策</p> <p data-bbox="159 341 1108 488">被災地内の住民の生活を復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。</p> <table border="1" data-bbox="199 494 1104 624"><tr><td data-bbox="203 497 280 620">担当</td><td data-bbox="280 497 1099 620">【本庁】市民安全課班・税務課班・道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班 【関係機関】金融機関</td></tr></table> <p data-bbox="138 683 987 722">第1 被害状況の把握及び報告（市民安全課班・税務課班）</p> <p data-bbox="210 745 1108 855">住宅等に関する応急対策においては、被害状況により災害救助法が適用され、災害救助法による応急対策が実施されるため、市は、住宅の全焼、全壊及び流失等の被害状況を調査し、早急に県に報告する。</p> <p data-bbox="253 900 620 933"><u>【資料15-1】災害状況認定基準</u></p> <p data-bbox="253 938 647 971"><u>【資料15-2】被害の分類認定基準</u></p> <p data-bbox="138 1034 1108 1150">第2 障害物の除去（道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班）</p> <p data-bbox="152 1214 203 1246">(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課班・ 税務課班 ・道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班 【関係機関】金融機関	<p data-bbox="1124 272 1671 323">第18節 被災地の応急対策</p> <p data-bbox="1176 341 2132 488">被災地内の住民の生活を復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1216 494 2121 624"><tr><td data-bbox="1220 497 1296 620">担当</td><td data-bbox="1296 497 2116 620">【本庁】市民安全課班・ _____ 道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班 【関係機関】金融機関</td></tr></table> <p data-bbox="1155 683 2011 722">第1 被害状況の把握及び報告（市民安全課班 _____）</p> <p data-bbox="1229 745 2132 855">住宅等に関する応急対策においては、被害状況により災害救助法が適用され、災害救助法による応急対策が実施されるため、市は、住宅の全焼、全壊及び流失等の被害状況を調査し、早急に県に報告する。</p> <p data-bbox="1274 900 1357 933"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1274 938 1357 971"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1155 1034 2132 1150">第2 障害物の除去（道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班）</p> <p data-bbox="1169 1214 1220 1246">(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課班・ _____ 道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班 【関係機関】金融機関
担当	【本庁】市民安全課班・ 税務課班 ・道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班 【関係機関】金融機関				
担当	【本庁】市民安全課班・ _____ 道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班 【関係機関】金融機関				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前																
<p>3) 災害救助法を適用した場合の除去 災害救助法を適用した場合の除去は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象</td> <td>障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。</td> </tr> <tr> <td>除去の方法</td> <td>作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。</td> </tr> <tr> <td><u>費用の限度額</u></td> <td><u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。</u></td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から10日以内とする。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>【資料15-3】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 応急仮設住宅の<u>供与</u>（建築住宅課班）</p> <p>1 実施機関等</p> <p>1) <u>建設型応急住宅</u> <u>建設型応急住宅の計画、建設は、市長が行う。災害救助法を適用した場合の建設型応急住宅の設置は、知事が行う。</u></p> <p>2) <u>賃貸型応急住宅</u> <u>賃貸型応急住宅は県が民間賃貸住宅を借り上げ、市が窓口となって無償で提供する。</u></p>	対象	障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。	除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。	<u>費用の限度額</u>	<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。</u>	実施期間	災害発生の日から10日以内とする。	<p>3) 災害救助法を適用した場合の除去 災害救助法を適用した場合の除去は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">対象</td> <td>障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。</td> </tr> <tr> <td>除去の方法</td> <td>作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。</td> </tr> <tr> <td><u>費用</u></td> <td><u>費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から10日以内とする。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 応急仮設住宅の<u>建設</u>（建築住宅課班）</p> <p>1 実施機関等</p> <p><u>応急仮設住宅の計画、建設は、市長が行う。災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。</u></p> <p>2) <u>賃貸型応急住宅</u> <u>賃貸型応急住宅は県が民間賃貸住宅を借り上げ、市が窓口となって無償で提供する。</u></p>	対象	障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。	除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。	<u>費用</u>	<u>費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。</u>	実施期間	災害発生の日から10日以内とする。
対象	障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。																
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。																
<u>費用の限度額</u>	<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。</u>																
実施期間	災害発生の日から10日以内とする。																
対象	障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。																
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。																
<u>費用</u>	<u>費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。</u>																
実施期間	災害発生の日から10日以内とする。																

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前												
<p>2 建設型応急住宅の建設応援要請</p> <p>市は、<u>建設型応急</u>住宅を建設する場合、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うとともに、市内建設関連事業者から建設資材等の調達を行う。</p> <p>市及び県は、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会、<u>(一社)福島県建設業協会等</u>に対し、<u>必要に応じて</u>協力を要請する。</p> <p>3 災害救助法による<u>建設型応急</u>住宅の建設</p> <p>災害救助法が適用された場合の<u>建設型応急</u>住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">入居対象者</td> <td>原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊、全焼または流出した者であること。 ・居住する住宅がない者または避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 (災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入居者の選定</td> <td><u>建設型応急</u>住宅の入居者の選定については、県が市長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて市長に事務委託することができる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規模</td> <td>標準規模は、1戸当たり平均 29.7 平方メートル (9 坪) とする。</td> </tr> </table>	入居対象者	原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊、全焼または流出した者であること。 ・居住する住宅がない者または避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 (災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること)	入居者の選定	<u>建設型応急</u> 住宅の入居者の選定については、県が市長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて市長に事務委託することができる。	規模	標準規模は、1戸当たり平均 29.7 平方メートル (9 坪) とする。	<p>2 応援の要請</p> <p>市は、<u>応急仮設</u>住宅を建設する場合、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うとともに、市内建設関連事業者から建設資材等の調達を行う。</p> <p>市及び県は、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会、<u> </u>県建設業協会等に対し、<u>あらかじめ締結した協定に基づき</u>協力を要請する。</p> <p>3 災害救助法による<u>応急仮設</u>住宅の建設</p> <p>災害救助法が適用された場合の<u>応急仮設</u>住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">入居対象者</td> <td>原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊、全焼または流出した者であること。 ・居住する住宅がない者または避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 (災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入居者の選定</td> <td><u>応急仮設</u>住宅の入居者の選定については、県が市長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて市長に事務委託することができる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規模</td> <td>標準規模は、1戸当たり平均 29.7 平方メートル (9 坪) とする。</td> </tr> </table>	入居対象者	原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊、全焼または流出した者であること。 ・居住する住宅がない者または避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 (災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること)	入居者の選定	<u>応急仮設</u> 住宅の入居者の選定については、県が市長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて市長に事務委託することができる。	規模	標準規模は、1戸当たり平均 29.7 平方メートル (9 坪) とする。
入居対象者	原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊、全焼または流出した者であること。 ・居住する住宅がない者または避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 (災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること)												
入居者の選定	<u>建設型応急</u> 住宅の入居者の選定については、県が市長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて市長に事務委託することができる。												
規模	標準規模は、1戸当たり平均 29.7 平方メートル (9 坪) とする。												
入居対象者	原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊、全焼または流出した者であること。 ・居住する住宅がない者または避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 (災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること)												
入居者の選定	<u>応急仮設</u> 住宅の入居者の選定については、県が市長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて市長に事務委託することができる。												
規模	標準規模は、1戸当たり平均 29.7 平方メートル (9 坪) とする。												

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後		修正前	
設計	設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の <u>建設型応急</u> 住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。	設計	設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の <u>応急仮設</u> 住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
費用	<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。</u>	費用	<u>工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。</u>
建設場所	<p><u>建設型応急</u>住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園予定地 ・市有施設敷地内空地 ・公営住宅敷地内空地 ・国・県が選定供与する用地 ・公園、緑地及び広場 ・その他の適地 	建設場所	<p><u>応急仮設</u>住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園予定地 ・市有施設敷地内空地 ・公営住宅敷地内空地 ・国・県が選定供与する用地 ・公園、緑地及び広場 ・その他の適地
着工の時期	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。	着工の時期	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。
着工時期の延長	大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。	着工時期の延長	大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。
供与期間	完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。	供与期間	完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。
<p><u>【資料15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間</u></p>		<p><u>(新規)</u></p>	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前														
<p>第4 住宅の応急修理（建築住宅課班）</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法による住宅の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本事項は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="215 612 1106 1126"> <tr> <td data-bbox="215 612 409 791">応急修理対象者</td> <td data-bbox="412 612 1106 791"> 次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・住宅が準半壊、半壊または中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者 ・住家が大規模半壊した者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 793 409 890"><u>修理の範囲</u></td> <td data-bbox="412 793 1106 890"><u>居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 892 409 987"><u>費用</u></td> <td data-bbox="412 892 1106 987"><u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 989 409 1126">応急修理の期間</td> <td data-bbox="412 989 1106 1126"> <u>_____</u> 災害発生の日から <u>3か月</u> (国の災害対策本部が設置された場合は災害発生の日から <u>6か月</u>) 以内に完了するものとする。 </td> </tr> </table> <p><u>【資料15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間</u></p> <p>(略)</p>	応急修理対象者	次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・住宅が準半壊、半壊または中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者 ・住家が大規模半壊した者	<u>修理の範囲</u>	<u>居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</u>	<u>費用</u>	<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。</u>	応急修理の期間	<u>_____</u> 災害発生の日から <u>3か月</u> (国の災害対策本部が設置された場合は災害発生の日から <u>6か月</u>) 以内に完了するものとする。	<p>第4 住宅の応急修理（建築住宅課班）</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法による住宅の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本事項は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1234 612 2125 1126"> <tr> <td data-bbox="1234 612 1429 791">応急修理対象者</td> <td data-bbox="1431 612 2125 791"> 次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・住宅が準半壊、半壊または中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者 ・住家が大規模半壊した者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 793 1429 989"><u>修理の範囲と費用</u></td> <td data-bbox="1431 793 2125 989"> <u>・応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</u> <u>・費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 991 1429 1126">応急修理の期間</td> <td data-bbox="1431 991 2125 1126"> <u>原則として、災害発生の日から <u>1か月</u></u> <u>_____</u> 以内に完了するものとする。 </td> </tr> </table> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	応急修理対象者	次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・住宅が準半壊、半壊または中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者 ・住家が大規模半壊した者	<u>修理の範囲と費用</u>	<u>・応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</u> <u>・費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。</u>	応急修理の期間	<u>原則として、災害発生の日から <u>1か月</u></u> <u>_____</u> 以内に完了するものとする。
応急修理対象者	次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・住宅が準半壊、半壊または中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者 ・住家が大規模半壊した者														
<u>修理の範囲</u>	<u>居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</u>														
<u>費用</u>	<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。</u>														
応急修理の期間	<u>_____</u> 災害発生の日から <u>3か月</u> (国の災害対策本部が設置された場合は災害発生の日から <u>6か月</u>) 以内に完了するものとする。														
応急修理対象者	次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・住宅が準半壊、半壊または中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者 ・住家が大規模半壊した者														
<u>修理の範囲と費用</u>	<u>・応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</u> <u>・費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。</u>														
応急修理の期間	<u>原則として、災害発生の日から <u>1か月</u></u> <u>_____</u> 以内に完了するものとする。														

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p data-bbox="143 280 669 319">第6 災害相談対策（行政管理課班）</p> <p data-bbox="154 381 203 413">(略)</p> <p data-bbox="170 477 551 512">2 臨時災害相談所の規模等</p> <p data-bbox="212 536 1111 804">臨時災害相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して市長が決め、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。<u>なお、臨時災害相談所では、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、女性の要配慮者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性も配置するよう努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="170 868 434 903">3 相談業務の内容</p> <p data-bbox="237 927 674 959">相談業務の内容は次のとおりである。</p> <div data-bbox="217 963 1108 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul data-bbox="237 970 1097 1155" style="list-style-type: none">・生業資金のあっせん、融資に関すること。・被災住宅の修理及び応急<u>仮設</u>住宅のあっせんに関すること。・行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。・その他住民の生活に関すること。</div> <p data-bbox="154 1203 203 1235">(略)</p>	<p data-bbox="1162 280 1688 319">第6 災害相談対策（行政管理課班）</p> <p data-bbox="1173 381 1223 413">(略)</p> <p data-bbox="1189 477 1570 512">2 臨時災害相談所の規模等</p> <p data-bbox="1232 536 2130 647">臨時災害相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して市長が決め、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。 _____</p> <p data-bbox="1189 868 1453 903">3 相談業務の内容</p> <p data-bbox="1256 927 1693 959">相談業務の内容は次のとおりである。</p> <div data-bbox="1236 963 2128 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul data-bbox="1256 970 2119 1155" style="list-style-type: none">・生業資金のあっせん、融資に関すること。・被災住宅の修理及び応急____住宅のあっせんに関すること。・行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。・その他住民の生活に関すること。</div> <p data-bbox="1173 1203 1223 1235">(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<h3>第19節 死者の搜索・遺体の処理等</h3> <p>市及び県は、災害により死亡していると推定される者の搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。</p> <table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】 市民安全課班・社会福祉課班・市民課班・環境課班・ 会計課班 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織</td></tr></table> <p>第1 一般的な事項（市民安全課班_____環境課班）</p> <p>(略)</p> <p>第2 遺体の搜索（市民安全課班・環境課班・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法適用の場合の搜索活動</p> <p>災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要す</p>	担当	【本庁】 市民安全課班・ 社会福祉課班 ・市民課班・ 環境課班 ・ 会計課班 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織	<h3>第19節 死者の搜索・遺体の処理等</h3> <p>市及び県は、災害により死亡していると推定される者の搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。</p> <table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】 市民安全課班・環境課班_____ 会計課班 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織</td></tr></table> <p>第1 一般的な事項（市民安全課班環境課班・市民課班_____）</p> <p>(略)</p> <p>第2 遺体の搜索（市民安全課班・環境課班・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法適用の場合の搜索活動</p> <p>災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要す</p>	担当	【本庁】 市民安全課班・ 環境課班 _____ 会計課班 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織
担当	【本庁】 市民安全課班・ 社会福祉課班 ・市民課班・ 環境課班 ・ 会計課班 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織				
担当	【本庁】 市民安全課班・ 環境課班 _____ 会計課班 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前		
<p>る____機械、器具等について現物により給付するものとする。</p>	<p>る<u>役務</u>、機械、器具等について現物により給付するものとする。</p>		
<p>【資料 <u>15-3</u>】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p>	<p>【資料 <u>16-4</u>】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p>		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>第3 遺体の収容 (_____ <u>社会福祉課班</u>・<u>環境課班</u>・消防本部・消防団・警察署)</p>	<p>第3 遺体の収容 (<u>環境課班</u>・<u>社会福祉課班</u> _____ ・消防本部・消防団・警察署)</p>		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>5 災害救助法を適用した場合の遺体の処理</p>	<p>5 災害救助法を適用した場合の遺体の処理</p>		
<p>災害救助法を適用した場合の遺体の処理は、以下の基準で実施する。</p>	<p>災害救助法を適用した場合の遺体の処理は、以下の基準で実施する。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 885 1108 1029"> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗淨、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。） ・遺体の一時保存 ・検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。） </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗淨、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。） ・遺体の一時保存 ・検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。） 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1243 885 2128 1029"> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗淨、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。） ・遺体の一時保存 ・検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。） </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗淨、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。） ・遺体の一時保存 ・検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）
<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗淨、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。） ・遺体の一時保存 ・検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。） 			
<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗淨、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。） ・遺体の一時保存 ・検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。） 			
<p>【資料 <u>15-3</u>】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間</p>	<p><u>(新規)</u></p>		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>第4 遺体の火葬・埋葬 (<u>社会福祉課班</u>・市民課班・<u>環境課班</u> _____)</p>	<p>第4 遺体の火葬・埋葬 (<u>環境課班</u> _____ ・市民課班・<u>社会福祉課班</u>)</p>		

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>3 火葬場の調整</p> <p>市は、その火葬場が被災した場合、またはその処理量が多大になる場合、<u>福島県広域火葬計画に基づき、県及び</u>近隣市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう、処理量を調整し適正な配分に努める。また、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場または近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。</p> <p>4 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬</p> <p>災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、原則として市内で実施し、以下の範囲内においてなるべく棺または棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・ 棺（付属品を含む）・ 埋葬または火葬・ 骨つぼまたは骨箱</div> <p style="text-align: center;">【資料 15-3】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p> <p>(略)</p> <p>第5 災害弔慰金の支給（社会福祉課班・会計課班）</p> <p>市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。災害弔慰金の支給対象災害及び支給限度額は以下のとおりである。</p>	<p>(略)</p> <p>3 火葬場の調整</p> <p>市は、その火葬場が被災した場合、またはその処理量が多大になる場合、<u>近隣市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう、処理量を調整し適正な配分に努める。また、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場または近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。</u></p> <p>4 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬</p> <p>災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、原則として市内で実施し、以下の範囲内においてなるべく棺または棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・ 棺（付属品を含む）・ 埋葬または火葬・ 骨つぼまたは骨箱</div> <p style="text-align: center;">【資料 16-4】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p> <p>(略)</p> <p>第5 災害弔慰金の支給（社会福祉課班・会計課班）</p> <p>市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。災害弔慰金の支給対象災害及び支給限度額は以下のとおりである。</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後		修正前	
対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給限度額	死亡時において、生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。	支給限度額	死亡時において、生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。

(削除)

【資料20-1】須賀川市災害弔慰金の支給等に関する条例

第20節 生活関連施設の応急対策

(略)

第1 上水道施設の応急復旧対策 (経営課班・水道施設課班

_____)

(略)

3 応援要請

水道事業者は、市内の事業者のみでは人員、資機材等が不足する場合、必要とする支援内容を明らかにして、隣接水道事業者、県等の他の機関に支援

第20節 生活関連施設の応急対策

(略)

第1 上水道施設の応急復旧対策 (_____ 水道施設課班・経営

課班)

(略)

3 応援要請

水道事業者は、市内の事業者のみでは人員、資機材等が不足する場合、必要とする支援内容を明らかにして、隣接水道事業者、県等の他の機関に支援

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>を要請する。 県は、水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 下水道施設の応急復旧対策 (経営課班・下水道施設課班)</p> <p>(略)</p> <p>第5 電気通信施設の応急対策 (電気通信事業者)</p> <p>(略)</p> <p>5 応急復旧対策</p> <p>災害により被災した電気通信設備の状況により、次の復旧工事を実施する。復旧工事は、復旧の優先順位にしたがって実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○応急復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備を応急的に復旧する工事 ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事 <p>○原状復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事 </div>	<p>を要請する。 県は、水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整を図る。</p> <p><u>【資料9-4】須賀川市指定給水装置工事事業者</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 下水道施設の応急復旧対策 (下水道施設課班・経営課班)</p> <p>(略)</p> <p>第5 電気通信施設の応急対策 (電気通信事業者)</p> <p>(略)</p> <p>5 応急復旧対策</p> <p>災害により被災した電気通信設備の状況により、次の復旧工事を実施する。復旧工事は、復旧の優先順位にしたがって実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○応急復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備を応急的に復旧する工事 ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事 <p>○原状復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事 </div>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>○本復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事 ・電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事 	<p>○本復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事 ・電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事 				
<p>【資料 16-1】 復旧する電気通信設備の順位</p>	<p>【資料 17-1】 復旧する電気通信設備の順位</p>				
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>				
<p>第21節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策</p> <p>災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。また、災害により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる。公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。</p>	<p>第21節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策</p> <p>災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。また、災害により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる。公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 917 280 1204">担当</td> <td data-bbox="280 917 1115 1204"> <p>【本庁】 <u>行政管理課班・市民協働推進課班・生涯学習スポーツ課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・農政課班・道路河川課班・建築住宅課班</u> <u>・教育総務課班・こども課班</u></p> <p>【関係機関】 須賀川土木事務所・東日本高速道路(株)・警察本部・須賀川警察署</p> </td> </tr> </table>	担当	<p>【本庁】 <u>行政管理課班・市民協働推進課班・生涯学習スポーツ課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・農政課班・道路河川課班・建築住宅課班</u> <u>・教育総務課班・こども課班</u></p> <p>【関係機関】 須賀川土木事務所・東日本高速道路(株)・警察本部・須賀川警察署</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 917 1299 1204">担当</td> <td data-bbox="1299 917 2150 1204"> <p>【本庁】 <u>行政管理課班</u> <u>・道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・社会福祉課班・こども課班・長寿福祉課班・教育総務課班・生涯学習スポーツ課班・総務課班・企画課班</u></p> <p>【関係機関】 須賀川土木事務所・東日本高速道路(株)・警察本部・須賀川警察署</p> </td> </tr> </table>	担当	<p>【本庁】 <u>行政管理課班</u> <u>・道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・社会福祉課班・こども課班・長寿福祉課班・教育総務課班・生涯学習スポーツ課班・総務課班・企画課班</u></p> <p>【関係機関】 須賀川土木事務所・東日本高速道路(株)・警察本部・須賀川警察署</p>
担当	<p>【本庁】 <u>行政管理課班・市民協働推進課班・生涯学習スポーツ課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・農政課班・道路河川課班・建築住宅課班</u> <u>・教育総務課班・こども課班</u></p> <p>【関係機関】 須賀川土木事務所・東日本高速道路(株)・警察本部・須賀川警察署</p>				
担当	<p>【本庁】 <u>行政管理課班</u> <u>・道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・社会福祉課班・こども課班・長寿福祉課班・教育総務課班・生涯学習スポーツ課班・総務課班・企画課班</u></p> <p>【関係機関】 須賀川土木事務所・東日本高速道路(株)・警察本部・須賀川警察署</p>				
<p>第1 道路の応急対策 (<u>農政課班・道路河川課班</u>・道路管理者)</p>	<p>第1 道路の応急対策 (<u>道路河川課班・農政課班</u>・道路管理者)</p>				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>第2 河川管理施設等の応急対策（農政課班・道路河川課班・都市計画課班・河川管理者・砂防施設等管理者）</p> <p>(略)</p> <p>2 農業用ダム施設応急対策</p> <p>1) 臨時点検の実施 農業用ダムの管理者は、相当規模の災害が発生した場合、被害のおそれがある場合、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果農業用ダムの安全管理上必要があると認めた場合、応急措置を行い、農業用ダムの安全を確保する。</p> <p>2) 応急措置の実施 農業用ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等の農業用ダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に観測数値の変化を示す場合、臨機に放流による水位の低下等の応急措置を行う。この場合、農業用ダムの管理者から関係機関及び下流域住民への連絡・通報は、農業用ダムの管理規程または操作マニュアルにより行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 農業用ため池施設応急対策</p> <p>1) 緊急点検の実施 農業用ため池の管理者は、一定規模以上の災害が発生した場合は、農業</p>	<p>(略)</p> <p>第2 河川管理施設等の応急対策（ _____ _____ 河川管理者 _____ ）</p> <p>(略)</p> <p>2 _____ ダム施設応急対策</p> <p>1) 臨時点検の実施 _____ ダム 管理者は、相当規模の災害が発生した場合、被害のおそれがある場合、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果 _____ _____ ダムの安全管理上必要があると認めた場合、応急措置を行い、 _____ ダム の安全を確保する。</p> <p>2) 応急措置の実施 _____ ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等の _____ ダム の挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向 _____ を示す場合、臨機に _____ _____ 水位の低下等の応急措置を行う。この場合、 _____ ダム _____ から 関係機関及び一般 住民への連絡・通報は、各 _____ ダムの操作規則または 操作規程等 _____ により行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 _____ ため池施設応急対策</p> <p>1) 緊急点検の実施 _____ ため池 管理者は、一定規模以上の災害が発生した場合は、 _____</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>用ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに市に報告をする。また、農業用ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、農業用ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。</p> <p>2) 応急措置の実施 農業用ため池の管理者は、災害により農業用ため池被害が生じた場合は、市長の指示のもと、直ちに緊急放流や応急工事等を行い、農業用ため池の安全回復に努める。</p> <p>第3 公共建築物等の応急対策（行政管理課班・市民協働推進課班・生涯学習スポーツ課班・社会福祉課班_____・長寿福祉課班・建築住宅課班・教育総務課班・こども課班_____）</p> <p>(略)</p>	<p>____ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに市に報告をする。また、____ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、____ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。</p> <p>2) 応急措置の実施 ____ため池の管理者は、災害により____ため池被害が生じた場合は、市長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、____ため池の安全回復に努める。</p> <p>第3 公共建築物等の応急対策（行政管理課班_____・社会福祉課班・こども課班・長寿福祉課班・建築住宅課班・教育総務課班・生涯学習スポーツ課班・総務課班・企画課班）</p> <p>(略)</p>				
<p>第22節 文教対策</p> <p>市教育委員会及び学校長は、災害時において、児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、応急教育等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="201 1236 1093 1359"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】文化振興課班・教育総務課班・学校教育課班・こども課班・各小中学校・義務教育学校班_____</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	担当	【本庁】 文化振興課班 ・教育総務課班・学校教育課班・ こども課班 ・各小中学校・義務教育学校班_____	<p>第22節 文教対策</p> <p>市教育委員会及び学校長は、災害時において、児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、応急教育等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1236 2112 1359"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】_____教育総務課班・学校教育課班・各小中学校・義務教育学校班・文化振興課班・こども課班</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	担当	【本庁】_____教育総務課班・学校教育課班・各小中学校・義務教育学校班・ 文化振興課班 ・ こども課班
担当	【本庁】 文化振興課班 ・教育総務課班・学校教育課班・ こども課班 ・各小中学校・義務教育学校班_____				
担当	【本庁】_____教育総務課班・学校教育課班・各小中学校・義務教育学校班・ 文化振興課班 ・ こども課班				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前																								
<p>第4 教育施設の確保（教育総務課班）</p> <p>市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">被害箇所及び危険箇所の応急修理</td> <td>被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。</td> </tr> <tr> <td>公立学校の相互利用</td> <td>授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。</td> </tr> <tr> <td>仮設校舎の設置</td> <td>校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。</td> </tr> <tr> <td>公共施設の利用</td> <td>被災を免れた<u>コミュニティセンター</u>等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、市教育委員会は、県の連携を図りながら、利用について総合調整を行う。</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6 応急教育の実施（学校教育課班）</p> <p>市教育委員会は、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、次の対応により災害後の応急教育の円滑な実施を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">災害の程度</th> <th>応急教育実施の場所</th> </tr> <tr> <td>校舎の一部が使用不能の場合</td> <td>・特別教室、屋内体育館等を使用する。 ・二部授業を行う。</td> </tr> </table>	被害箇所及び危険箇所の応急修理	被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。	公立学校の相互利用	授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。	仮設校舎の設置	校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。	公共施設の利用	被災を免れた <u>コミュニティセンター</u> 等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、市教育委員会は、県の連携を図りながら、利用について総合調整を行う。	災害の程度	応急教育実施の場所	校舎の一部が使用不能の場合	・特別教室、屋内体育館等を使用する。 ・二部授業を行う。	<p>第4 教育施設の確保（教育総務課班）</p> <p>市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">被害箇所及び危険箇所の応急修理</td> <td>被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。</td> </tr> <tr> <td>公立学校の相互利用</td> <td>授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。</td> </tr> <tr> <td>仮設校舎の設置</td> <td>校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。</td> </tr> <tr> <td>公共施設の利用</td> <td>被災を免れた<u>公民館</u>等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、市教育委員会は、県の連携を図りながら、利用について総合調整を行う。</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6 応急教育の実施（学校教育課班）</p> <p>市教育委員会は、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、次の対応により災害後の応急教育の円滑な実施を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">災害の程度</th> <th>応急教育実施の場所</th> </tr> <tr> <td>校舎の一部が使用不能の場合</td> <td>・特別教室、屋内体育館等を使用する。 ・二部授業を行う。</td> </tr> </table>	被害箇所及び危険箇所の応急修理	被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。	公立学校の相互利用	授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。	仮設校舎の設置	校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。	公共施設の利用	被災を免れた <u>公民館</u> 等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、市教育委員会は、県の連携を図りながら、利用について総合調整を行う。	災害の程度	応急教育実施の場所	校舎の一部が使用不能の場合	・特別教室、屋内体育館等を使用する。 ・二部授業を行う。
被害箇所及び危険箇所の応急修理	被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。																								
公立学校の相互利用	授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。																								
仮設校舎の設置	校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。																								
公共施設の利用	被災を免れた <u>コミュニティセンター</u> 等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、市教育委員会は、県の連携を図りながら、利用について総合調整を行う。																								
災害の程度	応急教育実施の場所																								
校舎の一部が使用不能の場合	・特別教室、屋内体育館等を使用する。 ・二部授業を行う。																								
被害箇所及び危険箇所の応急修理	被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。																								
公立学校の相互利用	授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。																								
仮設校舎の設置	校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。																								
公共施設の利用	被災を免れた <u>公民館</u> 等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、市教育委員会は、県の連携を図りながら、利用について総合調整を行う。																								
災害の程度	応急教育実施の場所																								
校舎の一部が使用不能の場合	・特別教室、屋内体育館等を使用する。 ・二部授業を行う。																								

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後		修正前	
校舎が全部被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コミュニティセンター</u>、集会所等の公共施設を利用する。 ・ 隣接校の校舎を利用する。 ・ 寺社、仏閣等の利用を行う。 ・ 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定する。 	校舎が全部被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公民館</u>、集会所等の公共施設を利用する。 ・ 隣接校の校舎を利用する。 ・ 寺社、仏閣等の利用を行う。 ・ 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定する。
特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮する。 ・ 上記の場合は隣接校または<u>コミュニティセンター</u>等の公共施設の使用計画をつくる。 ・ 応急仮校舎の設定を考える。 	特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮する。 ・ 上記の場合は隣接校または<u>公民館</u>等の公共施設の使用計画をつくる。 ・ 応急仮校舎の設定を考える。
市内全域に大きな被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の最寄りの学校、<u>コミュニティセンター</u>等の公共施設を利用する。 	市内全域に大きな被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の最寄りの学校、<u>公民館</u>等の公共施設を利用する。

(略)

第23節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。そのため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において十分配慮するとともに、災害発生後、速やかな避難行動要支援者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

担当	【本庁】 <u>市民安全課班・観光交流課班・社会福祉課班</u> <u>・長寿福祉課班・市民課班・</u> <u>学校教育課班・子ども課班・子ども課関係各施設班</u> 【関係機関】 <u>消防本部、須賀川警察署、自主防災組織、（福）須賀川市社会福祉協議会</u>
----	---

(略)

第23節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。そのため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において十分配慮するとともに、災害発生後、速やかな避難行動要支援者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

担当	【本庁】 <u>市民安全課班・市民課班</u> ・ <u>社会福祉課班・子ども課班・子ども課関係各施設班</u> ・ <u>長寿福祉課班・観光交流課班</u> 【関係機関】 _____ <u>社会福祉協議会</u>
----	---

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>第1 要配慮者に係る対策（<u>市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・消防本部・警察署・自主防災組織</u>）</p> <p>災害時においては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、新たに要配慮者となる者が発生することから、ニーズに合わせた的確なサービスの提供を行っていく必要があるため、市は、次の点に留意しながら、要配慮者対策を実施する。</p> <p>○避難支援プランによる避難行動要支援者名簿、または在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を<u>活用するなど、関係機関等と連携し</u>、電話や訪問を行い、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。</p> <p>○要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び福祉避難所へ移動する。 ・社会福祉施設への緊急入所を行う。 ・居宅における生活が可能な場合、在宅保健福祉ニーズの把握に努める。 <p>○発災から1週間後に要配慮者に対する保健福祉サービスを提供できるよう、発災後2～3日目から要配慮者の把握調査の開始に努める。</p> <p>第2 社会福祉施設等に係る対策（<u>社会福祉課班</u>・<u>長寿福祉課班</u>・<u>子ども課班</u>・<u>子ども課関係各施設班</u>・<u>（福）須賀川市社会福祉協議会</u>）</p> <p>(略)</p>	<p>第1 要配慮者に係る対策（<u>社会福祉課班・長寿福祉課班</u>）</p> <p>災害時においては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、新たに要配慮者となる者が発生することから、ニーズに合わせた的確なサービスの提供を行っていく必要があるため、市は、次の点に留意しながら、要配慮者対策を実施する。</p> <p>○避難支援プランによる避難行動要支援者名簿、または在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を<u>利用する等により</u>電話や訪問を行い、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。</p> <p>○要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び福祉避難所へ移動する。 ・社会福祉施設への緊急入所を行う。 ・居宅における生活が可能な場合、在宅保健福祉ニーズの把握に努める。 <p>○発災から1週間後に要配慮者に対する保健福祉サービスを提供できるよう、発災後2～3日目から要配慮者の把握調査の開始に努める。</p> <p>第2 社会福祉施設等に係る対策（<u>社会福祉課班・子ども課班・子ども課関係各施設班</u>・<u>長寿福祉課班</u>・<u>社会福祉協議会</u>）</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>2 市及び県の措置</p> <p>市及び県は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧において、優先的な対応が行われるよう事業者に要請する。 ・復旧までの間、飲料水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を行う。 ・NPO・ボランティア等への情報提供などを含め、人員の確保に努める。 </div> <p>(略)</p> <p>第4 児童・生徒に係る対策 (学校教育課班・こども課班)</p> <p>(略)</p> <p>第5 外国人に係る対策 (市民安全課班・観光交流課班・市民課班 _____)</p> <p>(略)</p> <p>第24節 <u>NPO・ボランティア等</u>との連携</p> <p>大規模な災害が市内に発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。そのため、防災関係機関等は、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようNPO・ボランティア</p>	<p>2 市及び県の措置</p> <p>市及び県は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧において、優先的な対応が行われるよう事業者に要請する。 ・復旧までの間、飲料水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を行う。 ・_____ボランティア__への情報提供などを含め、人員の確保に努める。 </div> <p>(略)</p> <p>第4 児童・生徒に係る対策 (_____こども課班)</p> <p>(略)</p> <p>第5 外国人に係る対策 (市民安全課班 _____・市民課班 _____ ・<u>観光交流課班</u>)</p> <p>(略)</p> <p>第24節 _____ボランティア__との連携</p> <p>大規模な災害が市内に発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。そのため、防災関係機関等は、_____ボランティア__の協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるよう_____ボランティア</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>等の有効な活用を図るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 300 1117 384"> <tr> <td data-bbox="203 300 304 384">担当</td> <td data-bbox="304 300 1117 384">【本庁】社会福祉課班 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会</td> </tr> </table>	担当	【本庁】社会福祉課班 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会	<p>の有効な活用を図るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1225 300 2141 384"> <tr> <td data-bbox="1225 300 1326 384">担当</td> <td data-bbox="1326 300 2141 384">【本庁】社会福祉課班 【関係機関】 _____ 社会福祉協議会</td> </tr> </table>	担当	【本庁】社会福祉課班 【関係機関】 _____ 社会福祉協議会
担当	【本庁】社会福祉課班 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会				
担当	【本庁】社会福祉課班 【関係機関】 _____ 社会福祉協議会				
<p>第1 NPO・ボランティア等の受入れ（社会福祉課班・(福)須賀川市社会福祉協議会）</p> <p>1 NPO・ボランティア団体等の受入れ</p> <p>大災害が発生した場合、市及び県は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部 _____、NPO・ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。</p> <p>また、被災地域外からのNPO・ボランティア等の受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、(福)福島県社会福祉協議会、(福)須賀川市社会福祉協議会、県内のNPO・ボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、市及び県に設置し対応する。</p> <p>2 情報提供</p> <p>市及び県は、NPO・ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にNPO・ボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。特に、発災直後においては、県、近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。</p>	<p>第1 ボランティア団体等の受入れ（社会福祉課班・ _____ 社会福祉協議会）</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>大災害が発生した場合、市及び県は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種 _____ ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。</p> <p>また、被災地域外からの _____ ボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、 _____ 県社会福祉協議会、 _____ 市社会福祉協議会、県内の _____ ボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、市及び県に設置し対応する。</p> <p>2 情報提供</p> <p>市及び県は、 _____ ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中に _____ ボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。特に、発災直後においては、県、近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。</p>				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>第2 <u>NPO</u>・ボランティア団体等の活動（社会福祉課班・<u>(福)</u>須賀川市社会福祉協議会）</p> <p>1 <u>NPO</u>・ボランティア団体等の活動</p> <p><u>NPO</u>・ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主としては次のものが想定される。</p> <div data-bbox="217 687 1099 1082" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・医療、看護 ・高齢者介護、看護補助、外国人への通訳 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・災害応急対策事務の補助 ・無線による情報収集及び伝達 ・建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定 ・被災ペットの救護活動 </div>	<p>(略)</p> <p>第2 _____ボランティア団体等の活動（社会福祉課班・_____社会福祉協議会）</p> <p>1 _____ボランティア団体等の活動</p> <p>_____ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主としては次のものが想定される。</p> <div data-bbox="1234 687 2116 1082" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・医療、看護 ・高齢者介護、看護補助、外国人への通訳 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・災害応急対策事務の補助 ・無線による情報収集及び伝達 ・建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定 ・被災ペットの救護活動 </div>
<p>(略)</p> <p>第3 ボランティア活動保険の加入促進（社会福祉課班・<u>(福)</u>須賀川市社会福祉協議会）</p> <p>市、県及び<u>(福)</u>福島県社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。</p>	<p>(略)</p> <p>第3 ボランティア活動保険の加入促進（社会福祉課班・_____社会福祉協議会）</p> <p>市、県及び_____県社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p style="text-align: center;"><u>【資料4-5】災害時におけるボランティア活動に係る協定</u></p> <p>(略)</p> <h2>第26節 災害救助法の適用等</h2> <p>大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合、県知事は、法定受託業務として救助の実施に当たる。</p> <p>市は、災害救助法の適用基準に該当する場合、または、該当する見込みがある場合、速やかに県に対し、災害救助法の適用を<u>要請</u>する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <h2>第26節 災害救助法の適用等</h2> <p>大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合、県知事は、法定受託業務として救助の実施に当たる。</p> <p>市は、災害救助法の適用基準に該当する場合、または、該当する見込みがある場合、速やかに県に対し、災害救助法の適用を<u>申請</u>する。</p>				
<table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・社会福祉課班</td></tr></table>	担当	【本庁】市民安全課班・社会福祉課班	<table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班、社会福祉課班</td></tr></table>	担当	【本庁】市民安全課班、社会福祉課班
担当	【本庁】市民安全課班・社会福祉課班				
担当	【本庁】市民安全課班、社会福祉課班				
<h3>第1 災害救助法の適用（市民安全課班・社会福祉課班）</h3> <h4>1 災害救助法の概要</h4> <p>災害救助法の概要は次のとおりである。</p> <table border="1"><tr><td><ul style="list-style-type: none">災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、災害後の災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは異なる。災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、知事は、法定受託業務として救助の実施に当たることとされている。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を<u>市町村長</u>が行うことと</td></tr></table>	<ul style="list-style-type: none">災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、災害後の災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは異なる。災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、知事は、法定受託業務として救助の実施に当たることとされている。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を<u>市町村長</u>が行うことと	<h3>第1 災害救助法の適用（市民安全課班・社会福祉課班）</h3> <h4>1 災害救助法の概要</h4> <p>災害救助法の概要は次のとおりである。</p> <table border="1"><tr><td><ul style="list-style-type: none">災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、災害後の災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは異なる。災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、知事は、法定受託業務として救助の実施に当たることとされている。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を<u>市長</u>が行うことと</td></tr></table>	<ul style="list-style-type: none">災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、災害後の災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは異なる。災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、知事は、法定受託業務として救助の実施に当たることとされている。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を<u>市長</u>が行うことと		
<ul style="list-style-type: none">災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、災害後の災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは異なる。災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、知事は、法定受託業務として救助の実施に当たることとされている。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を<u>市町村長</u>が行うことと					
<ul style="list-style-type: none">災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、災害後の災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは異なる。災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、知事は、法定受託業務として救助の実施に当たることとされている。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を<u>市長</u>が行うことと					

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p>することができる。 (法第13条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、従事命令、協力命令、保管命令等の広範囲な権限が与えられている。 (法第7条～第10条) <p>2 災害救助法適用における留意点</p> <p>市は、次の点に留意し、災害救助法の手続き等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村単位で適用するため、被害状況の把握は、迅速かつ的確に行わなければならない。 ・被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となり、また救助の実施において種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすため、適正に行わなければならない。 ・被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあるため、市町村においてあらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。 <p>第2 災害救助法の適用基準 (市民安全課班・社会福祉課班)</p> <p>1 本市における適用基準</p> <p>(略)</p> <p>2 住家滅失世帯の算定等</p> <p>災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失(全焼・全壊・全流失)した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床</p>	<p style="text-align: center;">修正前</p> <p>することができる。 (法第13条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、従事命令、協力命令、保管命令等の広範囲な権限が与えられている。 (法第7条～第10条) <p>2 災害救助法適用における留意点</p> <p>市は、次の点に留意し、災害救助法の手続き等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市単位で適用するため、被害状況の把握は、迅速かつ的確に行わなければならない。 ・被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となり、また救助の実施において種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすため、適正に行わなければならない。 ・被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあるため、市においてあらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。 <p>第2 災害救助法の適用基準 (市民安全課班・社会福祉課班)</p> <p>1 _____適用基準</p> <p>(略)</p> <p>2 住家滅失世帯の算定等</p> <p>災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失(全焼・全壊・全流失)した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。</p> <p style="text-align: center;">【資料 15-1】 災害状況認定基準</p> <p>(略)</p> <p>第4 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等 <u>(市民安全課 班・社会福祉課班)</u></p> <p>1 救助の種類</p> <p>救助の種類は次に掲げるとおりであり、「2職権の委任」以外の救助は、県が実施することになっているが、市は実施に伴う応急活動体制を整え県と連携し救助活動を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置 ・応急仮設住宅の供与 ・炊き出しその他による食品の給与 ・飲料水の供給 ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 ・医療 ・助産 ・被災者の救出 ・被災した住宅の応急修理 ・生業に必要な資金の給与または貸与 ・学用品の給与 ・埋葬 ・死体の搜索 ・死体の処理 </div>	<p>上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。</p> <p style="text-align: center;">【資料 16-2】 災害状況認定基準</p> <p>(略)</p> <p>第4 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等 _____</p> <p>1 救助の種類</p> <p>救助の種類は次に掲げるとおりであり、「2職権の委任」以外の救助は、県が実施することになっているが、市は実施に伴う応急活動体制を整え県と連携し救助活動を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置 ・応急仮設住宅の供与 ・炊き出しその他による食品の給与 ・飲料水の供給 ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 ・医療 ・助産 ・被災者の救出 ・被災した住宅の応急修理 ・生業に必要な資金の給与または貸与 ・学用品の給与 ・埋葬 ・死体の搜索 ・死体の処理 </div>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<ul style="list-style-type: none"> ・災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ・応急救助のための輸送 ・応急救助のための賃金職員等 <p>【資料15-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p> <p>(略)</p> <p>第5 災害対策基本法に基づく従事命令等（市民安全課班・社会福祉課班）</p> <p>(略)</p> <p>3 損害補償等</p> <p>知事及び市長は、従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合、災害対策基本法第84条の規定により損害を補償しなければならない。</p> <p>また、知事は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ・応急救助のための輸送 ・応急救助のための賃金職員等 <p>【資料16-4】災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p> <p>(略)</p> <p>第5 災害対策基本法に基づく従事命令等（市民安全課班・社会福祉課班）</p> <p>(略)</p> <p>3 損害補償等</p> <p>知事及び市長は、従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合、災害対策基本法第84条の規定により損害を補償しなければならない。</p> <p>また、知事は、災害基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。</p>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等</p> <p>一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。</p> <p>また、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書を速やかに交付する。</p> <table border="1" data-bbox="190 614 1102 734"> <tr> <td data-bbox="190 614 280 734">担当</td> <td data-bbox="280 614 1102 734"> 【本庁】 <u>市民安全課班</u> ・ <u>税務課班</u> ・ <u>収納課班</u> ・ <u>社会福祉課班</u> ・ <u>市民課班</u> ・ <u>農政課班</u> ・ <u>商工課班</u> 【関係機関】 <u>(福) 須賀川市社会福祉協議会</u> </td> </tr> </table> <p>第1 被災者生活再建支援法の適用（<u>市民課班</u>・<u>社会福祉課班</u>・<u>(福) 須賀川市社会福祉協議会</u>）</p> <p>(略)</p> <p>第2 り災証明書等の交付（<u>市民安全課班</u>・<u>税務課班</u>・<u>収納課班</u>・<u>農政課班</u>・<u>商工課班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>4 実施体制</p> <p>り災証明書の交付に必要な実施体制は次のとおりとする。</p>	担当	【本庁】 <u>市民安全課班</u> ・ <u>税務課班</u> ・ <u>収納課班</u> ・ <u>社会福祉課班</u> ・ <u>市民課班</u> ・ <u>農政課班</u> ・ <u>商工課班</u> 【関係機関】 <u>(福) 須賀川市社会福祉協議会</u>	<p>第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等</p> <p>一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。</p> <p>また、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書を速やかに交付する。</p> <table border="1" data-bbox="1205 614 2116 734"> <tr> <td data-bbox="1205 614 1294 734">担当</td> <td data-bbox="1294 614 2116 734"> 【本庁】 <u>市民課班</u>、<u>社会福祉課班</u>、<u>税務課班</u>、<u>市民安全課班</u>、<u>農政課班</u>、<u>商工課班</u> 【関係機関】 <u>社会福祉協議会</u> </td> </tr> </table> <p>第1 被災者生活再建支援法の適用（<u>市民課班</u>・<u>社会福祉課班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>第2 り災証明書等の交付（<u>税務課班</u>・<u>市民安全課班</u>・<u>農政課班</u>・<u>商工課班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>4 実施体制</p> <p>り災証明書の交付に必要な実施体制は次のとおりとする。</p>	担当	【本庁】 <u>市民課班</u> 、 <u>社会福祉課班</u> 、 <u>税務課班</u> 、 <u>市民安全課班</u> 、 <u>農政課班</u> 、 <u>商工課班</u> 【関係機関】 <u>社会福祉協議会</u>
担当	【本庁】 <u>市民安全課班</u> ・ <u>税務課班</u> ・ <u>収納課班</u> ・ <u>社会福祉課班</u> ・ <u>市民課班</u> ・ <u>農政課班</u> ・ <u>商工課班</u> 【関係機関】 <u>(福) 須賀川市社会福祉協議会</u>				
担当	【本庁】 <u>市民課班</u> 、 <u>社会福祉課班</u> 、 <u>税務課班</u> 、 <u>市民安全課班</u> 、 <u>農政課班</u> 、 <u>商工課班</u> 【関係機関】 <u>社会福祉協議会</u>				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>1) 申請窓口 り災証明書の申請及び交付窓口は市民安全課とする。ただし、災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害においては、災害対策本部として税務課及び収納課が中心となり窓口業務を実施する。</p>	<p>1) 申請窓口 り災証明書の申請及び交付窓口は市民安全課とする。ただし、生活再建支援法適用となる災害においては、災害対策本部として税務課が中心となり窓口業務を実施する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<h2 style="text-align: center;">第3章 災害復旧計画</h2>	<h2 style="text-align: center;">第3章 災害復旧計画</h2>
<h3>第1節 施設の復旧対策</h3>	<h3>第1節 施設の復旧対策</h3>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<h3>第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成（市民安全課・財政課・全課）</h3>	<h3>第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成（市民安全課・財政課・全課）</h3>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1 法律に基づき一部負担または補助するもの 法律に基づき一部負担または補助するものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・公営住宅法 ・土地区画整理法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 	<p>1 法律に基づき一部負担または補助するもの 法律に基づき一部負担または補助するものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・公営住宅法 ・土地区画整理法 ・感染症の予防法及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法 ・都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置 ・水道法 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法 ・都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 ・農林水産業施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律 ・県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置 				
(略)	(略)				
<h2>第2節 被災者の生活安定</h2>	<h2>第2節 被災者の生活安定</h2>				
<p>大規模な災害により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を図るとともに適切な情報の提供に努める。</p>	<p>大規模な災害により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を図るとともに適切な情報の提供に努める。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 877 280 1053">担当</td> <td data-bbox="280 877 1115 1053"> 【本庁】 市民安全課・税務課・収納課・社会福祉課・農政課・商工課・建築住宅課・会計課 【関係機関】 公共職業安定所・日本郵便株式会社・(福) 須賀川市 社会福祉協議会 </td> </tr> </table>	担当	【本庁】 市民安全課・税務課・収納課・社会福祉課・農政課・商工課・建築住宅課・会計課 【関係機関】 公共職業安定所・日本郵便株式会社・ (福) 須賀川市 社会福祉協議会	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 877 1299 1053">担当</td> <td data-bbox="1299 877 2150 1053"> 【本庁】 市民安全課・税務課・収納課・社会福祉課・農政課・商工課・建築住宅課・会計課 【関係機関】 公共職業安定所・日本郵便株式会社・ _____ 社会福祉協議会 </td> </tr> </table>	担当	【本庁】 市民安全課・税務課・収納課・社会福祉課・農政課・商工課・建築住宅課・会計課 【関係機関】 公共職業安定所・日本郵便株式会社・ _____ 社会福祉協議会
担当	【本庁】 市民安全課・税務課・収納課・社会福祉課・農政課・商工課・建築住宅課・会計課 【関係機関】 公共職業安定所・日本郵便株式会社・ (福) 須賀川市 社会福祉協議会				
担当	【本庁】 市民安全課・税務課・収納課・社会福祉課・農政課・商工課・建築住宅課・会計課 【関係機関】 公共職業安定所・日本郵便株式会社・ _____ 社会福祉協議会				
(略)	(略)				
<h2>第3 被災者への融資（社会福祉課・農政課・商工課・(福) 須賀川市 社会福祉協議会)</h2>	<h2>第3 被災者への融資（社会福祉課・農政課・商工課・ _____ 社会福祉協議会)</h2>				
(略)	(略)				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<p>4 福祉関係</p> <p><u>(福) 須賀川</u>市社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を融資する。</p> <p>市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>4 福祉関係</p> <p>_____市社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を融資する。</p> <p>市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。</p> <p><u>【資料20-1】須賀川市災害弔慰金の支給等に関する条例</u></p>

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前				
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;"><u>「第1部総則」</u>を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第4節 都市の防災対策</p> <p>都市の総合的な防災対策及び建物の耐震・不燃化、窓ガラス、看板の落下防止対策、建物内の家具の転倒防止策を進め、被害の防止、軽減に努める。</p> <table border="1" data-bbox="188 908 1106 1035"><tr><td style="text-align: center;">担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>市民協働推進課</u>・<u>生涯学習スポーツ課</u>・社会福祉課・<u>長寿福祉課</u>・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・<u>こども課</u></td></tr></table> <p>(略)</p> <p>第2 計画的な市街地整備の推進 (<u>道路河川課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>都市計画課</u>)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>市民協働推進課</u> ・ <u>生涯学習スポーツ課</u> ・社会福祉課・ <u>長寿福祉課</u> ・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・ <u>こども課</u>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;"><u>第1部一般災害対策計画 総則</u>を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第4節 都市の防災対策</p> <p>都市の総合的な防災対策及び建物の耐震・不燃化、窓ガラス、看板の落下防止対策、建物内の家具の転倒防止策を進め、被害の防止、軽減に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1207 908 2125 1035"><tr><td style="text-align: center;">担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課 <u>社会福祉課</u>・<u>道路河川課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>都市計画課</u>・<u>教育総務課</u>・<u>生涯学習スポーツ課</u></td></tr></table> <p>(略)</p> <p>第2 計画的な市街地整備の推進 (<u>都市計画課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>道路河川課</u>)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課 <u>社会福祉課</u> ・ <u>道路河川課</u> ・ <u>建築住宅課</u> ・ <u>都市計画課</u> ・ <u>教育総務課</u> ・ <u>生涯学習スポーツ課</u>
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>市民協働推進課</u> ・ <u>生涯学習スポーツ課</u> ・社会福祉課・ <u>長寿福祉課</u> ・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・ <u>こども課</u>				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課 <u>社会福祉課</u> ・ <u>道路河川課</u> ・ <u>建築住宅課</u> ・ <u>都市計画課</u> ・ <u>教育総務課</u> ・ <u>生涯学習スポーツ課</u>				

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前
<p>第3 オープンスペースの確保（道路河川課・都市計画課）</p> <p>公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備を実施する場合は、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。</p> <p>また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせて整備を推進する。</p> <p>【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定避難所</p> <p>第4 防災拠点施設整備の推進（市民安全課・<u>市民協働推進課</u>・教育総務課_____）</p> <p>(略)</p> <p>第5 公共施設の安全化（行政管理課・<u>市民協働推進課</u>・<u>生涯学習スポーツ課</u>・<u>社会福祉課</u>_____・<u>長寿福祉課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>教育総務課</u>・<u>こども課</u>_____）</p> <p>公共施設は、多くの人が利用するとともに、災害時には避難施設や応急対策の拠点となることから、庁舎、学校、社会福祉施設、病院、不特定多数収容施設（<u>体育館</u>_____等）など、常に防災上重要な公共建築物の耐震診断、改良工事等により、施設の耐震性の向上に努めるとともに、ロッカ</p>	<p>第3 オープンスペースの確保（道路河川課・都市計画課）</p> <p>公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備を実施する際は、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。</p> <p>また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせて整備を推進する。</p> <p>【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定避難所</p> <p>第4 防災拠点施設整備の推進（市民安全課_____・教育総務課・<u>生涯学習スポーツ課</u>）</p> <p>(略)</p> <p>第5 公共施設の安全化（行政管理課_____・<u>社会福祉課</u>・<u>こども課</u>・<u>長寿福祉課</u>・<u>建築住宅課</u>・<u>教育総務課</u>・<u>生涯学習スポーツ課</u>）</p> <p>公共施設は、多くの人が利用するとともに、災害時には避難施設や応急対策の拠点となることから、庁舎、学校、社会福祉施設、病院、不特定多数収容施設（<u>集会</u>、<u>ホール</u>等）など、常に防災上重要な公共建築物の耐震診断、改良工事等により、施設の耐震性の向上に努めるとともに、ロッカ</p>

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前				
<p>第8節 土砂災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第6 地震災害等の予防の推進 (市民安全課・農政課・道路河川課)</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制の確立</p> <p>地震発生に伴う災害が発生した場合、市は、被害状況、二次災害の拡大の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="215 970 1102 1098"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・人事課班・道路河川課班 _____ ・全班 【関係機関】消防団</td></tr></table> <p>第1 災害応急対策の防災 行動計画</p> <p>第2編一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第1節応急活動体制の確立 第1災害応急対策の<u>防災</u> 行動計画」に準じて実施する。</p>	担当	【本庁】市民安全課班・人事課班・道路河川課班 _____ ・全班 【関係機関】消防団	<p>第8節 土砂災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第6 地震災害等の予防の推進 (_____ 農政課・道路河川課)</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制の確立</p> <p>地震発生に伴う災害が発生した場合、市は、被害状況、二次災害の拡大の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1236 970 2123 1098"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班 _____ ・道路河川課班・人事課班・全班</td></tr></table> <p>第1 災害応急対策の時系列行動計画</p> <p>第2編一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第1節応急活動体制の確立 第1災害応急対策の<u>時系列</u>行動計画」に準じて実施する。</p>	担当	【本庁】市民安全課班 _____ ・道路河川課班・人事課班・全班
担当	【本庁】市民安全課班・人事課班・道路河川課班 _____ ・全班 【関係機関】消防団				
担当	【本庁】市民安全課班 _____ ・道路河川課班・人事課班・全班				

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後				修正前					
<p>第2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班）</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部設置前後：震度5弱、5強</p>				<p>第2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班）</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部設置前後：震度5弱、5強</p>					
	配備体制	配備基準	指揮者	動員配備		配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1非常配備	災害対策本部設置前	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱・5強の地震を観測したとき。 その他、特に総務部長が必要と認めたととき。 	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> 全部長、<u>全課(解)長、各施設長</u> 地震に伴う災害に関する部課において必要な職員（全職員の半数程度） <p><被災状況の推移により災害対策本部の設置に移行できる体制></p>	第1非常配備	災害対策本部設置前	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱・5強の地震を観測したとき。 その他、特に総務部長が必要と認めたととき。 	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> 全部長、<u>全課長</u> 地震に伴う災害に関する部課において必要な職員（全職員の半数程度） <p><被災状況の推移により災害対策本部の設置に移行できる体制></p>
	災害対策本部設置後	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱・5強の地震を観測し、市内に大規模な災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあるとき。 その他、特に市長が必要と認めたととき。 	本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> 市長 副市長、教育長 全部長、<u>全課(解)長、各施設長</u> 消防長 消防団長 地震に伴う災害に関する部課において必要な職員（全職員の半数程度） <p><被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制></p>		災害対策本部設置後	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱・5強の地震を観測し、市内に大規模な災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあるとき。 その他、特に市長が必要と認めたととき。 	本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> 市長 副市長、教育長 全部長、<u>全課長</u> 消防長 消防団長 地震に伴う災害に関する部課において必要な職員（全職員の半数程度） <p><被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制></p>
(略)				(略)					

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後			修正前		
第3 活動の要点（市民安全課班・道路河川課班）			第3 活動の要点（市民安全課班・道路河川課班）		
(略)			(略)		
2 災害対策本部設置前後：震度5弱、5強			2 災害対策本部設置前後：震度5弱、5強		
配備体制	動員職員	活動の要点	配備体制	動員職員	活動の要点
第1非常配備	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報等を受領し、必要に応じて市長へ報告するとともに、各部長へ送付する。 地震発生に伴う、被災状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。 	第1非常配備	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報等を受領し、必要に応じて市長へ報告するとともに、各部長へ送付する。 地震発生に伴う、被災状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
	各部長	<ul style="list-style-type: none"> 状況を各課(廊)長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 必要に応じ、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。 		各部長	<ul style="list-style-type: none"> 状況を各課長_____に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 必要に応じ、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。
	各課(廊)長 各施設長	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達体制を強化する。 部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を所属部長(各施設長においては所管課長)に報告する。 		各課長 _____	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達体制を強化する。 部長_の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 部長_の指示により、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を所属部長_____に報告する。
	配備につく 各職員	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。 		配備につく 各職員	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
	災害	市長		<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置を発令する。 本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 	災害

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後			修正前		
対策本部設置後		<ul style="list-style-type: none"> 本部会議により応急対策内容の決定と各課(解)長への指示を行う。 避難情報の発令を検討する。 被災状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。 	対策本部設置後		<ul style="list-style-type: none"> 本部会議により応急対策内容の決定と各課長への指示を行う。 避難情報の発令を検討する。 被災状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。
	副市長	<ul style="list-style-type: none"> 副本部長として市長を補佐する。 市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 		副市長	<ul style="list-style-type: none"> 副本部長として市長を補佐する。 市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	教育長	<ul style="list-style-type: none"> 副本部長として市長を補佐する。 		教育長	<ul style="list-style-type: none"> 副本部長として市長を補佐する。
	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> 関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 		総務部長	<ul style="list-style-type: none"> 関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> 必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。 総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 		企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> 必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。 総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	各部長	<ul style="list-style-type: none"> 状況を各課(解)長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 必要に応じ、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。 		各部長	<ul style="list-style-type: none"> 状況を各課長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 必要に応じ、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。
	消防長	<ul style="list-style-type: none"> 本部員として消防本部へ指示を伝達する。 		消防長	<ul style="list-style-type: none"> 本部員として消防本部へ指示を伝達する。
	消防団長	<ul style="list-style-type: none"> 本部員として各分団へ指示を伝達する。 		消防団長	<ul style="list-style-type: none"> 本部員として各分団へ指示を伝達する。
	各課(解)長 各施設長	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達体制を強化する。 部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を所属部長(各施設長においては所管課長)に報告する。 		各課長	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達体制を強化する。 部長の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 部長の指示により、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を所属部長に報告する。

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後				修正前			
		配備につく各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。			配備につく各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
3 災害対策本部設置後：震度6弱以上				3 災害対策本部設置後：震度6弱以上			
		配備体制	活動の要点			配備体制	活動の要点
第2 非常 配備	災害 対策 本部 設置 後	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課(麻)長への指示を行う。 ・避難情報の発令を検討する。 ・県への応援要請、自衛隊の派遣要請等の判断を行う。 	第2 非常 配備	災害 対策 本部 設置 後	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課長への指示を行う。 ・避難情報の発令を検討する。 ・県への応援要請、自衛隊の派遣要請等の判断を行う。
		副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 			副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 			教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。
		総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 			総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 			企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を各課(麻)長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 			各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を各課長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後		修正前	
	・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。		・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。
消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。	消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。	消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。
<u>各課（麻） 長 各施設長</u>	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達体制を強化する。 部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を所属部長（各施設長においては所管課長）に報告する。 	<u>各課長</u>	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達体制を強化する。 部長_の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 部長_の指示により、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を所属部長_____に報告する。
配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。	配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。

(略)

第2節 災害対策本部の設置

(略)

第1 災害対策本部の設置及び解散（市民安全課班・行政管理課班・全班）

市長は、地震災害が発生した場合において、必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

(略)

第2節 災害対策本部の設置

(略)

第1 災害対策本部の設置及び解散（市民安全課班・行政管理課班・全班）

市長は、地震災害が発生した場合において、必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前
<p>また、市長は、地震発生に伴う災害の危険がなくなったとき、または災害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散する。</p>	<p>また、市長は、地震発生に伴う災害の危険がなくなったとき、または災害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散する。</p>
<p>(削除) (削除)</p>	<p>【資料3-1】須賀川市災害対策本部条例 【資料3-2】須賀川市災害対策本部規程</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第5 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課班）</p>	<p>第5 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課班）</p>
<p>市長は、災害対策本部を設置、または廃止したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に本部室を示す標識を設置する。</p>	<p>市長は、災害対策本部を設置、または廃止したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に本部室を示す標識を設置する。</p>
<p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>【資料3-3】災害対策本部設置連絡先</p> <p>(略)</p>
<p>第8 複合災害発生時の体制（市民安全課班・全班）</p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第8複合災害発生時の体制」を準用する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第9 災害対策本部の組織（市民安全課班・全班）</p>	<p>第8 災害対策本部の組織（市民安全課班・全班）</p>
<p>第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第9災害対策本部の組織」を準用する。</p>	<p>第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第8災害対策本部の組織」を準用する。</p>

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前
<p>第10 災害対策本部の事務分掌（市民安全課班・全班）</p> <p>第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第10 災害対策本部の事務分掌」を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 被災地の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第8 被災建築物応急危険度判定活動の実施（建築住宅課班）</p> <p><u>市は、地震により建築物に大きな被害を受けた場合は、必要に応じ、被災建築物応急危険度判定活動実施本部を設置し、協定に基づき（公社）福島県建築士会に被災情報の収集を要請する。</u></p> <p><u>その収集した情報を用いて、県と連携して被災建築物応急危険度判定士の協力を得ながら、応急危険度判定活動を実施する。</u></p> <p><u>なお、本活動の意義及び内容等については、市民に周知する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第24節 <u>NPO・ボランティア等</u>との連携</p> <p>第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第24節<u>NPO・ボランティア等</u>との連携」に準じて実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第9 災害対策本部の事務分掌（市民安全課班・全班）</p> <p>第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第9 災害対策本部の事務分掌」を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 被災地の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第8 被災建築物応急危険度判定活動の実施（建築住宅課班）</p> <p><u>市は、必要に応じ、被災建築物応急危険度判定活動実施本部を設置し、地震による被災建築物が発生した場合は、県と連携して被災建築物応急危険度判定士の協力のもと、被災建築物の応急危険度判定活動を実施する。</u></p> <p><u>また、判定活動の意義・内容等について、市民に周知する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第24節 _____ボランティア_との連携</p> <p>第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第24節_____ボランティア_との連携」に準じて実施する。</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的及び方針</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の修正 第1部総則第1節計画の目的及び方針「第4計画の修正」を準用する。</p> <p>第4 計画の周知徹底 第1部総則第1節計画の目的及び方針「第5計画の周知徹底」を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的及び方針</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の修正 第1部総則第1節計画の目的及び方針「第3計画の修正」を準用する。</p> <p>第4 計画の周知徹底 第1部総則第1節計画の目的及び方針「第4計画の周知徹底」を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
<p>2 県関係機関</p> <p>1) 福島県(県中地方振興局・<u>県中保健福祉事務所</u>)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練 ・緊急時通信連絡網の整備 ・原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備 ・原子力発電所周辺地域における環境条件の把握 ・事故状況の把握及び連絡 ・緊急時モニタリング関係 ・緊急時モニタリング体制の整備・維持 ・市が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援 ・原子力災害医療活動 ・飲食物の摂取制限等 ・輸送車両の確保及び必需物資の調達 ・汚染物質の除去等 ・各種制限措置等の解除決定の調整 ・市の原子力防災対策に対する指導及び助言 ・防災関係機関との連絡調整 </div> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>3) 東北地方整備局 (<u>郡山国道事務所・福島河川国道事務所郡山出張所</u>)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国道の通行確保 ・道路情報表示による災害情報の提供 </div>	<p>2 県関係機関</p> <p>1) 福島県(県中地方振興局 _____)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練 ・緊急時通信連絡網の整備 ・原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備 ・原子力発電所周辺地域における環境条件の把握 ・事故状況の把握及び連絡 ・緊急時モニタリング関係 ・緊急時モニタリング体制の整備・維持 ・市が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援 ・原子力災害医療活動 ・飲食物の摂取制限等 ・輸送車両の確保及び必需物資の調達 ・汚染物質の除去等 ・各種制限措置等の解除決定の調整 ・市の原子力防災対策に対する指導及び助言 ・防災関係機関との連絡調整 </div> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>3) 東北地方整備局 (_____ <u>福島河川国道事務所郡山出張所</u>)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国道の通行確保 ・道路情報表示による災害情報の提供 </div>

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
<p>(略)</p> <p>4 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地・<u>郡山駐屯地</u>）</p> <div data-bbox="215 391 1099 491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急救護 ・原子力災害医療活動に対する協力 </div>	<p>(略)</p> <p>4 自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地_____）</p> <div data-bbox="1234 391 2119 491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急救護 ・原子力災害医療活動に対する協力 </div>
<p>(略)</p> <p>5 指定公共機関</p>	<p>(略)</p> <p>5 指定公共機関</p>
<p>(略)</p> <p>5) 日本通運（株）（郡山支店<u>県南ロジスティクス事業所</u>）</p> <div data-bbox="215 839 1099 885" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送に対する協力 </div>	<p>(略)</p> <p>5) 日本通運（株）（郡山支店<u>須賀川営業所</u>_____）</p> <div data-bbox="1234 839 2119 885" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送に対する協力 </div>
<p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関</p>	<p>(略)</p> <p>6 指定地方公共機関</p>
<p>(略)</p> <p>5) 医療関係機関（<u>（一社）</u>須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会）</p> <div data-bbox="215 1236 1099 1283" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療活動に対する協力 </div>	<p>(略)</p> <p>5) 医療関係機関（_____須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会）</p> <div data-bbox="1234 1236 2119 1283" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療活動に対する協力 </div>

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>9) (福) 須賀川市社会福祉協議会</p> <table border="1" data-bbox="217 497 1102 539"><tr><td>・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力</td></tr></table> <p>(略)</p>	・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力	<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>9) 須賀川市社会福祉協議会</p> <table border="1" data-bbox="1234 497 2119 539"><tr><td>・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力</td></tr></table> <p>(略)</p>	・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力		
・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力					
・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力					
<h2 data-bbox="300 683 916 746">第2章 災害予防計画</h2> <h3 data-bbox="112 828 882 876">第1節 情報の収集・連絡体制等の整備</h3> <p data-bbox="159 895 1108 1003">市は、国、県、関係自治体、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制の整備・充実に努める。</p> <table border="1" data-bbox="201 1010 1095 1075"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課</td></tr></table> <p data-bbox="134 1134 1088 1251">第1 情報の収集・連絡体制等の整備 (市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ 情報政策課 ・環境課	<h2 data-bbox="1319 683 1935 746">第2章 災害予防計画</h2> <h3 data-bbox="1128 828 1899 876">第1節 情報の収集・連絡体制等の整備</h3> <p data-bbox="1176 895 2125 1003">市は、国、県、関係自治体、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制の整備・充実に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1218 1010 2112 1075"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課_____・環境課</td></tr></table> <p data-bbox="1151 1134 2105 1251">第1 情報の収集・連絡体制等の整備 (_____ ・行政管理課・市民安全課・ _____ ・環境課)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課_____・環境課
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ 情報政策課 ・環境課				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課_____・環境課				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第2 情報の分析整理 (<u>市民安全課</u>・行政管理課・<u>情報政策課</u>・環境課)</p> <p>(略)</p> <p>第4 通信手段・経路の多様化 (市民安全課・行政管理課・<u>情報政策課</u>)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害応急体制の整備</p> <p>市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。 その際、原子力災害の規模に応じて、専門部署の設置についても検討する。</p> <table border="1" data-bbox="203 1046 1099 1169"> <tr> <td data-bbox="203 1046 282 1169">担当</td> <td data-bbox="282 1046 1099 1169">【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・<u>社会福祉課</u>・<u>健康づくり課</u>・環境課・全課 【関係機関】<u>消防本部</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4 消防の相互応援体制 (市民安全課・<u>消防本部</u>)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・ <u>社会福祉課</u> ・ <u>健康づくり課</u> ・環境課・全課 【関係機関】 <u>消防本部</u>	<p>第2 情報の分析整理 (_____ ・行政管理課・<u>市民安全課</u>・ _____ ・環境課)</p> <p>(略)</p> <p>第4 通信手段・経路の多様化 (市民安全課・行政管理課 _____)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害応急体制の整備</p> <p>市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。 その際、原子力災害の規模に応じて、専門部署の設置についても検討する。</p> <table border="1" data-bbox="1223 1046 2119 1169"> <tr> <td data-bbox="1223 1046 1301 1169">担当</td> <td data-bbox="1301 1046 2119 1169">【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課 _____ _____ ・環境課・全課</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4 消防の相互応援体制 (市民安全課 _____)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課 _____ _____ ・環境課・全課
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・ <u>社会福祉課</u> ・ <u>健康づくり課</u> ・環境課・全課 【関係機関】 <u>消防本部</u>				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課 _____ _____ ・環境課・全課				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>(略)</p> <h3>第3節 屋内退避等に係る体制の整備</h3> <p>市は、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。</p> <table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>観光交流課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・<u>学校教育課</u>・<u>こども課</u></td></tr></table> <p>(略)</p> <h3>第3 避難所等の整備（市民安全課・社会福祉課）</h3> <h4>1 避難所等の整備</h4> <p>市民の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画（資料編）」によるものとし、<u>避難退域時検査</u>はこれらの避難所で実施する。</p> <p>なお、避難や<u>避難退域時検査</u>等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p><u>【資料8-2】指定一般避難所</u></p> <p>(略)</p> <h3>第4 避難所運営等の体制（市民安全課・社会福祉課）</h3> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>観光交流課</u> ・社会福祉課・長寿福祉課・ <u>学校教育課</u> ・ <u>こども課</u>	<p>(略)</p> <h3>第3節 屋内退避等に係る体制の整備</h3> <p>市は、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。</p> <table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・長寿福祉課_____</td></tr></table> <p>(略)</p> <h3>第3 避難所等の整備（市民安全課・社会福祉課）</h3> <h4>1 避難所等の整備</h4> <p>市民の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画（資料編）」によるものとし、<u>スクリーニング</u>はこれらの避難所で実施する。</p> <p>なお、避難や<u>スクリーニング</u>等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <h3>第4 避難所運営等の体制（市民安全課・社会福祉課）</h3> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・長寿福祉課_____
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>観光交流課</u> ・社会福祉課・長寿福祉課・ <u>学校教育課</u> ・ <u>こども課</u>				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・長寿福祉課_____				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>(略)</p> <p>第5節 防護資機材等の整備</p> <p>市は、原子力災害時における応急対策に必要な防護資機材について、備蓄に努めるとともに、市民に対し迅速かつ適切に配布できる体制の整備に努める。</p> <table border="1" data-bbox="199 499 1108 582"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課・観光交流課・健康づくり課・商工課 ____・環境課・全課</td> </tr> </table>	担当	【本庁】市民安全課・ 観光交流課 ・健康づくり課・商工課 ____・環境課・全課	<p>(略)</p> <p>第5節 防護資機材等の整備</p> <p>市は、原子力災害時における応急対策に必要な防護資機材について、備蓄に努めるとともに、市民に対し迅速かつ適切に配布できる体制の整備に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1218 499 2130 582"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課____・健康づくり課・商工課・観光交流課・環境課・全課</td> </tr> </table>	担当	【本庁】市民安全課____・健康づくり課・商工課・ 観光交流課 ・環境課・全課
担当	【本庁】市民安全課・ 観光交流課 ・健康づくり課・商工課 ____・環境課・全課				
担当	【本庁】市民安全課____・健康づくり課・商工課・ 観光交流課 ・環境課・全課				
<p>(略)</p> <p>第3 物資の調達・供給体制の整備（市民安全課・観光交流課・商工課____）</p>	<p>(略)</p> <p>第3 物資の調達・供給体制の整備（市民安全課____・商工課・観光交流課）</p>				
<p>(略)</p> <p>第6節 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ正確な情報を市民に提供できるよう、あらかじめ必要な体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="199 1129 1099 1252"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課・全課 【関係機関】自主防災組織</td> </tr> </table> <p>第1 情報項目の整理（市民安全課・行政管理課・環境課____）</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ 観光交流課 ・ 社会福祉課 ・ 長寿福祉課 ・全課 【関係機関】自主防災組織	<p>(略)</p> <p>第6節 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ正確な情報を市民に提供できるよう、あらかじめ必要な体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1218 1129 2119 1252"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課・行政管理課____ ____・全課</td> </tr> </table> <p>第1 情報項目の整理（市民安全課____・環境課・行政管____）</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課____ ____・全課
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ 観光交流課 ・ 社会福祉課 ・ 長寿福祉課 ・全課 【関係機関】自主防災組織				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課____ ____・全課				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>_____)</p> <p>市は、_____)警戒事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第4 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備（市民安全課・行政管理課・<u>観光交流課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・<u>自主防災組織</u>）</p> <p>第7節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備</p> <p>県は、原子力災害の状況により、関係自治体の行政区域全域におよぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村長に対し避難者等の受け入れ及び避難所の設置を要請するものとされている。</p> <p>そのため、市としては、避難者の受け入れができる体制の整備に努める。</p> <table border="1" data-bbox="203 1241 1099 1289"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課・人事課・社会福祉課・<u>市民課</u>・全課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・人事課・社会福祉課・ <u>市民課</u> ・全課	<p><u>理課</u>)</p> <p>市は、<u>施設敷地緊急事態又は</u>警戒事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第4 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備（市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・長寿福祉課_____）</p> <p>第7節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備</p> <p>県は、原子力災害の状況により、関係自治体の行政区域全域におよぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村長に対し避難者等の受け入れ及び避難所の設置を要請するものとされている。</p> <p>そのため、市としては、避難者の受け入れができる体制の整備に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1223 1241 2119 1289"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課・人事課・社会福祉課_____・全課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・人事課・社会福祉課_____・全課
担当	【本庁】市民安全課・人事課・社会福祉課・ <u>市民課</u> ・全課				
担当	【本庁】市民安全課・人事課・社会福祉課_____・全課				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第2 市の対応資源の確認（市民安全課・社会福祉課）</p> <p>関係自治体の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画（資料編）」による避難所とし、候補施設の収容力、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておく。</p> <p>また、県及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して、市として提供可能な避難所の運営体制、飲食物や生活必需品等の確認をする。</p> <p><u>【資料8-2】指定一般避難所</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 原子力防災に関する普及啓発活動</p> <p>市は、原子力災害時における市民の混乱と動揺を避けるため、平常時より広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の啓発と普及に努める。</p> <table border="1" data-bbox="199 970 1099 1090"> <tr> <td data-bbox="199 970 280 1090">担当</td> <td data-bbox="280 970 1099 1090">【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>観光交流課</u>・<u>社会福祉課</u>・長寿福祉課・健康づくり課・<u>環境課</u>・<u>学校教育課</u></td> </tr> </table> <p>第1 市民に対する普及啓発（市民安全課・行政管理課・<u>健康づくり課</u>・<u>環境課</u>）</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>観光交流課</u> ・ <u>社会福祉課</u> ・長寿福祉課・健康づくり課・ <u>環境課</u> ・ <u>学校教育課</u>	<p>第2 市の対応資源の確認（市民安全課・社会福祉課）</p> <p>関係自治体の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画（資料編）」による避難所とし、候補施設の収容力、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておく。</p> <p>また、県及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して、市として提供可能な避難所の運営体制、飲食物や生活必需品等の確認をする。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 原子力防災に関する普及啓発活動</p> <p>市は、原子力災害時における市民の混乱と動揺を避けるため、平常時より広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の啓発と普及に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1218 970 2119 1090"> <tr> <td data-bbox="1218 970 1299 1090">担当</td> <td data-bbox="1299 970 2119 1090">【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>環境課</u>・<u>学校教育課</u>・<u>社会福祉課</u>・長寿福祉課・健康づくり課</td> </tr> </table> <p>第1 市民に対する普及啓発（市民安全課・行政管理課・<u>環境課</u>・<u>健康づくり課</u>）</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>環境課</u> ・ <u>学校教育課</u> ・ <u>社会福祉課</u> ・長寿福祉課・健康づくり課
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>観光交流課</u> ・ <u>社会福祉課</u> ・長寿福祉課・健康づくり課・ <u>環境課</u> ・ <u>学校教育課</u>				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>環境課</u> ・ <u>学校教育課</u> ・ <u>社会福祉課</u> ・長寿福祉課・健康づくり課				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
<p>第3 <u>要配慮者</u> への配慮（<u>市民安全課・観光交流課・社会福祉課・長寿福祉課</u>）</p> <p>市は、防災知識の普及と啓発に際して、<u>高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者</u> に十分配慮し、<u>パンフレット、チラシの配布等により、原子力防災に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。</u></p>	<p>第3 <u>避難行動要支援者</u>への配慮（ _____ ・社会福祉課・長寿福祉課・<u>健康づくり課</u>）</p> <p>市は、防災知識の普及と啓発に際して、<u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、などの避難行動要支援者</u>に十分配慮し、<u>地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。</u></p> <p>_____</p>

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

市は、施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合等において、状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

その際、災害の規模によっては、専門部署を設置し、総括的に災害応急対策を行う。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・ 健康づくり課 ・環境課・全課 【関係機関】消防団
----	--

第1 配備体制の基準・動員配備（市民安全課・行政管理課・人事課）

(略)

修正前

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

市は、施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合等において、状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

その際、災害の規模によっては、専門部署を設置し、総括的に災害応急対策を行う。

担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課_____・環境課・全課 _____
----	--

第1 配備体制の基準・動員配備（市民安全課・行政管理課・人事課）

(略)

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後				修正前																											
<p>2 災害対策本部設置後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>指揮者</th> <th>動員配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>・内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合。</td> <td>本部長 (市長)</td> <td>災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、<u>全課(解)長、各施設長</u> ・消防長 ・予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>・市内の被害が甚大と予想されるとき。 ・本部長(市長)が必要と認めるとき。</td> <td>本部長 (市長)</td> <td>全職員動員</td> </tr> </tbody> </table>				配備体制	配備基準	指揮者	動員配備	第1非常配備	・内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合。	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、 <u>全課(解)長、各施設長</u> ・消防長 ・予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞	第2非常配備	・市内の被害が甚大と予想されるとき。 ・本部長(市長)が必要と認めるとき。	本部長 (市長)	全職員動員	<p>2 災害対策本部設置後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>指揮者</th> <th>動員配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>・内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合。</td> <td>本部長 (市長)</td> <td>災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、<u>全課長</u> ・消防長 ・予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>・市内の被害が甚大と予想されるとき。 ・本部長(市長)が必要と認めるとき。</td> <td>本部長 (市長)</td> <td>全職員動員</td> </tr> </tbody> </table>				配備体制	配備基準	指揮者	動員配備	第1非常配備	・内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合。	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、 <u>全課長</u> ・消防長 ・予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞	第2非常配備	・市内の被害が甚大と予想されるとき。 ・本部長(市長)が必要と認めるとき。	本部長 (市長)	全職員動員
配備体制	配備基準	指揮者	動員配備																												
第1非常配備	・内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合。	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、 <u>全課(解)長、各施設長</u> ・消防長 ・予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞																												
第2非常配備	・市内の被害が甚大と予想されるとき。 ・本部長(市長)が必要と認めるとき。	本部長 (市長)	全職員動員																												
配備体制	配備基準	指揮者	動員配備																												
第1非常配備	・内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合。	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、 <u>全課長</u> ・消防長 ・予想される災害に関する部課において必要な職員(全職員の半数程度) ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞																												
第2非常配備	・市内の被害が甚大と予想されるとき。 ・本部長(市長)が必要と認めるとき。	本部長 (市長)	全職員動員																												
<p>第2 活動の要点(市民安全課班・環境課・全班)</p> <p>(略)</p>				<p>第2 活動の要点(市民安全課班・環境課・全班)</p> <p>(略)</p>																											

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後			修正前		
2 災害対策本部設置後			2 災害対策本部設置後		
配備体制	動員配備職員	活動の要点	配備体制	動員配備職員	活動の要点
第1 非常 配備	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課(廃)長への指示を行う。 ・屋内退避、避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。 	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課長への指示を行う。 ・屋内退避、避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。 	
	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 	
	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・副本部長として市長を補佐する。 	
	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 	
	企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 	企画政策部長	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。 	
	各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課(廃)長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 	各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 	

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後			修正前		
		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。
	消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。	消防長		・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
	消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。	消防団長		・本部員として各分団へ指示を伝達する。
	各課(解)長 各施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長(各施設長においては所管課長)に報告する。 	各課長		<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長に報告する。
	配備につく各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。	配備につく各職員		・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
第2非常配備	全職員	<p>地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を実施する。</p> <p>非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。</p>	第2非常配備	全職員	<p>地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を実施する。</p> <p>非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。</p>
(略)			(略)		
第8 防災業務関係者の安全確保 (市民安全課・健康づくり課・環			第8 防災業務関係者の安全確保 (市民安全課_____・環		

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>境課 _____)</p> <p>(略)</p> <h2>第2節 災害対策本部の設置</h2> <p>(略)</p> <h3>第6 複合災害発生時の体制 (市民安全課班・全班)</h3> <p><u>第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第8複合災害発生時の体制」を準用する。</u></p> <h2>第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信の確保</h2> <p>市は、県から警戒事態または施設敷地緊急事態（原災法第10条に規定する通報すべき特定事象が発生）の連絡を受けた場合、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。</p> <table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課・<u>情報政策課</u>・環境課・全課</td></tr></table> <p>(略)</p> <h2>第2 応急対策活動情報の連絡 (市民安全課・行政管理課・<u>情報政</u></h2>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>情報政策課</u> ・環境課・全課	<p>境課・<u>健康づくり課</u>)</p> <p>(略)</p> <h2>第2節 災害対策本部の設置</h2> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <hr/> <hr/> <h2>第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信の確保</h2> <p>市は、県から警戒事態または施設敷地緊急事態（原災法第10条に規定する通報すべき特定事象が発生）の連絡を受けた場合、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。</p> <table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課 _____ ・環境課・全課</td></tr></table> <p>(略)</p> <h2>第2 応急対策活動情報の連絡 (市民安全課・行政管理課 _____</h2>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課 _____ ・環境課・全課
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ <u>情報政策課</u> ・環境課・全課				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課 _____ ・環境課・全課				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前						
<p>策課)</p> <p>(略)</p> <p>第4 一般回線が使用できない場合の対処 (行政管理課・<u>情報政策課</u>)</p> <p>第4節 緊急時モニタリングの実施</p> <p>市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊急時モニタリングを実施する。</p> <table border="1" data-bbox="201 751 1102 799"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課・<u>人事課</u>・環境課_____・全課</td> </tr> </table> <p>第1 緊急時モニタリング体制 (市民安全課・<u>人事課</u>・環境課_____・全課)</p> <p>(略)</p> <p>1 緊急時モニタリング班の組織及び業務</p> <p>1) 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを編成しない特別チームで活動にあたる。</p> <p>2) 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="215 1347 1102 1423"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 緊急時モニタリング実施計画の策定 </td> </tr> </table>	担当	【本庁】市民安全課・ <u>人事課</u> ・環境課_____・全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 緊急時モニタリング実施計画の策定 	<p>_____)</p> <p>(略)</p> <p>第4 一般回線が使用できない場合の対処 (行政管理課_____)</p> <p>第4節 緊急時モニタリングの実施</p> <p>市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊急時モニタリングを実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1220 751 2121 799"> <tr> <td>担当</td> <td>【本庁】市民安全課_____・環境課・<u>人事課</u>・全課</td> </tr> </table> <p>第1 緊急時モニタリング体制 (市民安全課_____・環境課・<u>人事課</u>・全課)</p> <p>(略)</p> <p>1 緊急時モニタリング班の組織及び業務</p> <p>1) 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを編成しない特別チームで活動にあたる。</p> <p>2) 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1234 1347 2121 1423"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 緊急時モニタリング実施計画の策定 </td> </tr> </table>	担当	【本庁】市民安全課_____・環境課・ <u>人事課</u> ・全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 緊急時モニタリング実施計画の策定
担当	【本庁】市民安全課・ <u>人事課</u> ・環境課_____・全課						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 緊急時モニタリング実施計画の策定 							
担当	【本庁】市民安全課_____・環境課・ <u>人事課</u> ・全課						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 緊急時モニタリング実施計画の策定 							

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングに関する情報の収集整理 ・<u>空間放射線量率</u>の測定 ・環境試料の採取及び分析 ・緊急時対応要員の被ばく管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングに関する情報の収集整理 ・<u>空間放射線量</u>の測定 ・環境試料の採取及び分析 ・緊急時対応要員の被ばく管理 				
<p>(略)</p> <h3>第5節 屋内退避等の防護措置の実施</h3> <p>市は、原子力災害が発生し、市民等に対する防護措置の実施について、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合、あらかじめ定める基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護措置を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="201 699 1099 820"> <tr> <td data-bbox="201 699 280 820">担当</td> <td data-bbox="280 699 1099 820"> 【本庁】市民安全課・<u>観光交流課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・商工課・<u>環境課</u>・学校教育課・こども課 【関係機関】自主防災組織 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <h3>第2 避難の実施（社会福祉課・健康づくり課）</h3> <h4>1 避難所</h4> <p>市は、必要に応じて、避難及び<u>避難退域時検査</u>等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じて、管理者の同意を得て避難所等として開設する。</p> <h4>2 避難所の運営</h4> <p>市は、必要に応じて、各避難場所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨ</p>	担当	【本庁】市民安全課・<u>観光交流課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・商工課・<u>環境課</u>・学校教育課・こども課 【関係機関】自主防災組織	<p>(略)</p> <h3>第5節 屋内退避等の防護措置の実施</h3> <p>市は、原子力災害が発生し、市民等に対する防護措置の実施について、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合、あらかじめ定める基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護措置を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1218 699 2116 820"> <tr> <td data-bbox="1218 699 1296 820">担当</td> <td data-bbox="1296 699 2116 820"> 【本庁】市民安全課・<u>環境課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・商工課・<u>観光交流課</u> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <h3>第2 避難の実施（社会福祉課・健康づくり課）</h3> <h4>1 避難所</h4> <p>市は、必要に応じて、避難及び<u>スクリーニング</u>等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じて、管理者の同意を得て避難所等として開設する。</p> <h4>2 避難所の運営</h4> <p>市は、必要に応じて、各避難場所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨ</p>	担当	【本庁】市民安全課・<u>環境課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・商工課・<u>観光交流課</u>
担当	【本庁】市民安全課・<u>観光交流課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・商工課・<u>環境課</u>・学校教育課・こども課 【関係機関】自主防災組織				
担当	【本庁】市民安全課・<u>環境課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・商工課・<u>観光交流課</u>				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
<p>ウ素剤の準備、<u>避難退域時検査</u>の実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。</p>	<p>ウ素剤の準備、<u>スクリーニング</u>の実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 情報提供</p> <p>市は、市民等の避難誘導に当たっては、避難や<u>避難退域時検査</u>の場所の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。</p>	<p>4 情報提供</p> <p>市は、市民等の避難誘導に当たっては、避難や<u>スクリーニング</u>の場所の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 避難の指示</p> <p>市は、各種情報<u>に</u>基づいて必要な避難先を調整し、避難対象となる市民等に対して避難先、避難のための移動方法及び集合場所等の必要な情報を提供し、避難情報の発令を行う。</p>	<p>6 避難の指示</p> <p>市は、各種情報<u>の</u>基づいて必要な避難先を調整し、避難対象となる市民等に対して避難先、避難のための移動方法及び集合場所等の必要な情報を提供し、避難情報の発令を行う。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3 要配慮者への配慮 (<u>市民安全課</u>・社会福祉課・長寿福祉課 <u>健康づくり課</u>・<u>学校教育課</u>・<u>こども課</u>)</p>	<p>第3 要配慮者への配慮 (_____ ・社会福祉課・長寿福祉課・<u>学校教育課</u>・健康づくり課 _____)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 学校等施設</p>	<p>2 学校 _____</p>

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
<p>学校等施設<u>の管理者</u>は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難情報の発令があった場合、あらかじめ定められた計画等に基づき、生徒等を安全に帰宅させる、または保護者に引き渡すなどの必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第4 飲食物、生活必需品等の供給（市民安全課・<u>観光交流課</u>・<u>商工課</u>_____）</p> <p>(略)</p> <p>第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課）</p> <p>1 安定ヨウ素剤の準備及び配布</p> <p>市は、事故の状況に応じて、安定ヨウ素剤の___服用が必要になった場合に備え、市が備蓄する安定ヨウ素剤を確認し、輸送手段、小児用のシロップ剤の調剤に必要な薬剤師、配布の際に立ち会う医療関係者等の手配の準備を行う。</p> <p>2 安定ヨウ素剤の服用の指示</p> <p>市は、国及び県の指示・助言をもとに、安定ヨウ素剤の___服用の判断を行う。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示する。</p> <p>(略)</p>	<p>学校等施設_____は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難情報の発令があった場合、あらかじめ定められた計画等に基づき、生徒等を安全に帰宅させる、または保護者に引き渡すなどの必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第4 飲食物、生活必需品等の供給（市民安全課_____・<u>商工課</u>・<u>観光交流課</u>）</p> <p>(略)</p> <p>第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課）</p> <p>1 安定ヨウ素剤の準備及び配布</p> <p>市は、事故の状況に応じて、安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用が必要になった場合に備え、市が備蓄する安定ヨウ素剤を確認し、輸送手段、小児用のシロップ剤の調剤に必要な薬剤師、配布の際に立ち会う医療関係者等の手配の準備を行う。</p> <p>2 安定ヨウ素剤の服用の指示</p> <p>市は、国及び県の指示・助言をもとに、安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用の判断を行う。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示する。</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施</p> <p>市は、原子力災害が発生した場合、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除について、国及び県の指導・助言に基づき実施する。</p> <table border="1" data-bbox="199 576 1099 660"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・農政課・環境課_____・水道施設課・学校教育課</td></tr></table> <p>第1 飲食物の出荷制限、摂取制限等（市民安全課・農政課・環境課_____・水道施設課・学校教育課）</p> <p>(略)</p> <p>第2 放射性物質の影響の把握（市民安全課・農政課・環境課_____・水道施設課・学校教育課）</p> <p>(略)</p> <p>第9節 原子力災害医療活動</p> <p>市は、必要に応じて、あらかじめ定めた緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療を実施する。</p>	担当	【本庁】市民安全課・ 農政課 ・環境課_____・水道施設課・学校教育課	<p>第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施</p> <p>市は、原子力災害が発生した場合、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除について、国及び県の指導・助言に基づき実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1218 576 2119 660"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課_____・環境課・農政課・水道施設課・学校教育課</td></tr></table> <p>第1 飲食物の出荷制限、摂取制限等（市民安全課_____・環境課・農政課・水道施設課・学校教育課）</p> <p>(略)</p> <p>第2 放射性物質の影響の把握（市民安全課_____・環境課・農政課・水道施設課・学校教育課）</p> <p>(略)</p> <p>第9節 原子力災害医療活動</p> <p>市は、必要に応じて、あらかじめ定めた緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療を実施する。</p>	担当	【本庁】市民安全課_____・環境課・ 農政課 ・水道施設課・学校教育課
担当	【本庁】市民安全課・ 農政課 ・環境課_____・水道施設課・学校教育課				
担当	【本庁】市民安全課_____・環境課・ 農政課 ・水道施設課・学校教育課				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
<p>また、必要に応じて、<u>避難区域時検査</u>実施時などに住民説明等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>また、必要に応じて、<u>スクリーニング</u>実施時などに住民説明等を行う。</p> <p>(略)</p>
<h3>第10節 情報伝達活動</h3>	<h3>第10節 情報伝達活動</h3>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3 安否情報の提供等</p> <p><u>第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画第11節避難所「第6 安否情報の提供等」を準用する。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <hr/> <hr/>
<p>第4 多様な情報伝達手段の確保（市民安全課・行政管理課・秘書広報課）</p>	<p>第3 多様な情報伝達手段の確保（市民安全課・行政管理課・秘書広報課）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第5 情報伝達困難者等に対する情報伝達（市民安全課・社会福祉課・秘書広報課）</p>	<p>第4 情報伝達困難者等に対する情報伝達（市民安全課・社会福祉課・秘書広報課）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第11節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援</p> <p>関係自治体が全域に及ぶ避難を要する事態が発生した場合、県の調整・決定を踏まえ、本市が受け入れ先となる場合、市として迅速な対応を行う。</p> <table border="1" data-bbox="199 655 1104 815"> <tr> <td data-bbox="199 655 282 815">担当</td> <td data-bbox="282 655 1104 815"> 【本庁】 市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・健康づくり課・商工課_____・道路河川課・建築住宅課・会計課 【関係機関】 (福) 須賀川市社会福祉協議会 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6 飲食物、生活必需品等の供給 (観光交流課・商工課_____)</p> <p>(略)</p> <p>第9 自発的支援の受け入れ (観光交流課・社会福祉課・商工課_____・会計課・(福) 須賀川市社会福祉協議会)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課・ 観光交流課 ・社会福祉課・健康づくり課・商工課_____・道路河川課・建築住宅課・ 会計課 【関係機関】 (福) 須賀川市社会福祉協議会	<p>第11節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援</p> <p>関係自治体が全域に及ぶ避難を要する事態が発生した場合、県の調整・決定を踏まえ、本市が受け入れ先となる場合、市として迅速な対応を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1216 655 2128 815"> <tr> <td data-bbox="1216 655 1299 815">担当</td> <td data-bbox="1299 655 2128 815"> 【本庁】 市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・健康づくり課・商工課・観光交流課・道路河川課・建築住宅課_____ </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6 飲食物、生活必需品等の供給 (_____ 商工課・観光交流課)</p> <p>(略)</p> <p>第9 自発的支援の受け入れ (_____ 社会福祉課・商工課・観光交流課 _____)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・健康づくり課・商工課・ 観光交流課 ・道路河川課・建築住宅課_____
担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課・ 観光交流課 ・社会福祉課・健康づくり課・商工課_____・道路河川課・建築住宅課・ 会計課 【関係機関】 (福) 須賀川市社会福祉協議会				
担当	【本庁】 市民安全課・行政管理課_____・社会福祉課・健康づくり課・商工課・ 観光交流課 ・道路河川課・建築住宅課_____				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
<p>1 <u>NPO・ボランティア等</u>の受け入れ</p> <p>市は、関係機関と相互協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、<u>NPO・ボランティア等</u>の受付・調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>1 _____ボランティア_の受け入れ</p> <p>市は、関係機関と相互協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、_____ボランティア_の受付・調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。</p> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<h2 data-bbox="210 443 1010 512">第4章 災害復旧・復興計画</h2> <h3 data-bbox="114 592 667 639">第1節 放射性物質への対応</h3> <p data-bbox="159 659 1099 730">市は、原子力災害発生後、放射性物質への対応を実施し、早期の災害復旧・復興に向け努力する。</p> <table border="1" data-bbox="203 735 1099 799"><tr><td data-bbox="203 735 280 799">担当</td><td data-bbox="280 735 1099 799">【本庁】市民安全課・行政管理課・農政課・環境課</td></tr></table> <p data-bbox="159 842 203 874">(略)</p> <h3 data-bbox="136 938 1066 978">第2 各種制限措置の解除（市民安全課・農政課・環境課</h3> <p data-bbox="226 1018 271 1058">）</p> <p data-bbox="159 1118 203 1150">(略)</p> <h3 data-bbox="143 1214 1099 1254">第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表（行政管理課・</h3> <p data-bbox="237 1289 539 1329">環境課</p> <p data-bbox="159 1393 203 1425">(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ 農政課 ・環境課	<h2 data-bbox="1229 443 2029 512">第4章 災害復旧・復興計画</h2> <h3 data-bbox="1133 592 1686 639">第1節 放射性物質への対応</h3> <p data-bbox="1178 659 2119 730">市は、原子力災害発生後、放射性物質への対応を実施し、早期の災害復旧・復興に向け努力する。</p> <table border="1" data-bbox="1223 735 2119 799"><tr><td data-bbox="1223 735 1299 799">担当</td><td data-bbox="1299 735 2119 799">【本庁】市民安全課・行政管理課・環境課・農政課</td></tr></table> <p data-bbox="1178 842 1223 874">(略)</p> <h3 data-bbox="1155 938 2085 978">第2 各種制限措置の解除（市民安全課・環境課・農政</h3> <p data-bbox="1245 1018 1290 1058">課</p> <p data-bbox="1178 1118 1223 1150">(略)</p> <h3 data-bbox="1162 1214 2119 1254">第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表（</h3> <p data-bbox="1263 1289 1565 1329">環境課・行政管理課）</p> <p data-bbox="1178 1393 1223 1425">(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・環境課・ 農政課
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・ 農政課 ・環境課				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・環境課・ 農政課				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
<p>第3節 風評被害等対策</p> <p>市は、原子力災害発生後、市内農林畜水産物等への風評被害軽減のための対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="199 576 1106 660"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・観光交流課・農政課・環境課</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>第2 販売促進・観光誘致活動 (観光交流課・農政課)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・ 観光交流課 ・ 農政課 ・環境課	<p>第3節 風評被害等対策</p> <p>市は、原子力災害発生後、市内農林畜水産物等への風評被害軽減のための対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1218 576 2128 660"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課 _____ ・環境課・農政課・観光交流課</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>第2 販売促進・観光誘致活動 (_____ 農政課・観光交流課)</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課 _____ ・環境課・ 農政課 ・ 観光交流課
担当	【本庁】市民安全課・ 観光交流課 ・ 農政課 ・環境課				
担当	【本庁】市民安全課 _____ ・環境課・ 農政課 ・ 観光交流課				

修正後	修正前				
<h2 style="text-align: center;">第1章 航空機事故対策計画</h2> <p>航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空事故に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td> 【本庁】 市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・福島空港事務所・東京航空局福島空港出張所 </td> </tr> </table> <h3>第1節 航空事故予防対策</h3> <p>(略)</p> <h3>第2 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・警察署・自主防災組織）</h3> <p>市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等において要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>NPO</u>・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】 市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・福島空港事務所・東京航空局福島空港出張所	<h2 style="text-align: center;">第1章 航空機事故対策計画</h2> <p>航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空事故に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td> 【本庁】 市民安全課 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署 _____・福島空港事務所・東京航空局福島空港出張所 </td> </tr> </table> <h3>第1節 航空事故予防対策</h3> <p>(略)</p> <h3>第2 要配慮者対策（市民安全課_____・消防本部・消防団_____）</h3> <p>市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等において要配慮者に十分配慮し、民生____・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	担当	【本庁】 市民安全課 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署 _____・福島空港事務所・東京航空局福島空港出張所
担当	【本庁】 市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・福島空港事務所・東京航空局福島空港出張所				
担当	【本庁】 市民安全課 【関係機関】 消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署 _____・福島空港事務所・東京航空局福島空港出張所				

須賀川市地域防災計画
第5部 事故対策計画

修正後	修正前
<p>第2節 航空事故応急対策</p> <p>第2 災害情報の収集伝達（市民安全課・消防本部・消防団・警察本部）</p> <p>(略)</p> <p>■ 福島空港等における航空機事故の情報伝達系統</p> <pre> graph TD A[発見者・原因者] --> B[須賀川空港事務所 (現地災害対策本部)] A --> C[須賀川警察署 石川警察署] B --> D[須賀川地方 広域消防本部] B --> E[須賀川市・玉川村 (災害対策本部)] B --> F[航空運送事業者] B --> G[東京航空局 福島空港出張所] B --> H[国土交通省] B --> I[消防庁] B --> J[医師会・ 医療機関] B --> K[県(災害対策地方本部) 県中地方振興局] B --> L[警察本部] C --> L F --> G G --> H D --> E E --> F E --> G E --> H E --> I E --> J E --> K E --> L I --> J J --> K K --> L L --> M[警察庁] </pre> <p>(略)</p>	<p>第2節 航空事故応急対策</p> <p>第2 災害情報の収集伝達（市民安全課・消防本部・消防団・警察本部）</p> <p>(略)</p> <p>■ 福島空港等における航空機事故の情報伝達系統</p> <pre> graph TD A[発見者・原因者] --> B[須賀川空港事務所 (現地災害対策本部)] A --> C[須賀川警察署 石川警察署] B --> D[須賀川地方 広域消防本部] B --> E[須賀川市・玉川村 (災害対策本部)] B --> F[航空運送事業者] B --> G[東京航空局 福島空港出張所] B --> H[国土交通省] B --> I[消防庁] B --> J[医師会・ 医療機関] B --> K[県(災害対策地方本部) 県中地方振興局] B --> L[警察本部] C --> L F --> G G --> H D --> E E --> F E --> G E --> H E --> I E --> J E --> K E --> L I --> J J --> K K --> L L --> M[警察庁] </pre> <p>(略)</p>

須賀川市地域防災計画
第5部 事故対策計画

修正後

第2章 鉄道事故対策計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道事故に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・ 自主防災組織 ・鉄道事業者
----	--

第1節 鉄道事故予防対策

(略)

第4 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・**警察署・自主防災組織**）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生**委員**・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、**NPO**・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

(略)

修正前

第2章 鉄道事故対策計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道事故に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署 _____ _____ ・鉄道事業者
----	--

第1節 鉄道事故予防対策

(略)

第4 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団 _____）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生 _____ ・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、 _____ ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

(略)

修正後

第3章 道路事故対策計画

大規模な自動車事故等により多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・道路河川課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・ 自主防災組織 ・道路管理者
----	--

第1節 道路事故予防対策

(略)

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・**警察署・自主防災組織**）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生**委員**・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、**NPO**・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

(略)

修正前

第3章 道路事故対策計画

大規模な自動車事故等により多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・道路河川課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署 _____ _____ ・道路管理者
----	--

第1節 道路事故予防対策

(略)

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団 _____）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生____・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

(略)

修正後	修正前				
<h2 data-bbox="174 288 1039 355">第4章 危険物等事故対策計画</h2> <p data-bbox="181 422 1111 651">危険物及び高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、火薬類の火災・爆発等による多数の死傷者等が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 655 1099 778"> <tr> <td data-bbox="197 655 280 778">担当</td> <td data-bbox="280 655 1099 778"> 【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・<u>自主防災組織</u>・危険物等施設の事業者 </td> </tr> </table> <h3 data-bbox="107 831 712 879">第1節 危険物等事故予防対策</h3> <p data-bbox="152 938 203 970">(略)</p> <h4 data-bbox="132 1034 1099 1150">第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・<u>警察署</u>・<u>自主防災組織</u>）</h4> <p data-bbox="208 1173 1111 1321">市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生<u>委員</u>・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>NPO</u>・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。</p> <p data-bbox="152 1369 203 1401">(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・<u>自主防災組織</u>・危険物等施設の事業者	<h2 data-bbox="1196 288 2060 355">第4章 危険物等事故対策計画</h2> <p data-bbox="1202 422 2132 651">危険物及び高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、火薬類の火災・爆発等による多数の死傷者等が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1218 655 2121 778"> <tr> <td data-bbox="1218 655 1301 778">担当</td> <td data-bbox="1301 655 2121 778"> 【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署 _____・危険物等施設の事業者 </td> </tr> </table> <h3 data-bbox="1128 831 1733 879">第1節 危険物等事故予防対策</h3> <p data-bbox="1173 938 1225 970">(略)</p> <h4 data-bbox="1153 1034 2121 1150">第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団_____）</h4> <p data-bbox="1229 1173 2132 1321">市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生____・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。</p> <p data-bbox="1173 1369 1225 1401">(略)</p>	担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署 _____・危険物等施設の事業者
担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・<u>自主防災組織</u>・危険物等施設の事業者				
担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署 _____・危険物等施設の事業者				

修正後

修正前

第5章 大規模な火災対策計画

第5章 大規模な火災対策計画

大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・建築住宅課・都市計画課 【関係機関】消防本部・消防団・県警本部・須賀川警察署・ 自主防災組織
----	---

担当	(本庁) 市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・建築住宅課・都市計画課 【関係機関】消防本部・消防団・県警本部・須賀川警察署 _____
----	---

第1節 大規模な火災予防対策

第1節 大規模な火災予防対策

(略)

(略)

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・**警察署・自主防災組織**）

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団 _____）

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生**委員**・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、**NPO**・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生____・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

(略)

(略)

修正後

第6章 林野火災対策計画

林野火災は、火災の早期発見、迅速な初期消火が困難で水利等の不便もあるため、被害が拡大するおそれがある。また、一般火災に対する消防活動とは著しく異なり、消防活動が困難な状況となるおそれもあることから、消防関係機関は、関係機関と連携し被害の軽減に努める。

担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・道路河川課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・ 自主防災組織
----	---

第1節 林野火災予防対策

(略)

第3 災害応急対策、災害復旧への備え（市民安全課・**健康づくり課**・農政課_____・消防本部・消防団）

(略)

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団・**警察署**・**自主防災組織**）

修正前

第6章 林野火災対策計画

林野火災は、火災の早期発見、迅速な初期消火が困難で水利等の不便もあるため、被害が拡大するおそれがある。また、一般火災に対する消防活動とは著しく異なり、消防活動が困難な状況となるおそれもあることから、消防関係機関は、関係機関と連携し被害の軽減に努める。

担当	（本庁）市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・道路河川課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署_____
----	---

第1節 林野火災予防対策

(略)

第3 災害応急対策、災害復旧への備え（市民安全課_____・農政課・**健康づくり課**・消防本部・消防団）

(略)

第5 要配慮者対策（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団_____）

須賀川市地域防災計画
第5部 事故対策計画

修正後	修正前
<p>市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生<u>委員</u>・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>NPO</u>・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生____・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>